

参考資料

1 計画策定の経緯

日 程	内 容
平成 20 年 6 月 30 日	第 1 回犬山市障害者計画推進委員会
平成 20 年 7 月 18 日～ 7 月 31 日	犬山市障害者支援に関するアンケート実施
平成 20 年 10 月 3 日	事業所実態調査実施
平成 20 年 11 月 7 日	第 2 回犬山市障害者計画推進委員会
平成 21 年 1 月 7 日	障害者団体等ヒアリング実施
平成 21 年 1 月 27 日	第 3 回犬山市障害者計画推進委員会
平成 21 年 2 月 3 日～ 3 月 4 日	パブリックコメント募集
平成 21 年 2 月 10 日～ 2 月 24 日	愛知県への意見聴取・回答
平成 21 年 3 月 23 日	第 4 回犬山市障害者計画推進委員会

2 犬山市障害者計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における障害者基本計画及び障害福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び検証を行うため、犬山市障害者計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置し、障害者福祉の総合的かつ計画的な推進を図るものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の検証に関すること。
- (3) その他計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者団体
- (3) 民生児童委員
- (4) 保健医療福祉関係機関
- (5) 教育関係機関

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開催することができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会が必要と認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(検討会)

第7条 委員会は、第2条各号に掲げる事項に関し調査研究等を行うため、障害者施策推進検討会（以下「検討会」という。）を置くことができる。

2 検討会は、市の職員をもって構成し、会長は、福祉課長を充てる。

3 検討会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年8月10日から施行する。

2 平成21年3月31日以前に委嘱された委員会の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、同日までとする。

3 犬山市障害者計画推進委員会委員名簿

(任期:H19. 8. 10~H21. 3. 31)

区分	団 体 名 等	氏 名	備 考
学 識 経験者	愛知県立大学教授	田中 良三	委員長
	民事調停委員	齊木 昭子	
障害者 団 体	犬山市身体障害者福祉協会代表	新原 夏美	
	犬山市心身障害児（者）父母の会代表	鈴木 武津子	
	尾北精神障害者家族会犬山支部代表	村田 省三	
	尾北地区聴覚障害者福祉協会代表	尾関 罇	
民生児 童委員	犬山市民生・児童委員代表	久野 剣治	
保 健 医 療 福 祉 関 係 機 関	犬山市ボランティア連絡協議会代表	熊澤 好文	
	犬山市社会福祉協議会代表	渡邊 昭美	
	医療法人 桜桂会 犬山病院代表	加藤 荘二	副委員長
	社会福祉法人 ひかり学園代表	臼井 章雄	
	社会福祉法人 まみずの里代表	鳥見 育夫	
	犬山市心身障害児デイサービスセンター こすもす園代表	河村 照代	
	愛知県江南保健所代表	津坂 光敏	
教 育 関 係	愛知県立小牧養護学校代表	高瀬 文景	

4 アンケート調査結果の概要

(1) アンケート実施状況

調査対象者

- ・ サービス利用者
障害福祉サービス及び地域生活支援事業を利用している人
- ・ サービス未利用者
障害福祉サービス及び地域生活支援事業の申請をしたがまだ利用していない人
- ・ サービス未申請者
障害福祉サービス及び地域生活支援事業の申請をしていない人

実施方法と期間

- ・ 基準日 平成20年7月1日
- ・ 実施期間 平成20年7月18日から7月31日
- ・ 実施方法 サービス利用者：市職員による聞き取り調査
サービス未利用者：市職員による聞き取り調査
サービス未申請者：郵送による配布・回収

配布数及び回答結果

		サービス利用者	サービス未利用者	サービス未申請者	合計
配	布 数	243	77	2,418	2,738
回	収 数	236	70	1,521	1,827
回	収 率	97.12%	90.91%	62.90%	66.73%
無効 回答 数	入院中	4	3	32	39
	入所中	6	0	23	29
	転居	0	0	0	0
	その他	11	3	3	17
	計	21	6	58	85
有	効 回 収 数	215	64	1,463	1,742
有	効 回 収 率	88.48%	83.12%	60.50%	63.62%

(2) 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の認知状況等

1) 居宅介護

【認知状況】

居宅介護の認知状況についてみると、「知っている」の割合が、サービス利用者で 65.6%、申請はしているサービス未利用者で 84.4%、サービス未利用者で 54.9%となっています。

所持している手帳の種類別にみると、サービス利用者では、「身体障害者手帳所持者」と「療育手帳所持者」で「知っている」の割合が高く、7割を超えています。

申請はしているサービス未利用者では、どの手帳所持者でも「知っている」の割合が高く、8割を超えています。

サービス未利用者では、「身体障害者手帳所持者」で「知っている」の割合が高く5割を超えています。

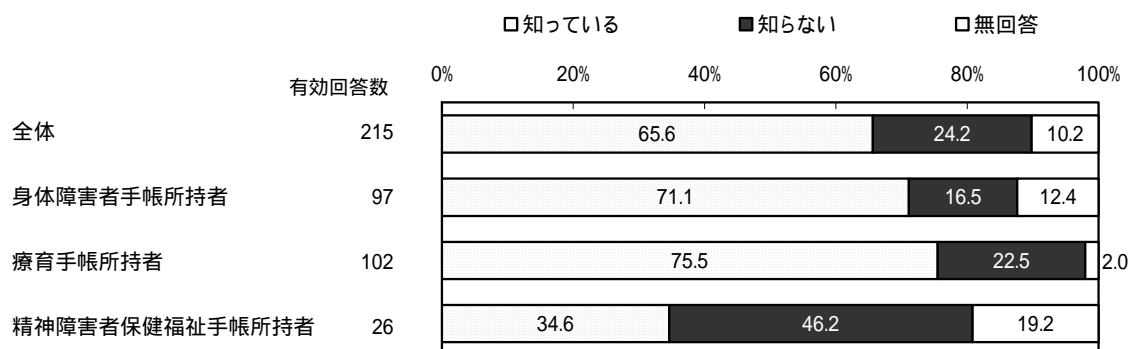


図 サービス利用者の認知状況

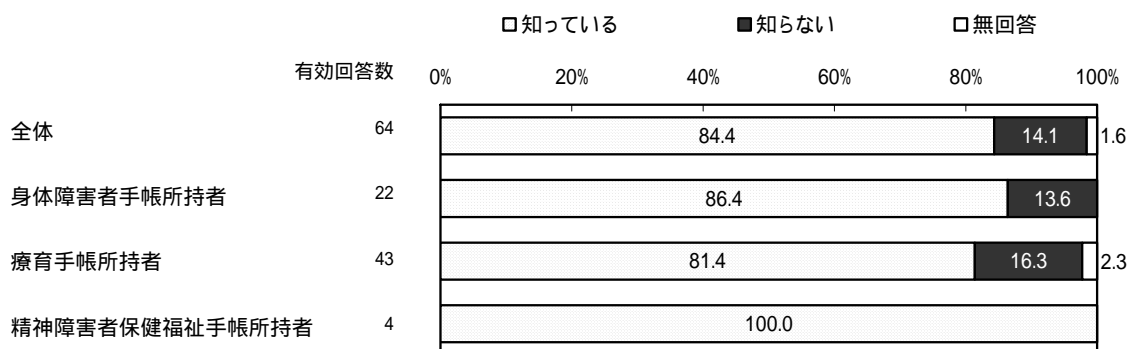


図 申請ありサービス未利用者の認知状況

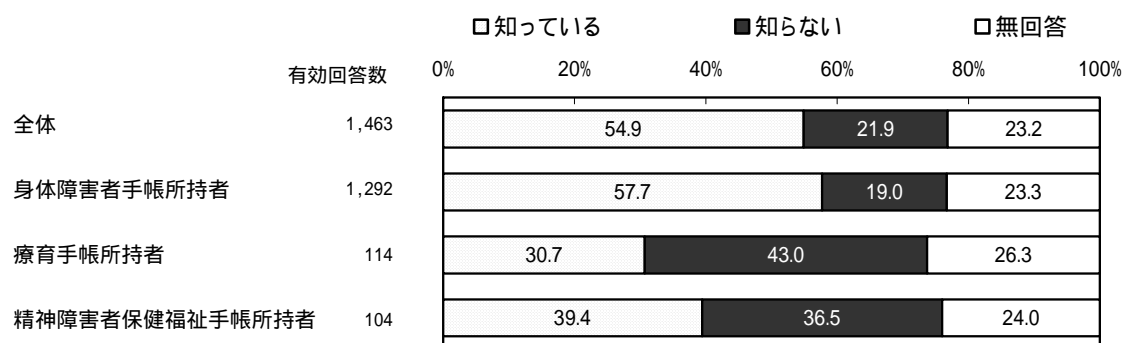


図 サービス未利用者の認知状況

【利用状況】

居宅介護の利用状況についてみると、「利用したことがある」の割合が22.7%、「利用したことがない」の割合が73.8%となっています。

所持している手帳の種類別にみると、「身体障害者手帳所持者」と「精神障害者保健福祉手帳所持者」で「利用したことがある」の割合が高く、3割を超えています。一方、「療育手帳所持者」では「利用したことがない」の割合が高く、9割を超えています。

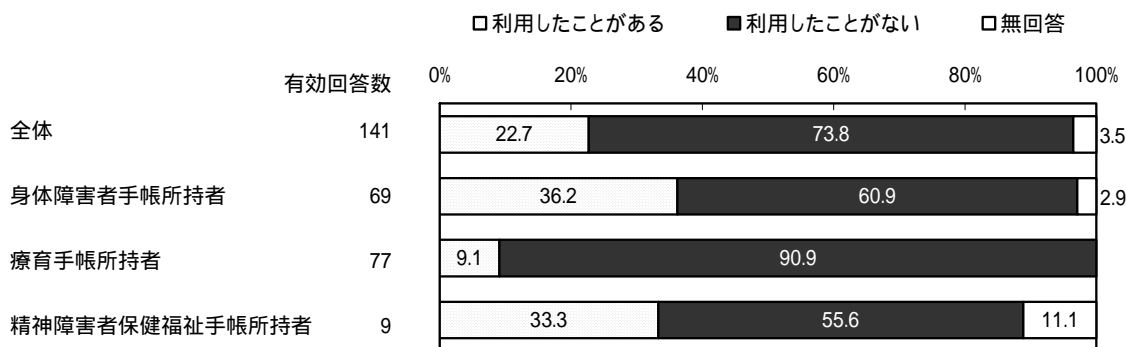


図 サービス利用者の利用状況

【利用意向】

居宅介護の利用意向についてみると、サービス利用者では「必要ない」の割合が最も高く、54.0%、次いで「現状のまま利用したい」が13.5%となっています。申請はしているサービス未利用者では「利用したい」の割合が12.5%、サービス未利用者では4.3%となっています。

所持している手帳の種類別にみると、サービス利用者では、「身体障害者手帳所持者」では「必要ない」の割合が低く、約3割となっています。一方、「療育手帳所持者」で「必要ない」の割合が高く、7割を超えています。

申請はしているサービス未利用者では、「身体障害者手帳所持者」で「利用したい」の割合が高く、約3割となっています。

サービス未利用者では、大きな差異はみられません。

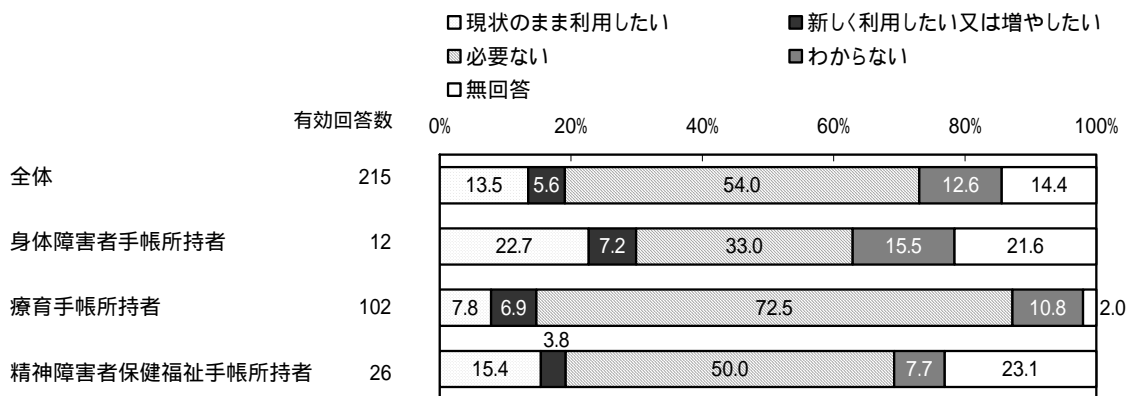


図 サービス利用者の利用意向

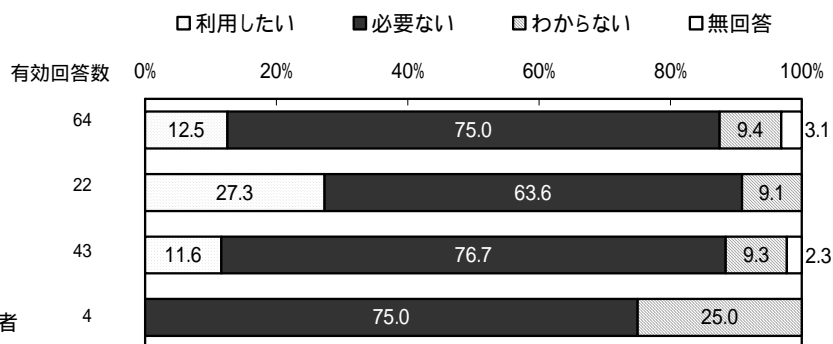


図 申請ありサービス未利用者の利用意向

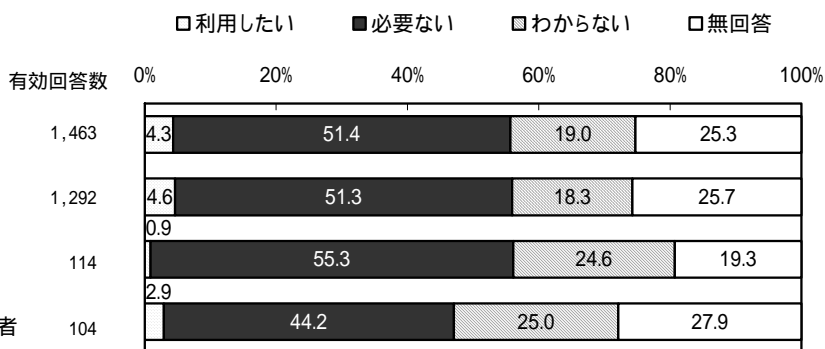


図 サービス未利用者の利用意向

2) 重度訪問介護

【認知状況】

重度訪問介護の認知状況についてみると、「知っている」の割合が、サービス利用者で 30.7%、申請はしているサービス未利用者で 29.7%、サービス未利用者で 41.2%となっています。

所持している手帳の種類別にみると、サービス利用者では、「身体障害者手帳所持者」と「療育手帳所持者」で「知っている」の割合が高く、3割を超えています。

申請はしているサービス未利用者では、大きな差異はみられません。

サービス未利用者では、「身体障害者手帳所持者」で「知っている」の割合が高く4割を超えています。

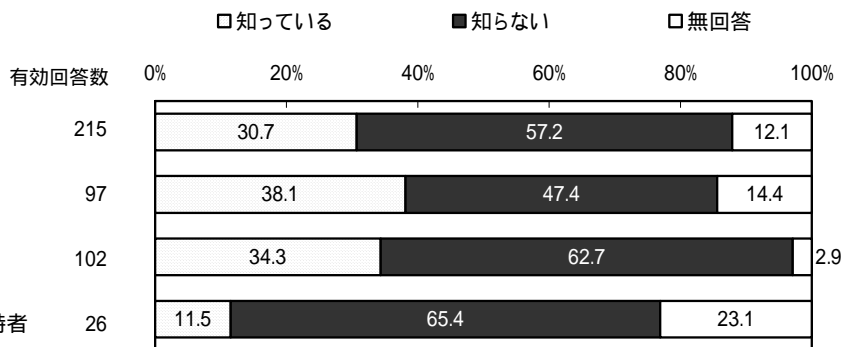


図 サービス利用者の認知状況

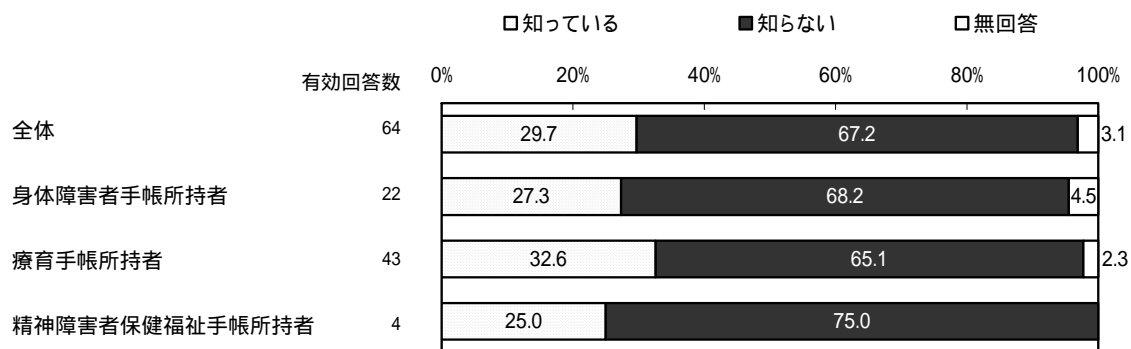


図 申請ありサービス未利用者の認知状況

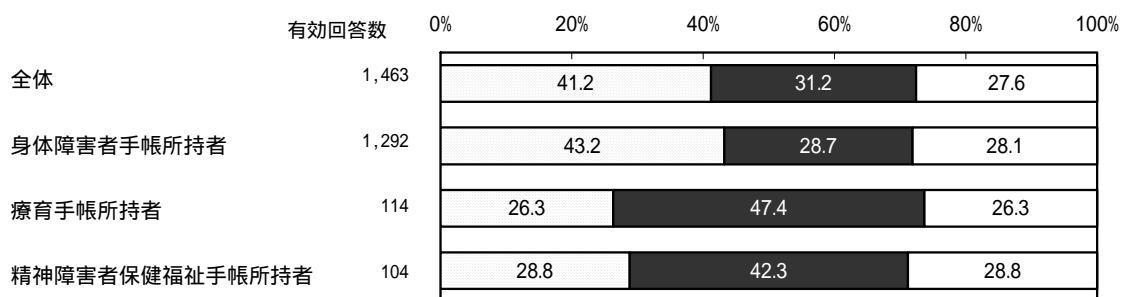


図 サービス未利用者の認知状況

【利用状況】

重度訪問介護の利用状況についてみると、「利用したことがある」の割合が 1.5%、「利用したことがない」の割合が 93.9%となっています。

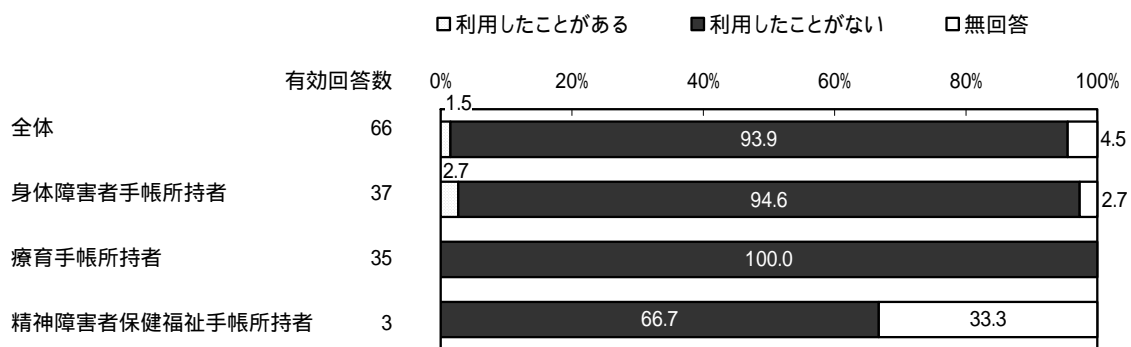


図 サービス利用者の利用状況

【利用意向】

重度訪問介護の利用意向についてみると、「利用したい」の割合が、サービス利用者では4.7%、申請はしているサービス未利用者では0.0%、サービス未利用者では3.8%となっています。

所持している手帳の種類別にみると、サービス利用者、申請はしているサービス未利用者、サービス未利用者ともに、大きな差異はみられません。

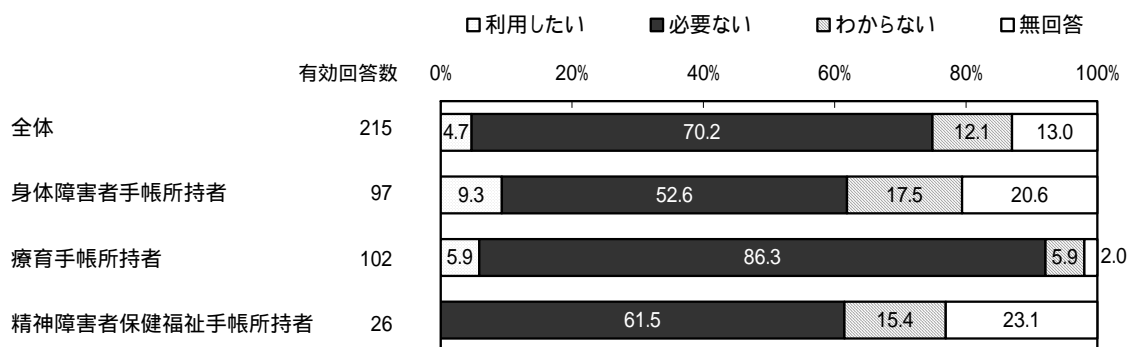


図 サービス利用者の利用意向

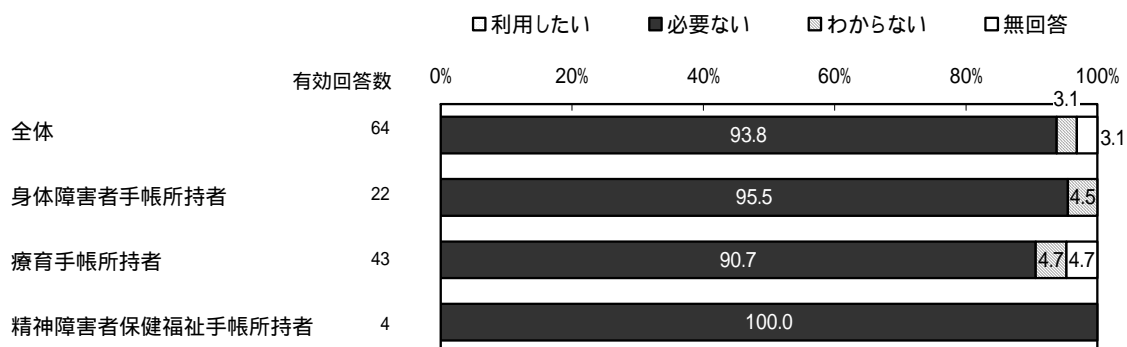


図 申請ありサービス未利用者の利用意向

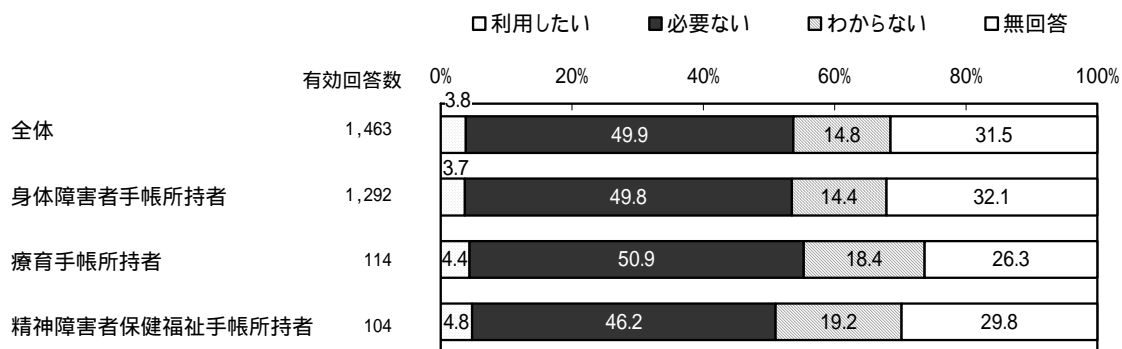


図 サービス未利用者の利用意向

3) 行動援護

【認知状況】

行動援護の認知状況についてみると、「知っている」の割合が、サービス利用者で 21.4%、申請はしているサービス未利用者で 17.2%、サービス未利用者で 17.4%となっています。

所持している手帳の種類別にみると、サービス利用者では、「身体障害者手帳所持者」で「知っている」の割合が高く、約 3 割となっています。

申請はしているサービス未利用者では、大きな差異はみられません。

サービス未利用者では、「身体障害者手帳所持者」で「知っている」の割合が高く、約 2 割となっています。

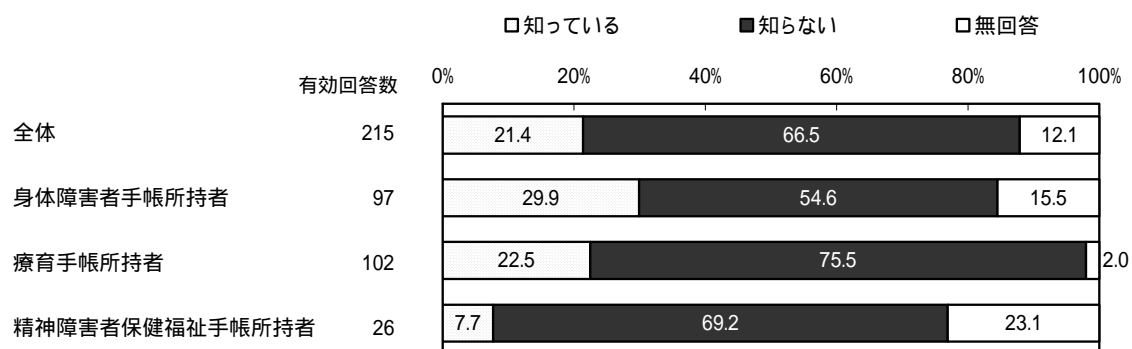


図 サービス利用者の認知状況

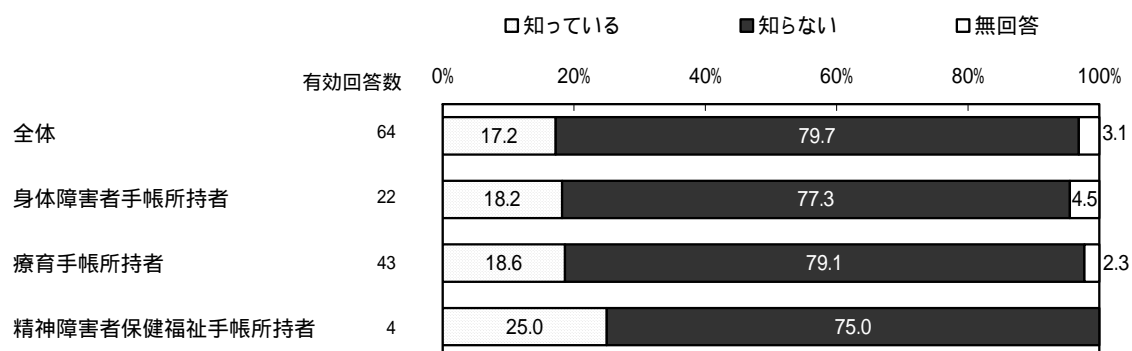


図 申請ありサービス未利用者の認知状況

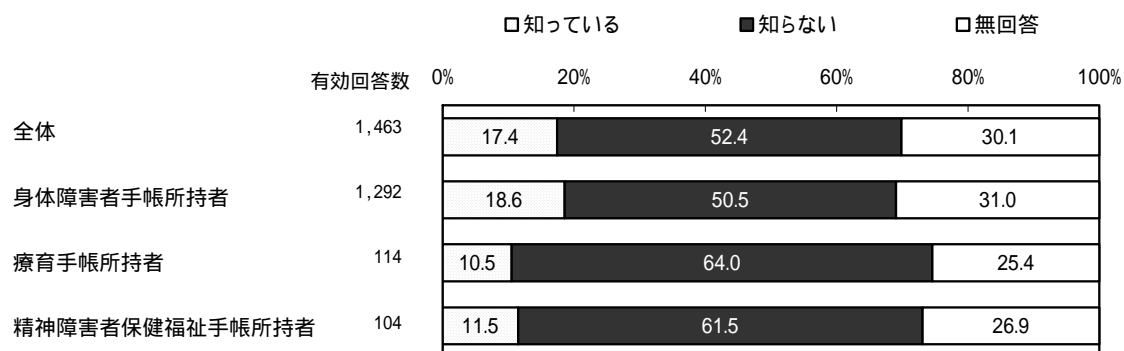


図 サービス未利用者の認知状況

【利用状況】

行動援護の利用状況についてみると、「利用したことがない」の割合が 91.3%となっています。

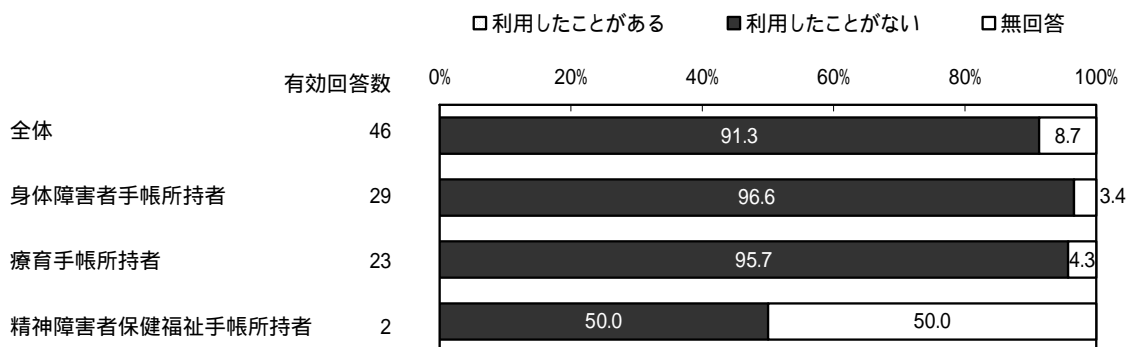


図 サービス利用者の利用状況

【利用意向】

行動援護の利用意向についてみると、「利用したい」の割合が、サービス利用者では 1.9%、申請はしているサービス未利用者では 3.1%、サービス未利用者では 4.4%となっています。

所持している手帳の種類別にみると、サービス利用者では、「療育手帳所持者」で「必要ない」の割合が高く、9割を超えています。

申請はしているサービス未利用者では、大きな差異はみられません。

サービス未利用者では、大きな差異はみられません。

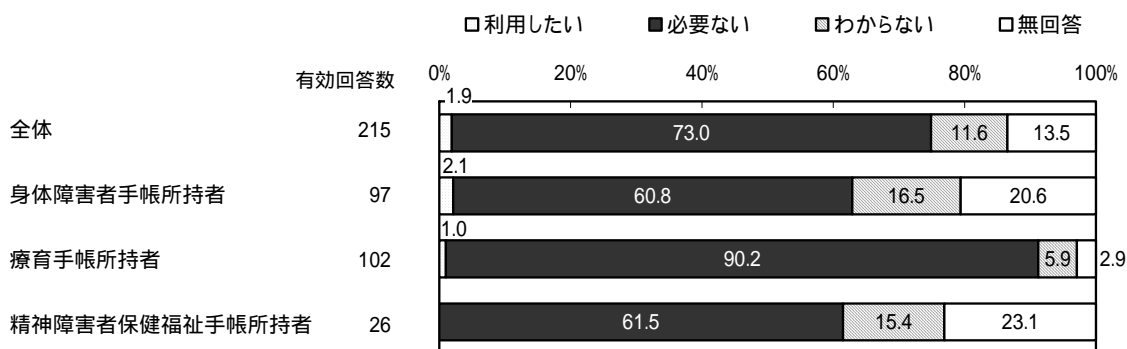


図 サービス利用者の利用意向

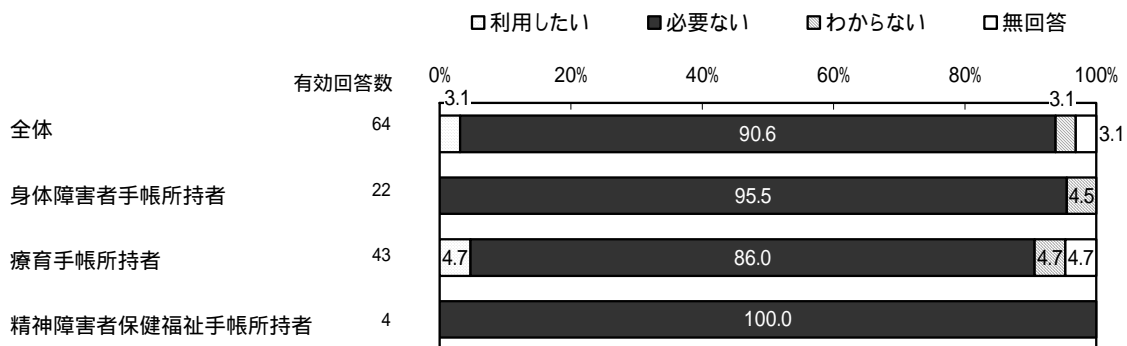


図 申請ありサービス未利用者の利用意向

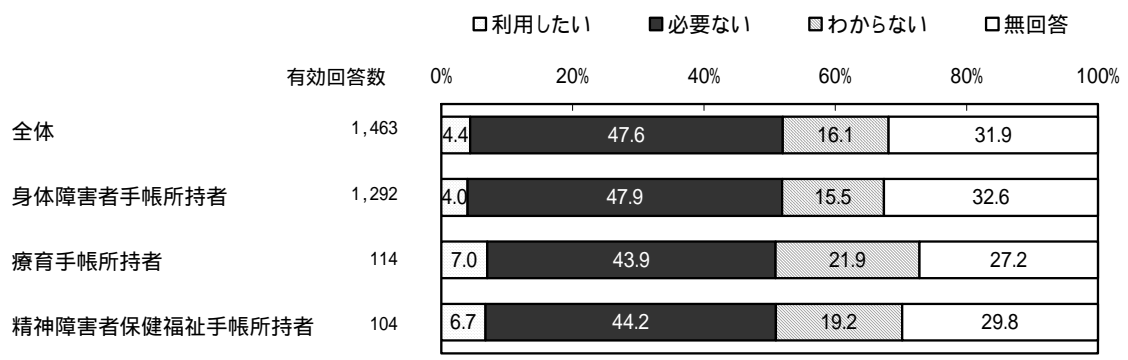


図 サービス未利用者の利用意向

4) 重度障害者等包括支援

【認知状況】

重度障害者等包括支援の認知状況についてみると、「知っている」の割合が、サービス利用者で 13.5%、申請はしているサービス未利用者で 12.5%、サービス未利用者で 22.1%となっています。

所持している手帳の種類別にみると、サービス利用者では、「身体障害者手帳所持者」で「知っている」の割合が高く、約 2 割となっています。

申請はしているサービス未利用者では、「精神障害者保健福祉手帳所持者」で「知っている」の割合が高く、2 割を超えています。

サービス未利用者では、「身体障害者手帳所持者」で「知っている」の割合が高く、2 割を超えています。

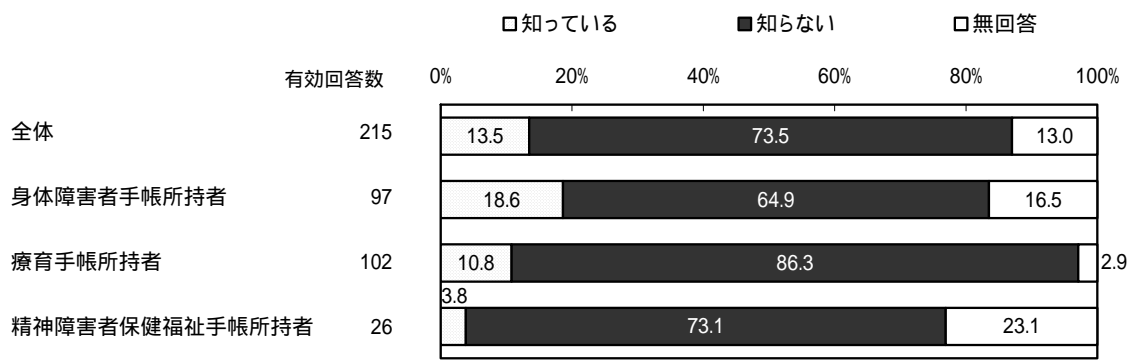


図 サービス利用者の認知状況

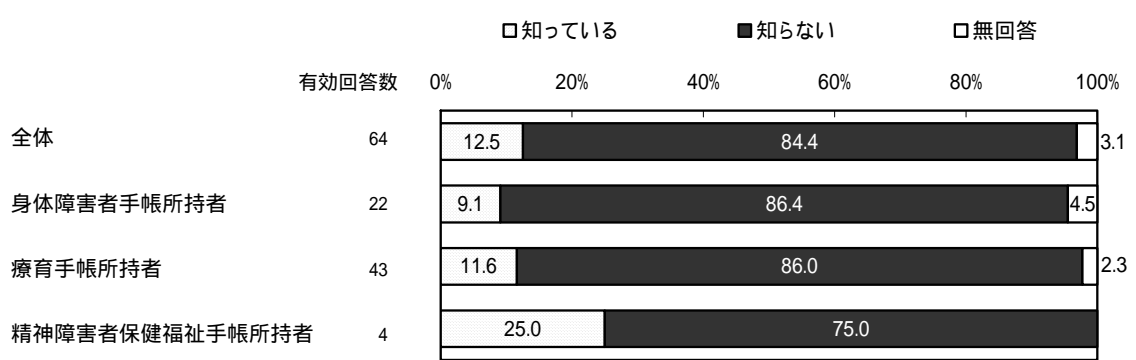


図 申請ありサービス未利用者の認知状況

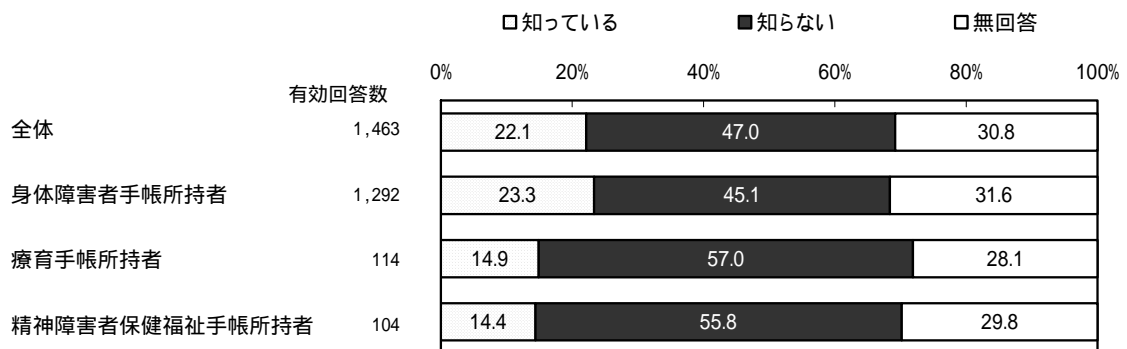


図 サービス未利用者の認知状況

【利用状況】

重度障害者等包括支援の利用状況についてみると、「利用したことがない」の割合が 89.7% となっています。

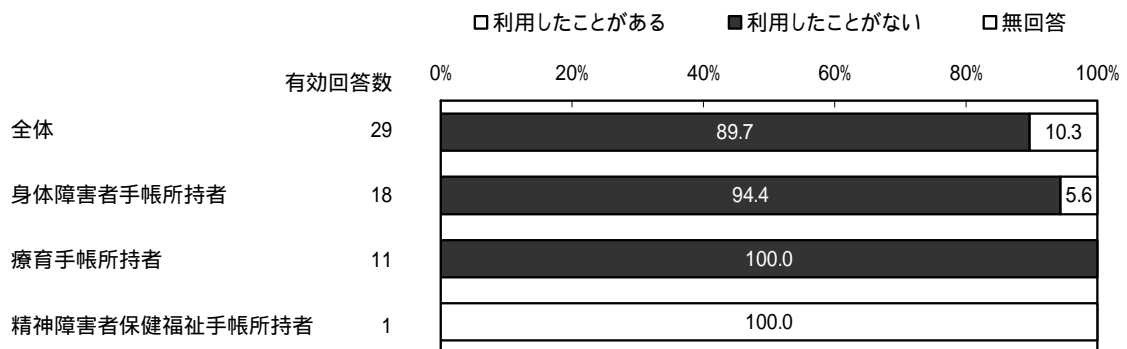


図 サービス利用者の利用状況

【利用意向】

重度障害者等包括支援の利用意向についてみると、「利用したい」の割合が、サービス利用者では 4.7%、申請はしているサービス未利用者では 0.0%、サービス未利用者では 3.1% となっています。

所持している手帳の種類別にみると、サービス利用者では、「療育手帳所持者」で「必要ない」の割合が高く、8割を超えています。

申請はしているサービス未利用者では、大きな差異はみられません。

サービス未利用者では、大きな差異はみられません。

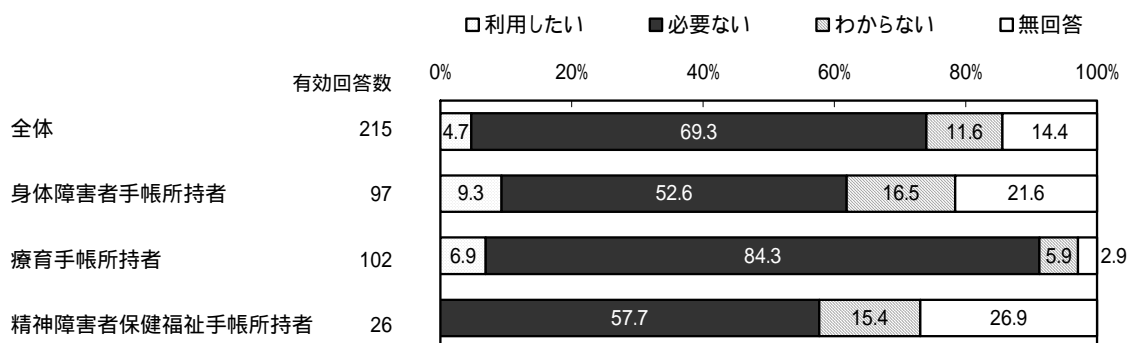


図 サービス利用者の利用意向

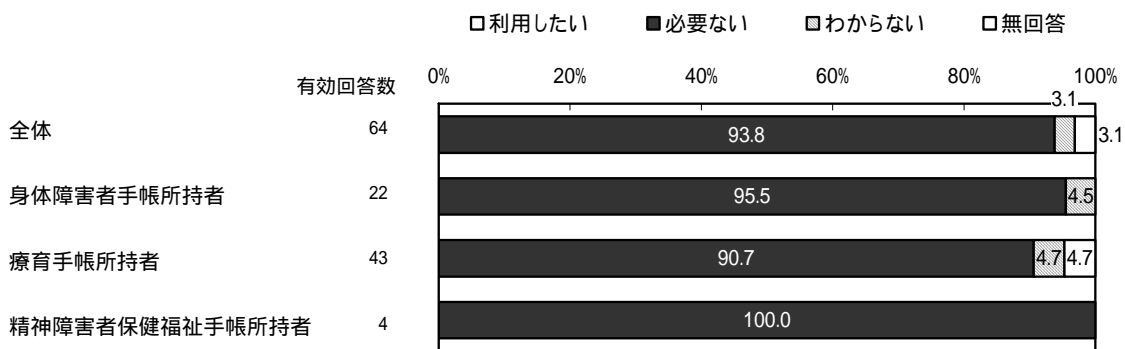


図 申請ありサービス未利用者の利用意向

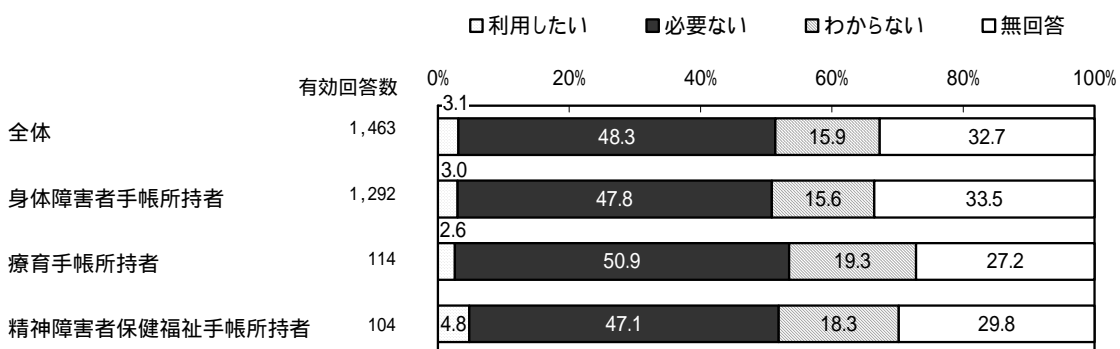


図 サービス未利用者の利用意向

5) 児童デイサービス

【認知状況】

児童デイサービスの認知状況についてみると、「知っている」の割合が、サービス利用者で47.9%、申請はしているサービス未利用者で51.6%、サービス未利用者で15.0%となっています。

所持している手帳の種類別にみると、サービス利用者では、「療育手帳所持者」で「知っている」の割合が高く、5割を超えています。

申請はしているサービス未利用者では、「療育手帳所持者」で「知っている」の割合が高く、6割を超えています。一方、「精神障害者保健福祉手帳所持者」で「知らない」の割合が100%となっています。

サービス未利用者では、「身体障害者手帳所持者」と「療育手帳所持者」で「知っている」の割合が高く、1割を超えています。

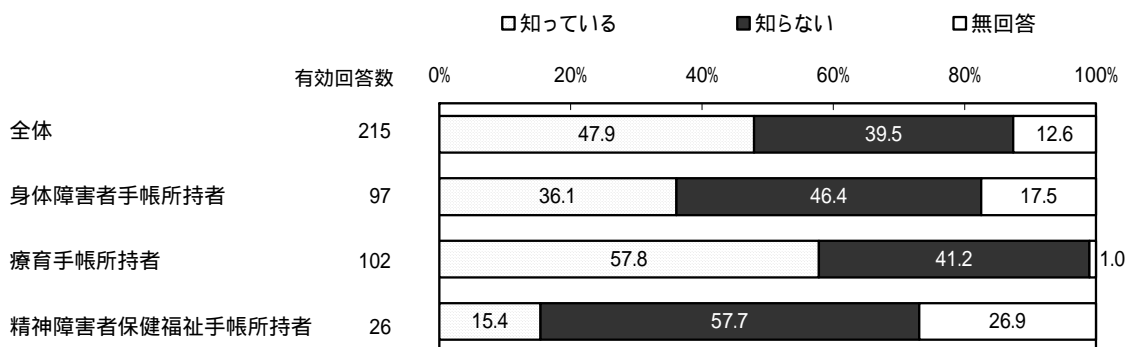


図 サービス利用者の認知状況

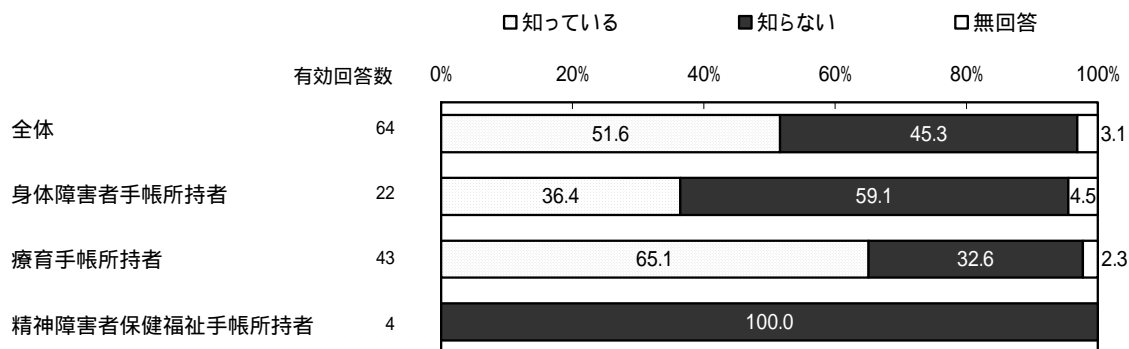


図 申請ありサービス未利用者の認知状況

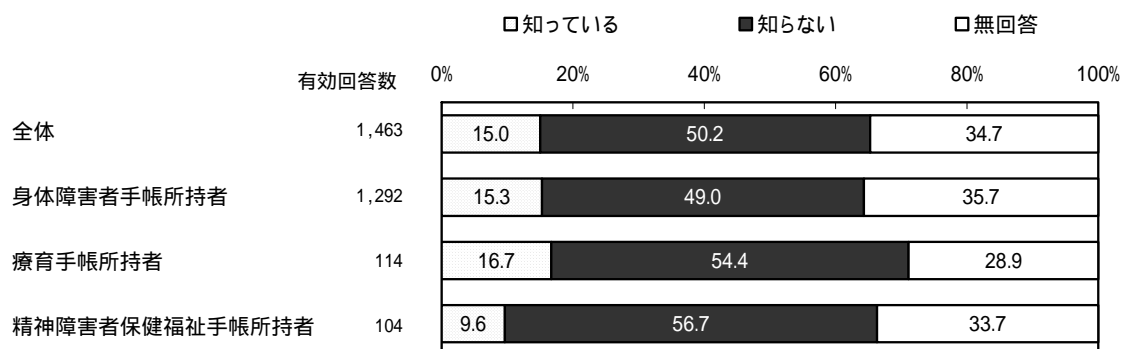


図 サービス未利用者の認知状況

【利用状況】

児童デイサービスの利用状況についてみると、「利用したことがある」の割合が43.7%、「利用したことがない」の割合が51.5%となっています。

所持している手帳の種類別にみると、「療育手帳所持者」で「利用したことがある」の割合が高く、3割を超えています。

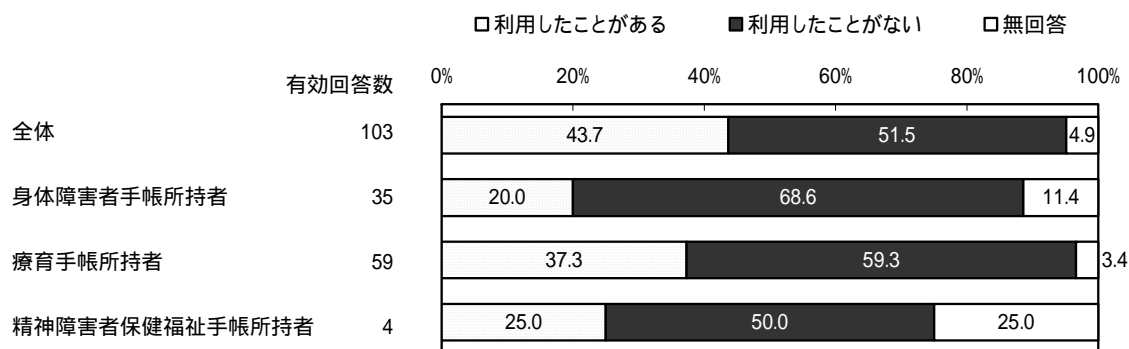


図 サービス利用者の利用状況

【利用意向】

児童デイサービスの利用意向についてみると、サービス利用者では「必要ない」の割合が最も高く、56.3%となっており、次いで「現状のまま利用したい」が14.0%となっています。申請はしているサービス未利用者では「利用したい」の割合が20.3%、サービス未利用者では1.0%となっています。

所持している手帳の種類別にみると、サービス利用者では、「療育手帳所持者」で「必要ない」の割合が高く、7割を超えています。

申請はしているサービス未利用者では、「療育手帳所持者」で「利用したい」の割合が高く、2割を超えています。

サービス未利用者では、大きな差異はみられません。

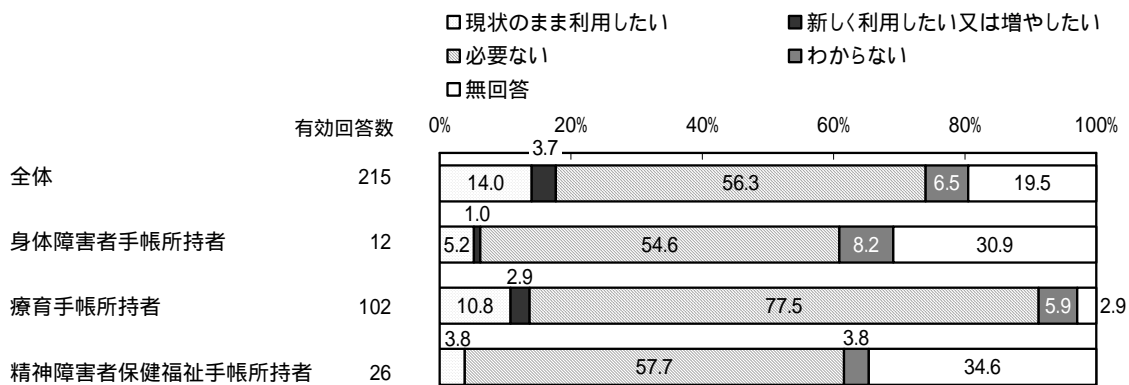


図 サービス利用者の利用意向

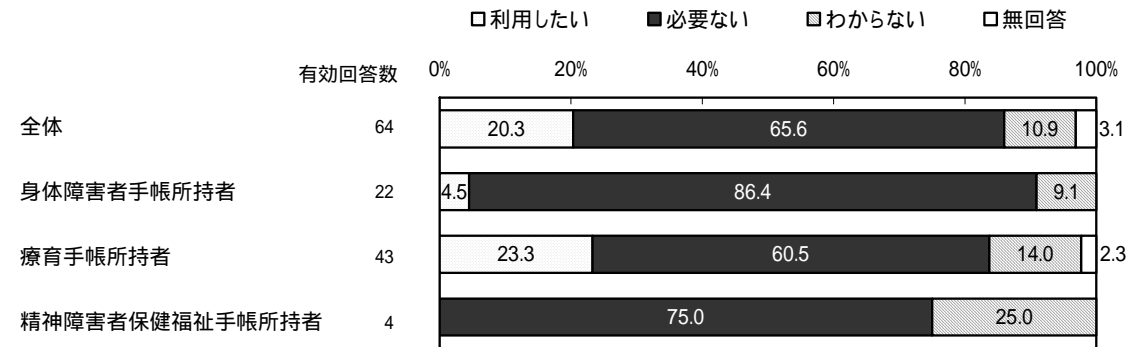


図 申請ありサービス未利用者の利用意向

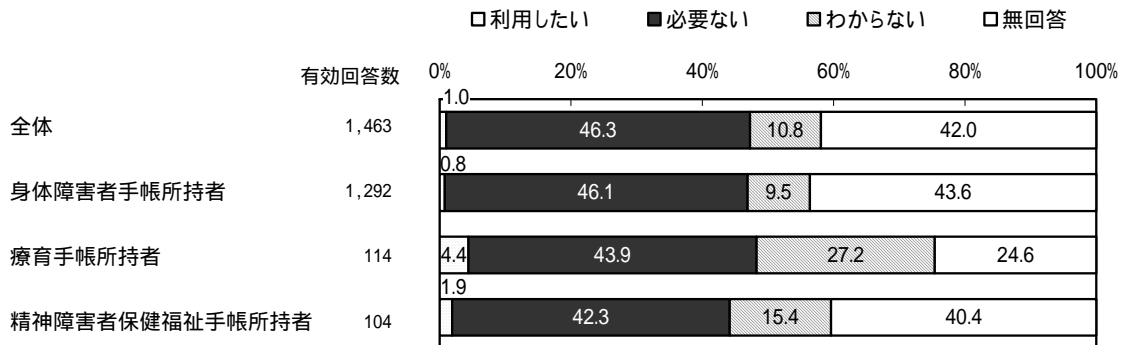


図 サービス未利用者の利用意向

6) 短期入所

【認知状況】

短期入所の認知状況についてみると、「知っている」の割合が、サービス利用者で74.9%、申請はしているサービス未利用者で78.1%、サービス未利用者で40.7%となっています。

所持している手帳の種類別にみると、サービス利用者では、「身体障害者手帳所持者」と「療育手帳所持者」で「知っている」の割合が高く、7割を超えています。

申請はしているサービス未利用者では、「身体障害者手帳所持者」と「療育手帳所持者」で「知っている」の割合が高く、7割を超えています。

サービス未利用者では、「身体障害者手帳所持者」で「知っている」の割合が高く、4割を超えています。

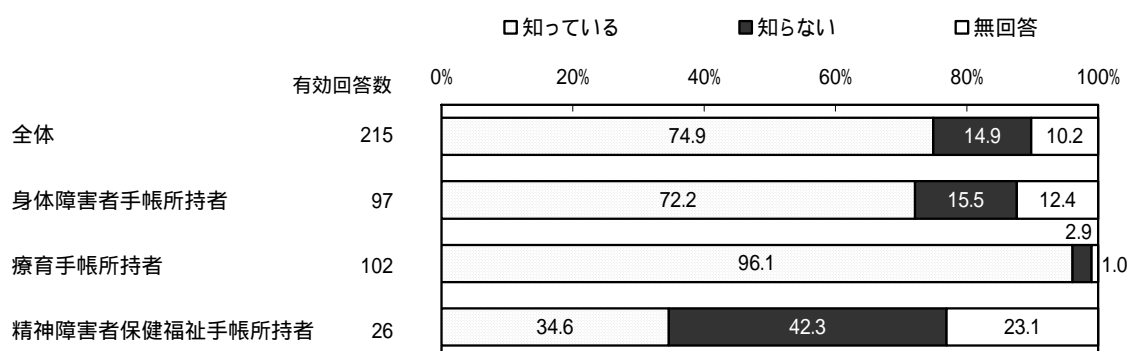


図 サービス利用者の認知状況

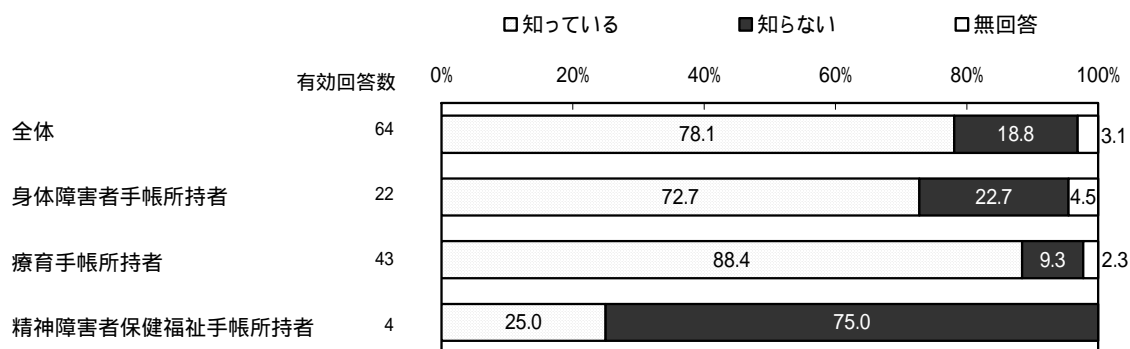


図 申請ありサービス未利用者の認知状況

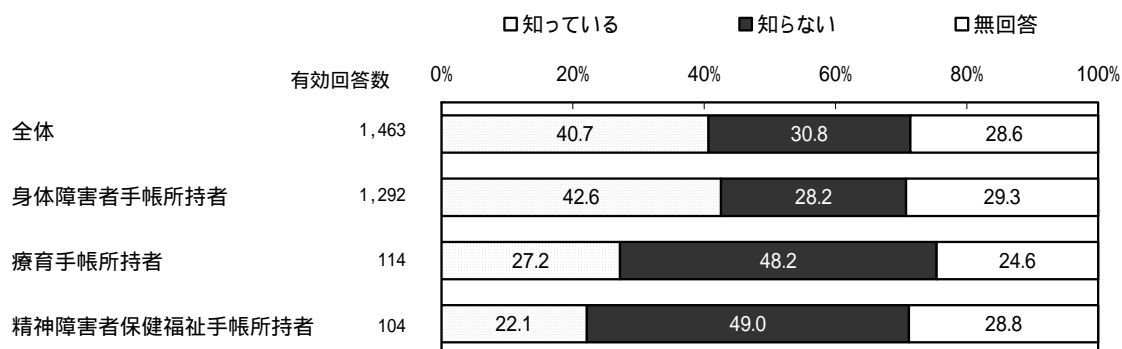


図 サービス未利用者の認知状況

【利用状況】

短期入所の利用状況についてみると、「利用したことがある」の割合が26.7%、「利用したことがない」の割合が68.9%となっています。

所持している手帳の種類別にみると、「療育手帳所持者」で「利用したことがある」の割合が高く、3割を超えています。

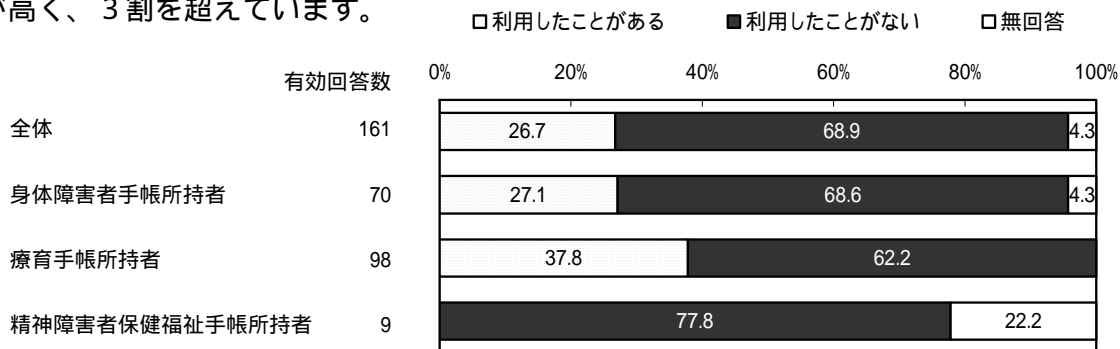


図 サービス利用者の利用状況

【利用意向】

短期入所の利用意向についてみると、サービス利用者では「必要ない」の割合が最も高く、30.7%となっており、次いで「新しく利用したい又は増やしたい」が23.3%となっています。申請はしているサービス未利用者では「利用したい」の割合が39.1%、サービス未利用者では5.1%となっています。

所持している手帳の種類別にみると、サービス利用者では、「療育手帳所持者」で「新しく利用したい又は増やしたい」の割合が高く、3割を超えています。

申請はしているサービス未利用者では、「療育手帳所持者」で「利用したい」の割合が高く、5割を超えています。一方、「精神障害者保健福祉手帳所持者」で「必要ない」の割合が100%となっています。

サービス未利用者では、大きな差異はみられません。

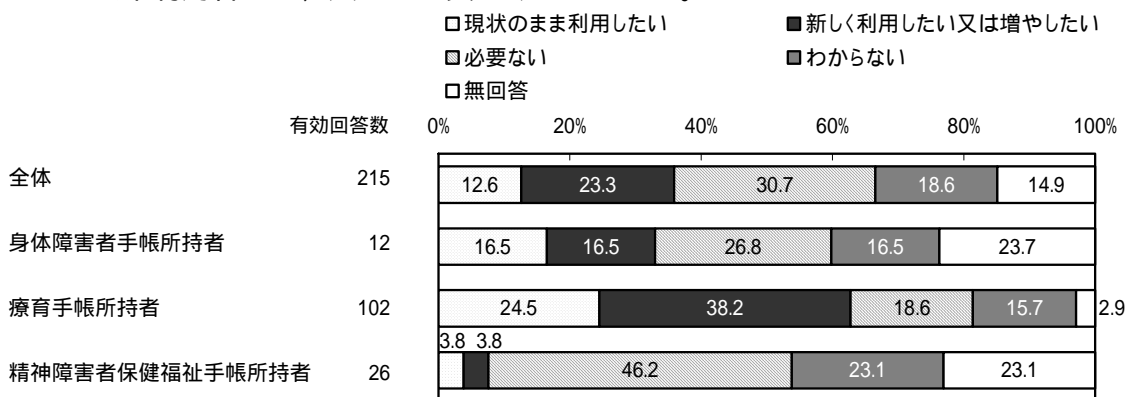


図 サービス利用者の利用意向

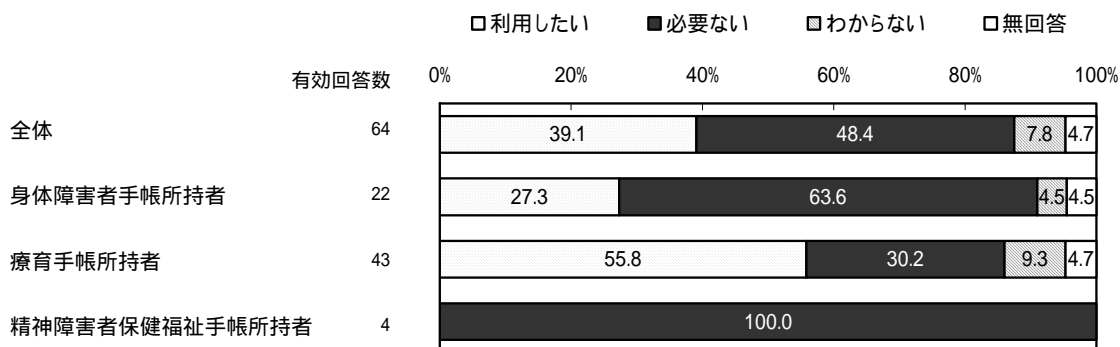


図 申請ありサービス未利用者の利用意向

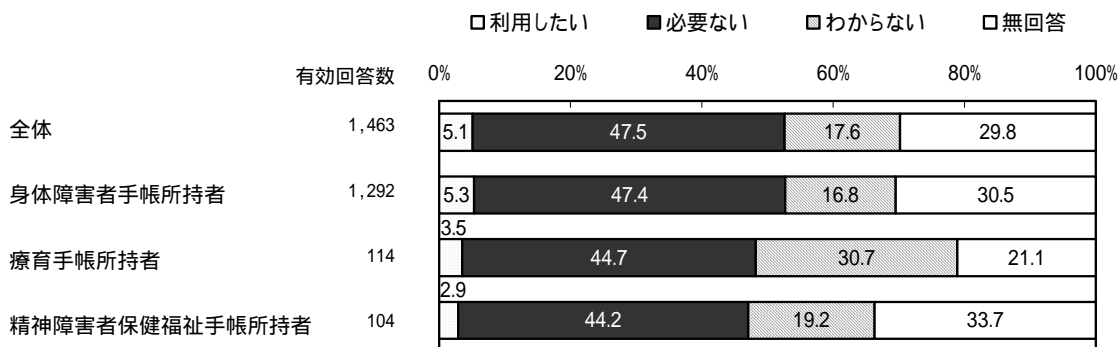


図 サービス未利用者の利用意向

7) 療養介護

【認知状況】

療養介護の認知状況についてみると、「知っている」の割合が、サービス利用者で 18.1%、申請はしているサービス未利用者で 14.1%、サービス未利用者で 27.5%となっています。

所持している手帳の種類別にみると、サービス利用者では、「身体障害者手帳所持者」で「知っている」の割合が高く、約3割となっています。

申請はしているサービス未利用者では、「精神障害者保健福祉手帳所持者」で「知っている」の割合が高く、2割を超えています。

サービス未利用者では、「身体障害者手帳所持者」で「知っている」の割合が高く、約3割となっています。

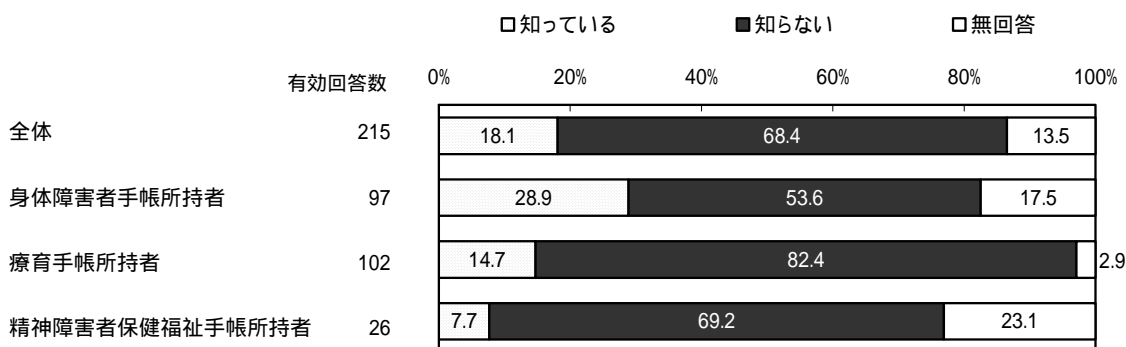


図 サービス利用者の認知状況

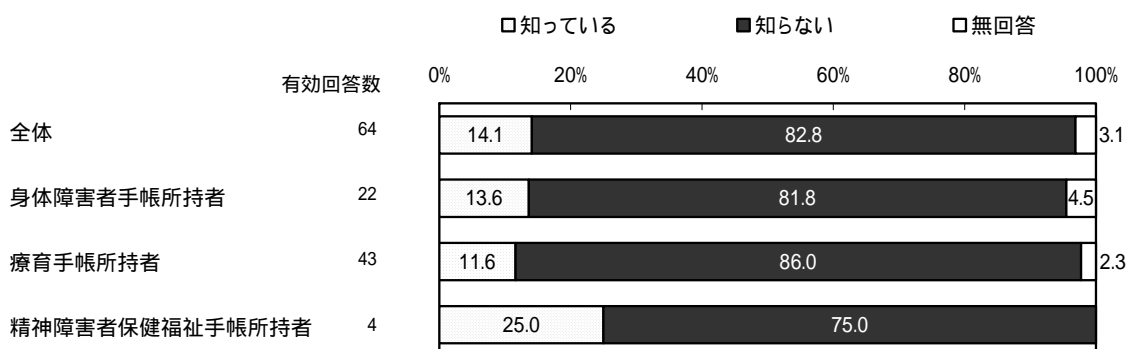


図 申請ありサービス未利用者の認知状況

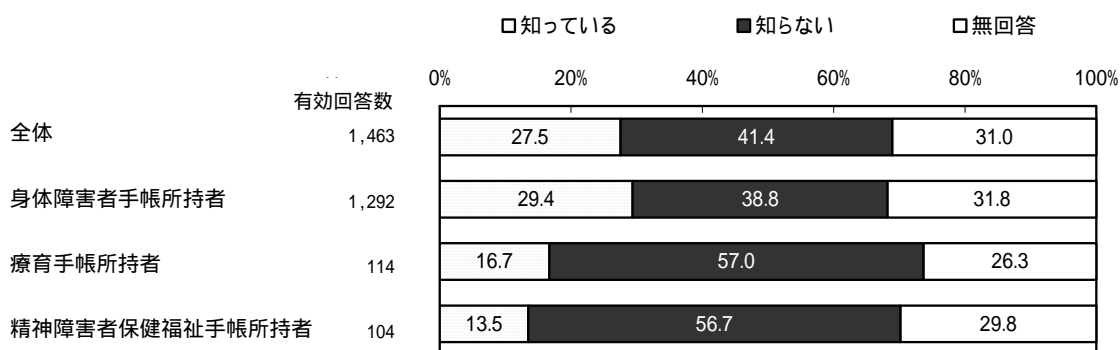


図 サービス未利用者の認知状況

【利用状況】

療育介護の利用状況についてみると、「利用したことがある」の割合が2.6%、「利用したことがない」の割合が82.1%となっています。

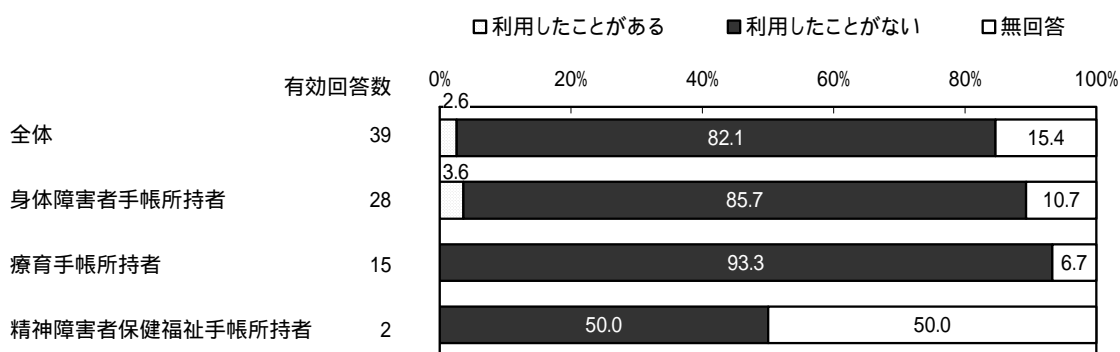


図 サービス利用者の利用状況

【利用意向】

療育介護の利用意向についてみると、「利用したい」の割合が、サービス利用者では2.8%、申請はしているサービス未利用者では0.0%、サービス未利用者では5.0%となっています。

所持している手帳の種類別にみると、サービス利用者では、「療育手帳所持者」で「必要ない」の割合が高く、8割を超えています。

申請はしているサービス未利用者では、大きな差異はみられません。

サービス未利用者では、大きな差異はみられません。

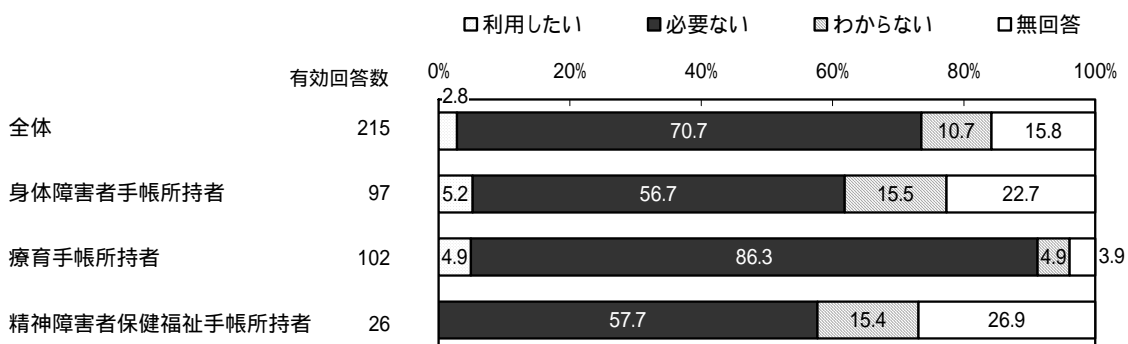


図 サービス利用者の利用意向

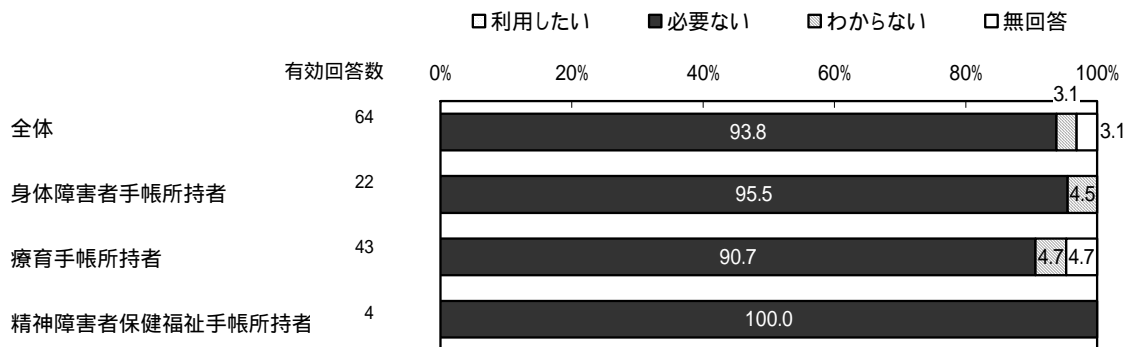


図 申請ありサービス未利用者の利用意向

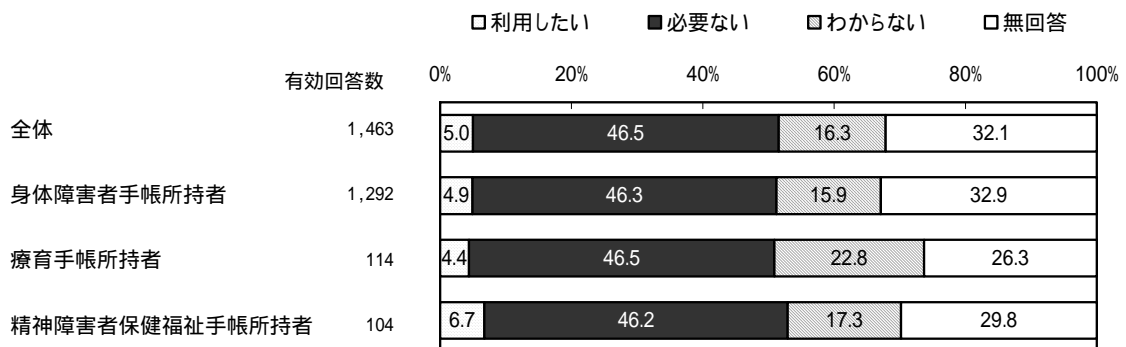


図 サービス未利用者の利用意向

8) 生活介護

【認知状況】

生活介護の認知状況についてみると、「知っている」の割合が、サービス利用者で 26.0%、申請はしているサービス未利用者で 18.8%、サービス未利用者で 27.7%となっています。

所持している手帳の種類別にみると、サービス利用者では、「療育手帳所持者」で「知っている」の割合が高く、3割を超えています。

申請はしているサービス未利用者では、大きな差異はみられません。

サービス未利用者では、「身体障害者手帳所持者」で「知っている」の割合が高く、約3割となっています。

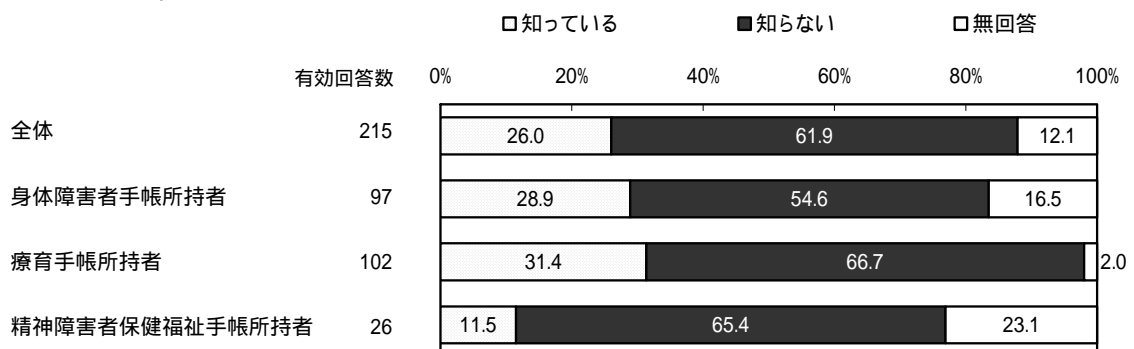


図 サービス利用者の認知状況

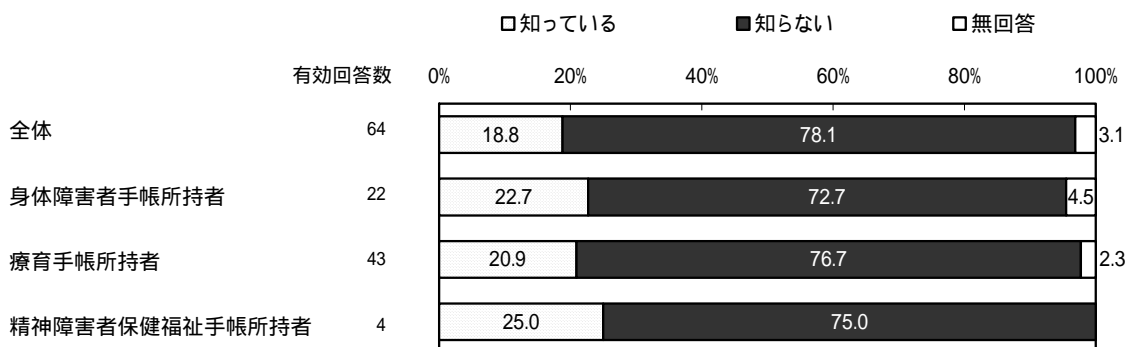


図 申請ありサービス未利用者の認知状況

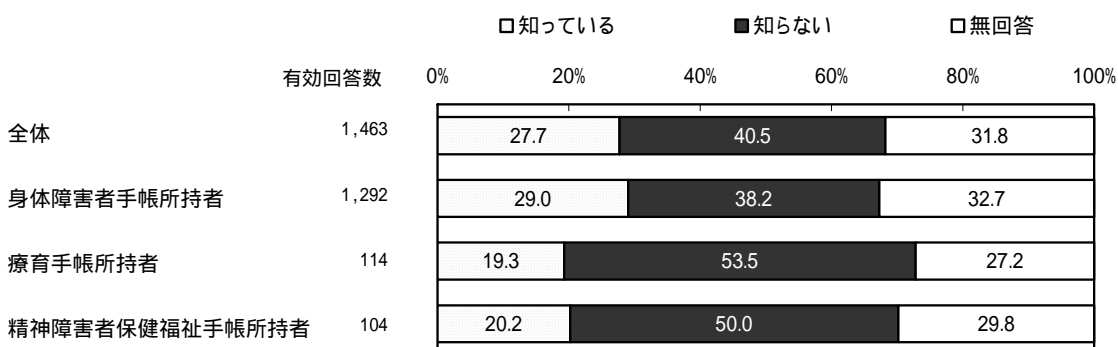


図 サービス未利用者の認知状況

【利用状況】

生活介護の利用状況についてみると、「利用したことがある」の割合が 8.9%、「利用したことがない」の割合が 82.1%となっています。

所持している手帳の種類別に見ると、「療育手帳所持者」で「利用したことがある」の割合が高く、1割を超えています。

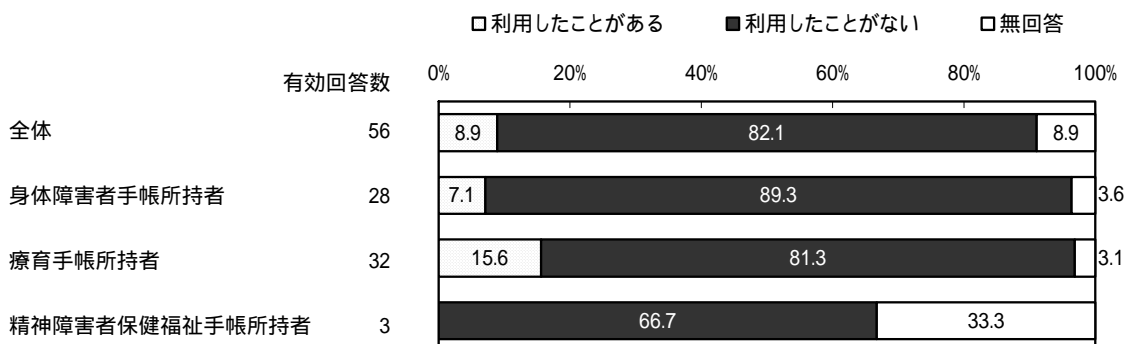


図 サービス利用者の利用状況

【利用意向】

生活介護の利用意向についてみると、「利用したい」の割合が、サービス利用者では6.5%、申請はしているサービス未利用者では1.6%、サービス未利用者では4.4%となっています。

所持している手帳の種類別にみると、サービス利用者では、「療育手帳所持者」で「必要ない」の割合が高く、8割を超えています。

申請はしているサービス未利用者では、大きな差異はみられません。

サービス未利用者では、大きな差異はみられません。

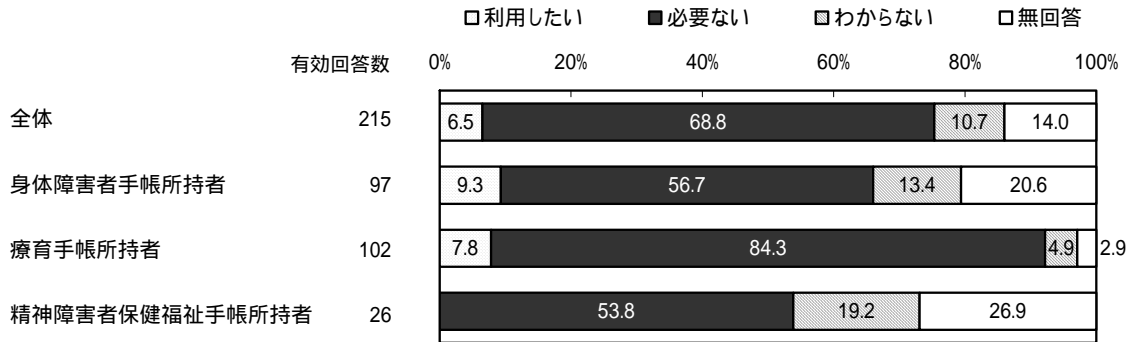


図 サービス利用者の利用意向

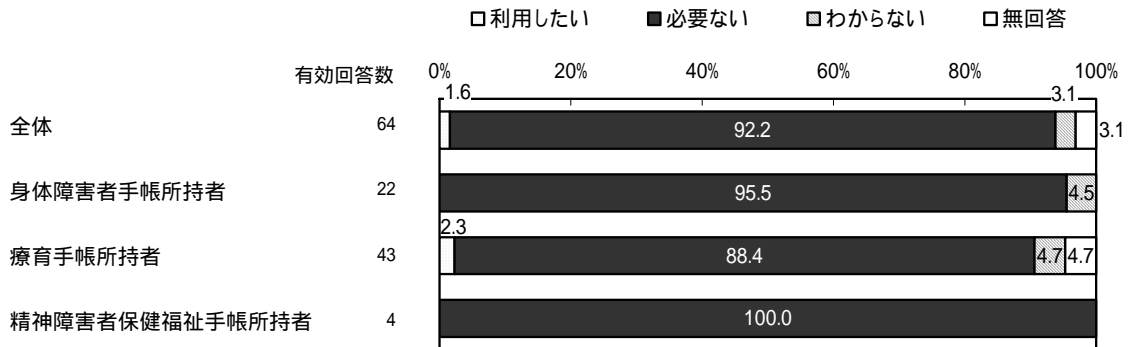


図 申請ありサービス未利用者の利用意向

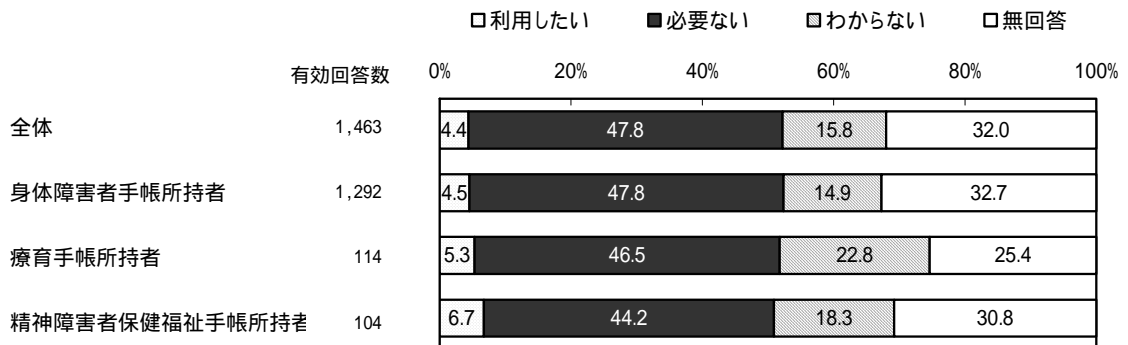


図 サービス未利用者の利用意向

9) 自立訓練（機能訓練）

【認知状況】

自立訓練（機能訓練）の認知状況についてみると、「知っている」の割合が、サービス利用者で 27.4%、申請はしているサービス未利用者で 20.3%、サービス未利用者で 25.5%となっています。

所持している手帳の種類別にみると、サービス利用者では、「身体障害者手帳所持者」で「知っている」の割合が高く、3割を超えています。

申請はしているサービス未利用者では、大きな差異はみられません。

サービス未利用者では、大きな差異はみられません。

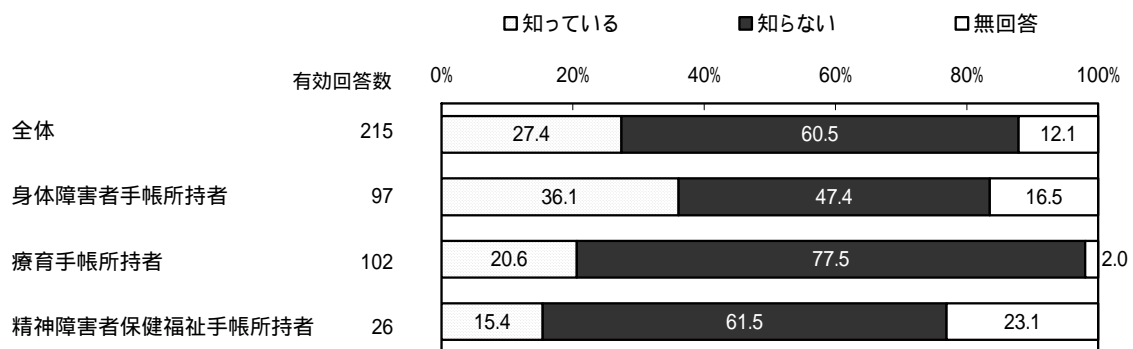


図 サービス利用者の認知状況

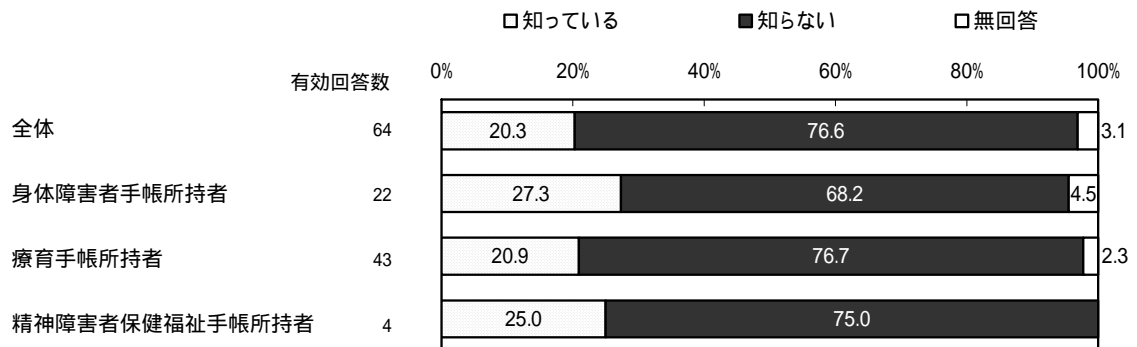


図 申請ありサービス未利用者の認知状況

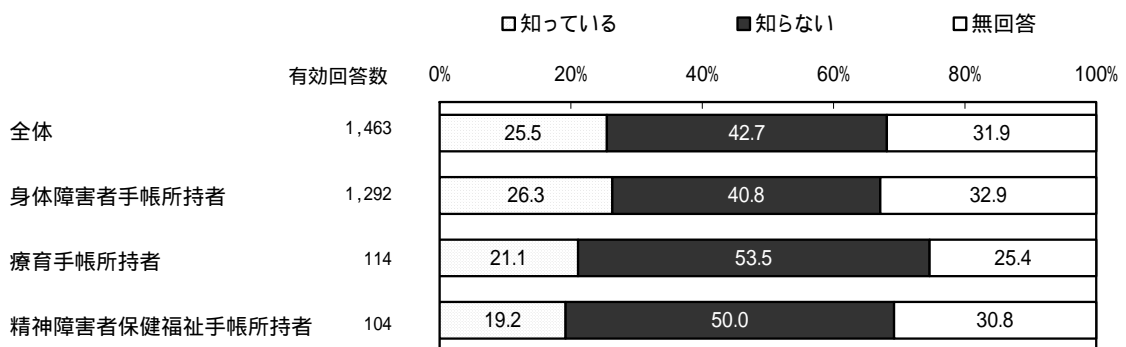


図 サービス未利用者の認知状況

【利用状況】

自立訓練（機能訓練）の利用状況についてみると、「利用したことがある」の割合が16.9%、「利用したことがない」の割合が71.2%となっています。

所持している手帳の種類別にみると、「身体障害者手帳所持者」と「精神障害者保健福祉手帳所持者」で「利用したことがある」の割合が高く、2割を超えています。

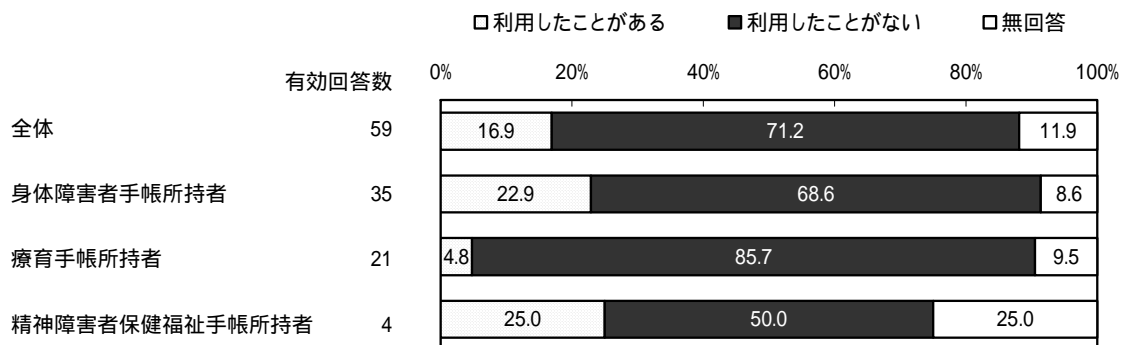


図 サービス利用者の利用状況

【利用意向】

自立訓練（機能訓練）の利用意向についてみると、「利用したい」の割合が、サービス利用者では6.5%、申請はしているサービス未利用者では3.1%、サービス未利用者では5.6%となっています。

所持している手帳の種類別にみると、サービス利用者では、「療育手帳所持者」で「必要ない」の割合が高く、8割を超えています。

申請はしているサービス未利用者では、大きな差異はみられません。

サービス未利用者では、大きな差異はみられません。

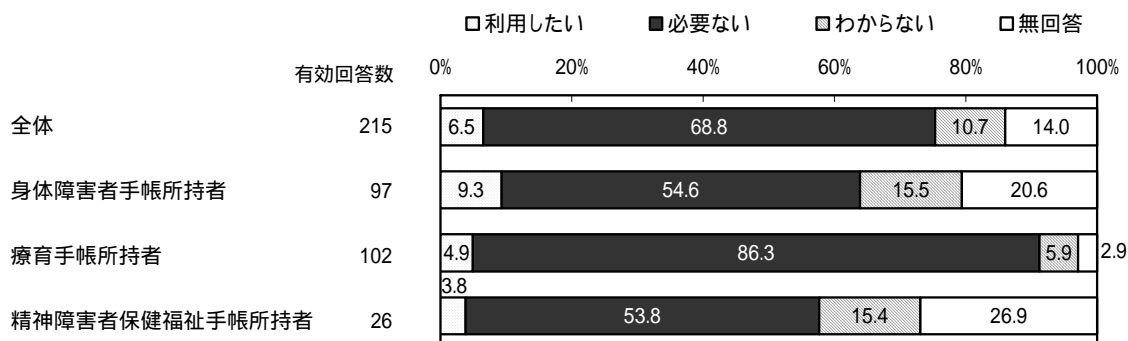


図 サービス利用者の利用意向

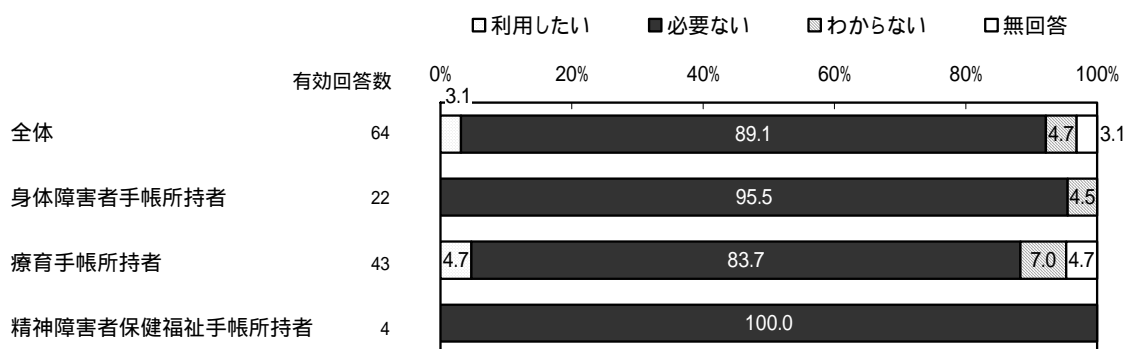


図 申請ありサービス未利用者の利用意向

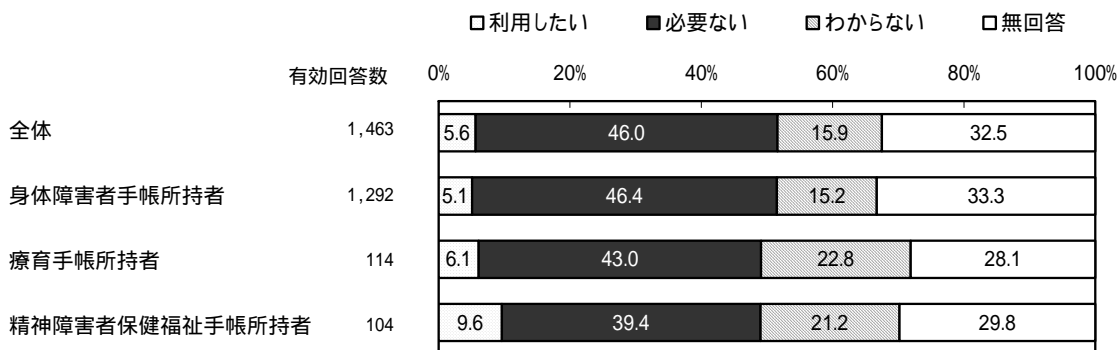


図 サービス未利用者の利用意向

10) 自立訓練（生活訓練）

【認知状況】

自立訓練（生活訓練）の認知状況についてみると、「知っている」の割合が、サービス利用者で 23.7%、申請はしているサービス未利用者で 20.3%、サービス未利用者で 22.7%となっています。

所持している手帳の種類別にみると、サービス利用者では、「身体障害者手帳所持者」で「知っている」の割合が高く、3割を超えています。

申請はしているサービス未利用者では、大きな差異はみられません。

サービス未利用者では、大きな差異はみられません。

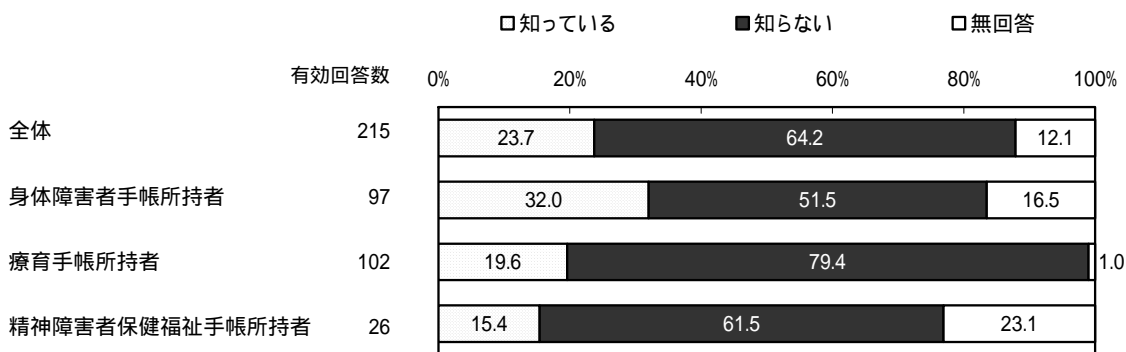


図 サービス利用者の認知状況

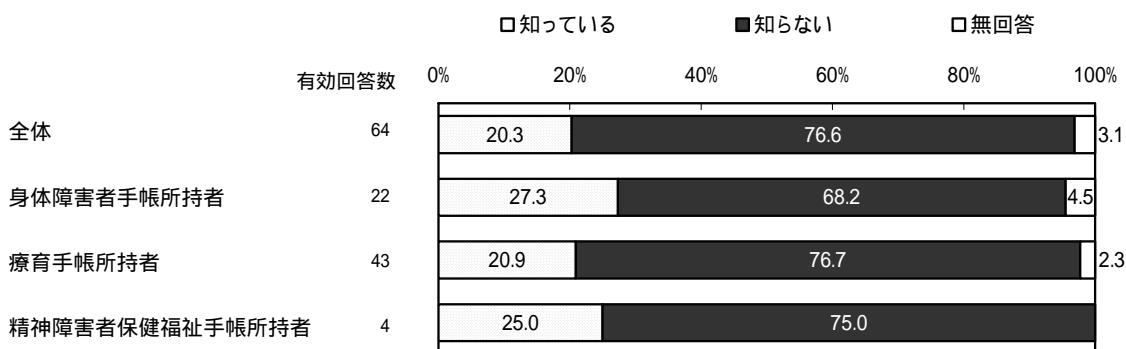


図 申請ありサービス未利用者の認知状況

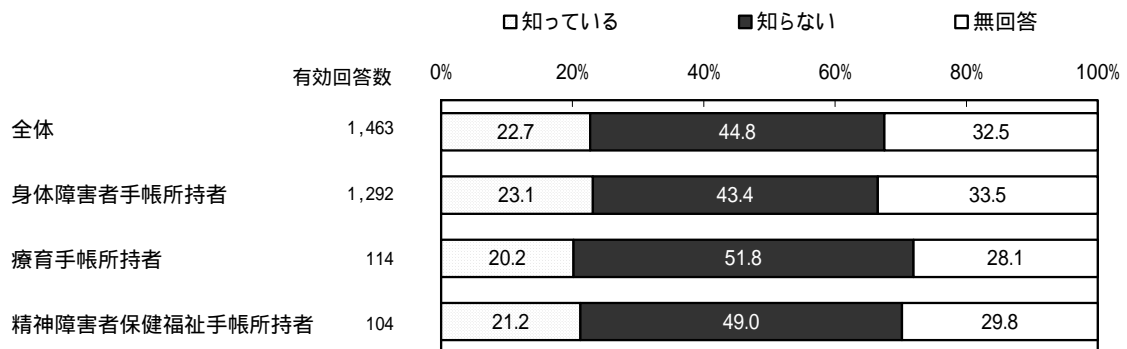


図 サービス未利用者の認知状況

【利用状況】

自立訓練（生活訓練）の利用状況についてみると、「利用したことがある」の割合が7.8%、「利用したことがない」の割合が78.4%となっています。

所持している手帳の種類別にみると、「身体障害者手帳所持者」で「利用したことがある」の割合が高く、1割を超えています。

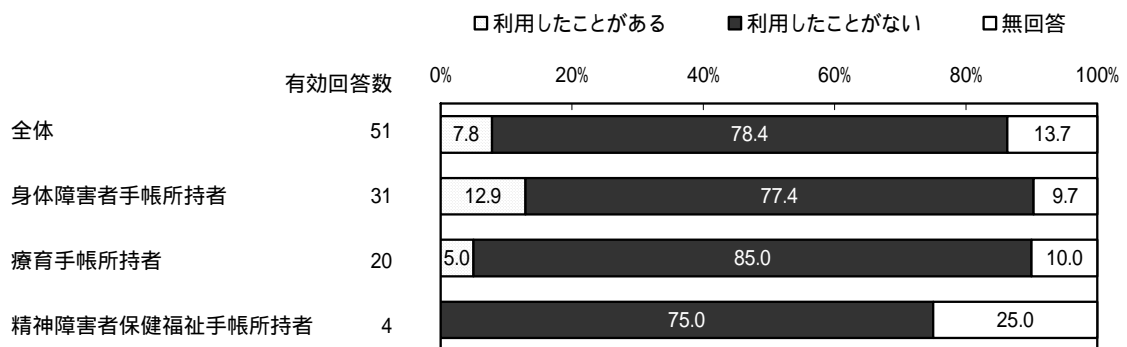


図 サービス利用者の利用状況

【利用意向】

自立訓練（生活訓練）の利用意向についてみると、「利用したい」の割合が、サービス利用者では5.6%、申請はしているサービス未利用者では3.1%、サービス未利用者では4.9%となっています。

所持している手帳の種類別にみると、サービス利用者では、「療育手帳所持者」で「必要ない」の割合が高く、約9割となっています。

サービス未利用者では、「精神障害者保健福祉手帳所持者」で「利用したい」の割合が高く、1割を超えています。

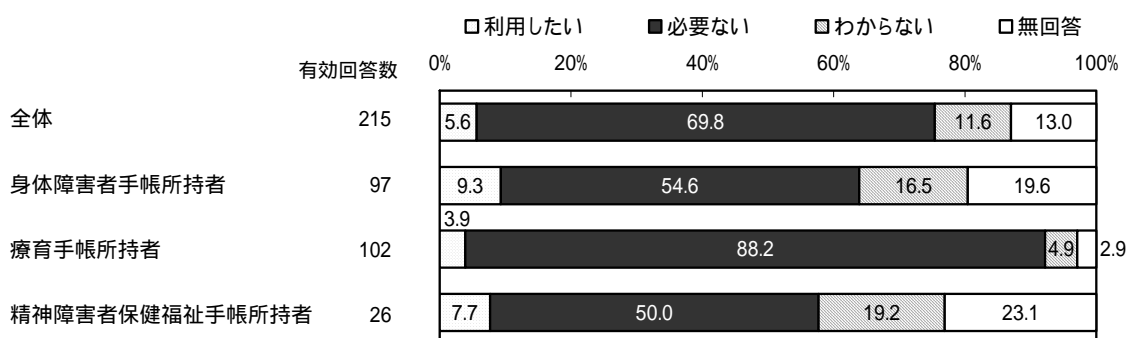


図 サービス利用者の利用意向

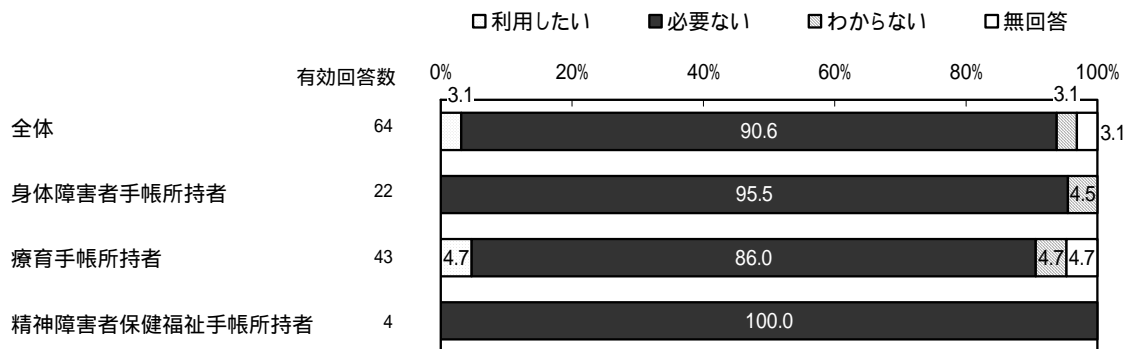


図 申請ありサービス未利用者の利用意向

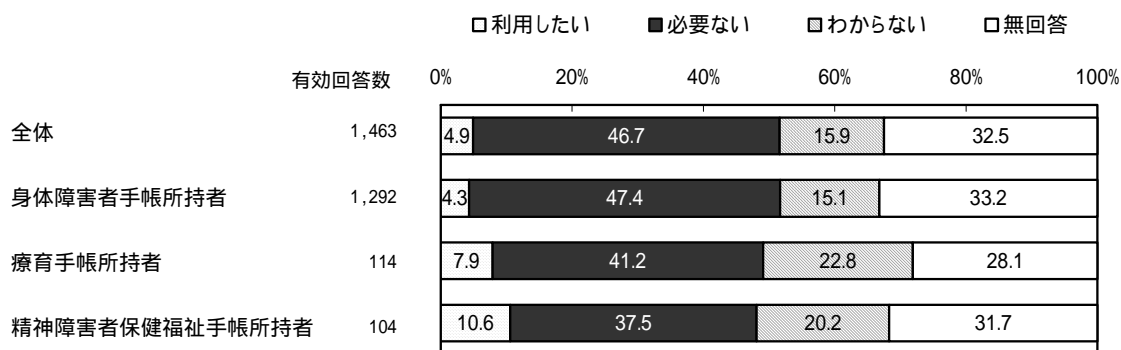


図 サービス未利用者の利用意向

11) 就労移行支援

【認知状況】

就労移行支援の認知状況についてみると、「知っている」の割合が、サービス利用者で 29.3%、申請はしているサービス未利用者で 21.9%、サービス未利用者で 13.3%となっています。

所持している手帳の種類別にみると、サービス利用者では、「療育手帳所持者」で「知っている」の割合が高く、約 5 割となっています。

申請はしているサービス未利用者では、大きな差異はみられません。

サービス未利用者では、大きな差異はみられません。

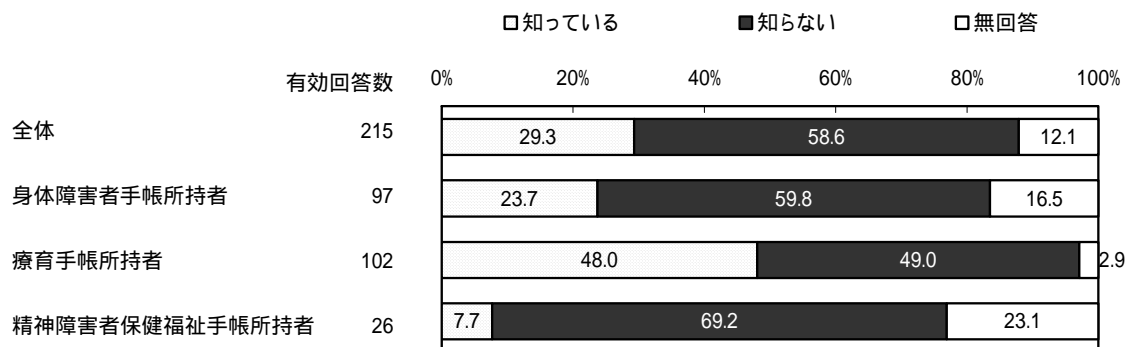


図 サービス利用者の認知状況



図 申請ありサービス未利用者の認知状況

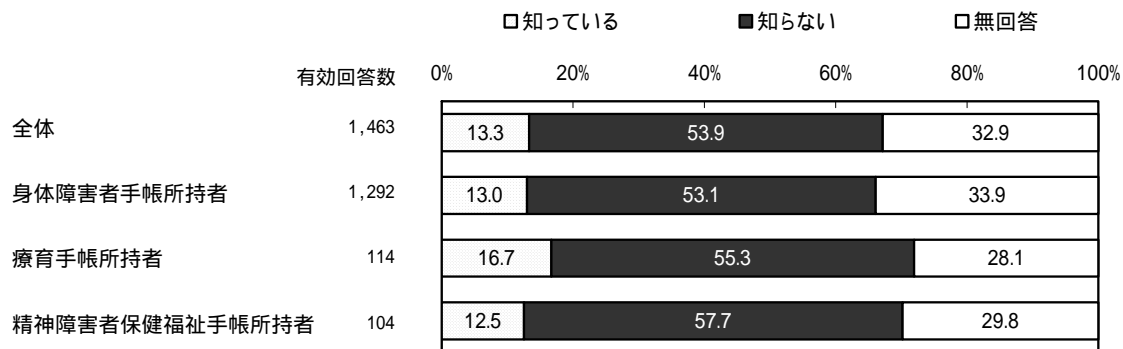


図 サービス未利用者の認知状況

【利用状況】

就労移行支援の利用状況についてみると、「利用したことがある」の割合が 3.2%、「利用したことがない」の割合が 87.3%となっています。

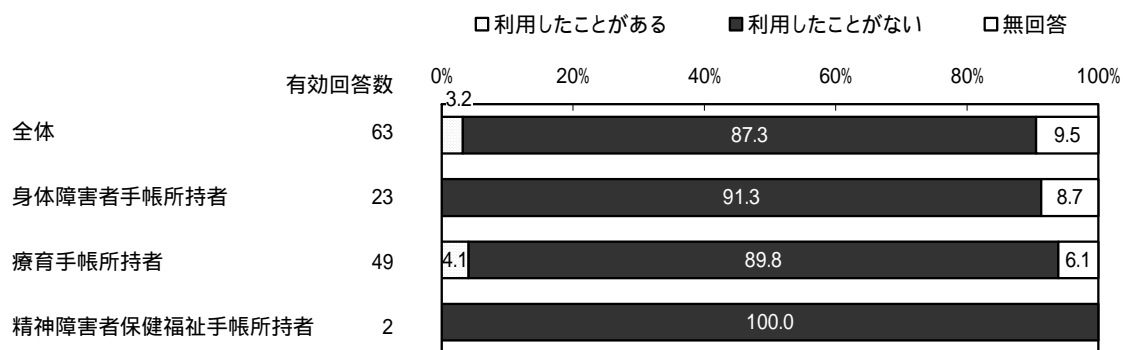


図 サービス利用者の利用状況

【利用意向】

就労移行支援の利用意向についてみると、「利用したい」の割合が、サービス利用者では7.0%、申請はしているサービス未利用者では9.4%、サービス未利用者では4.0%となっています。

所持している手帳の種類別にみると、サービス利用者では、「精神障害者保健福祉手帳所持者」で「利用したい」の割合が高く、1割を超えています。

申請はしているサービス未利用者では、「精神障害者保健福祉手帳所持者」で「利用したい」の割合が高く、2割を超えています。

サービス未利用者では、「療育手帳所持者」と「精神障害者保健福祉手帳所持者」で「利用したい」の割合が高く、1割を超えています。

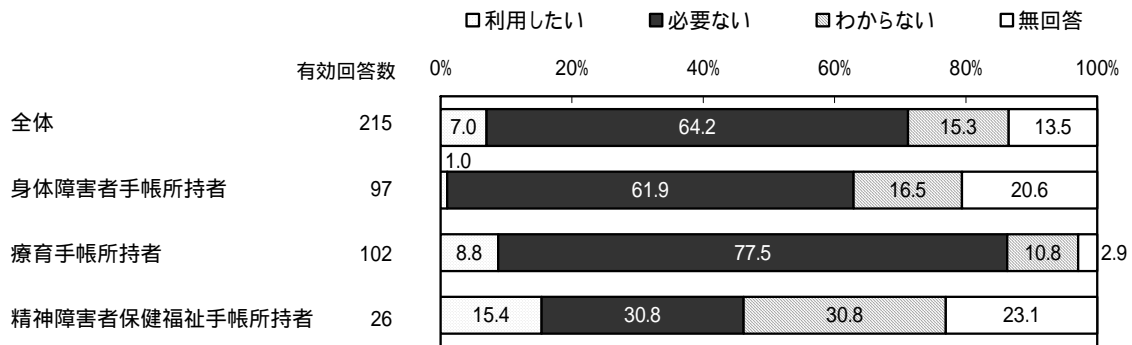


図 サービス利用者の利用意向

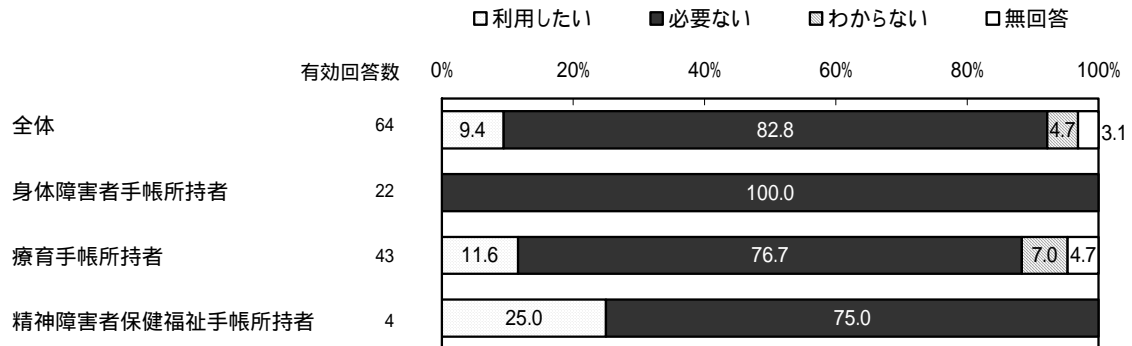


図 申請ありサービス未利用者の利用意向

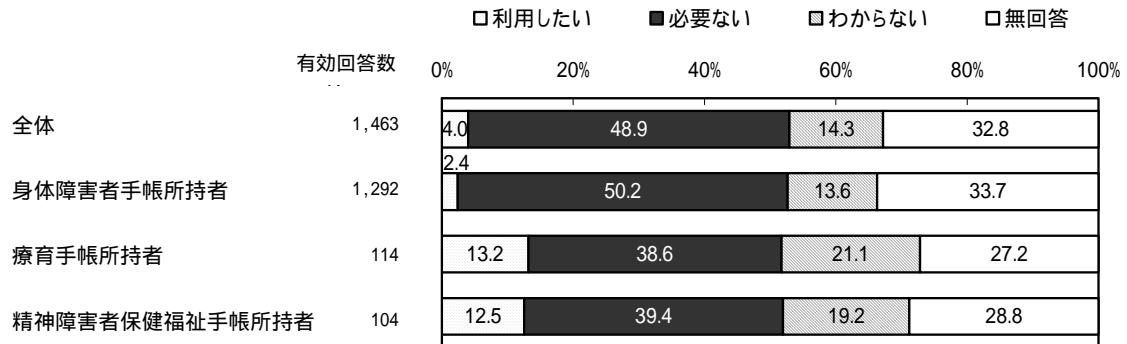


図 サービス未利用者の利用意向

12) 就労継続支援

【認知状況】

就労継続支援の認知状況についてみると、「知っている」の割合が、サービス利用者で42.8%、申請はしているサービス未利用者で28.1%、サービス未利用者で11.1%となっています。

所持している手帳の種類別にみると、サービス利用者では、「療育手帳所持者」で「知っている」の割合が高く、7割を超えています。

申請はしているサービス未利用者では、大きな差異はみられません。

サービス未利用者では、大きな差異はみられません。

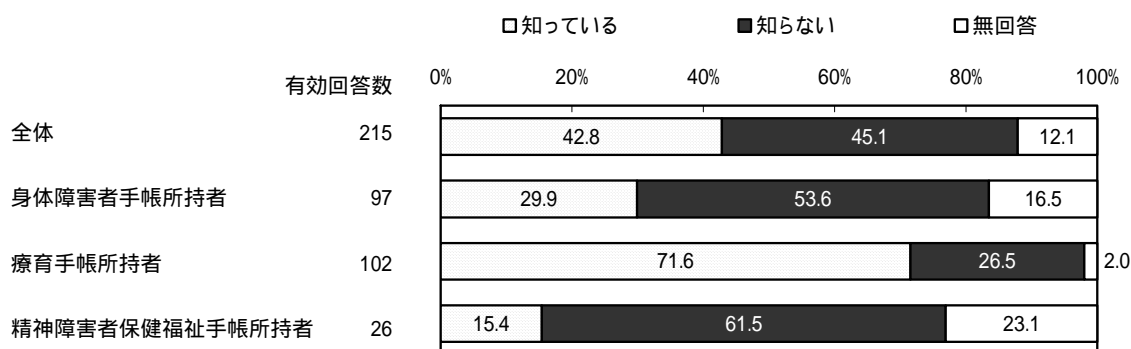


図 サービス利用者の認知状況

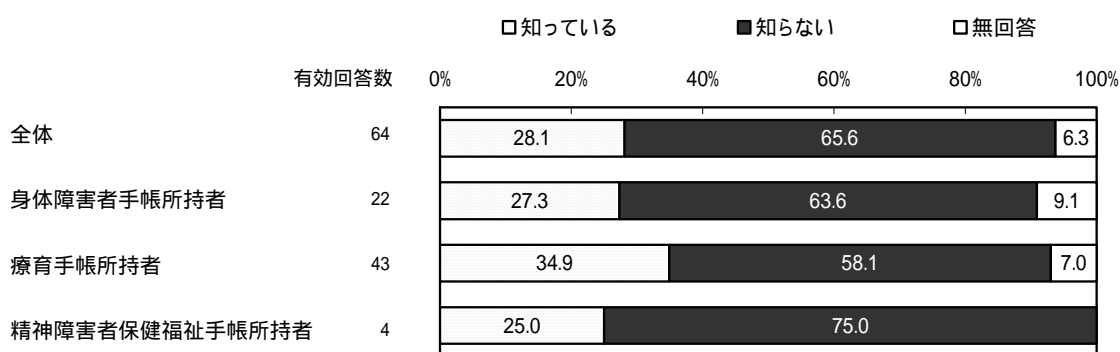


図 申請ありサービス未利用者の認知状況

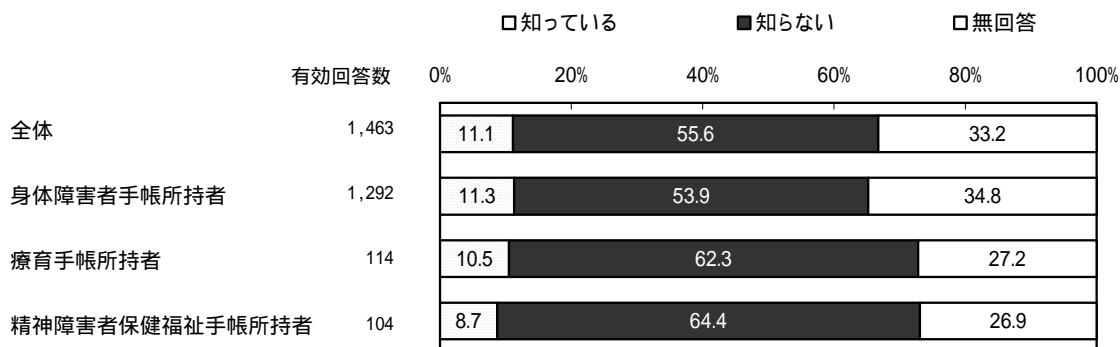


図 サービス未利用者の認知状況

【利用状況】

就労継続支援の利用状況についてみると、「利用したことがある」の割合が64.1%、「利用したことがない」の割合が30.4%となっています。

所持している手帳の種類別にみると、「精神障害者保健福祉手帳所持者」で「利用したことがある」の割合が100%となっています。

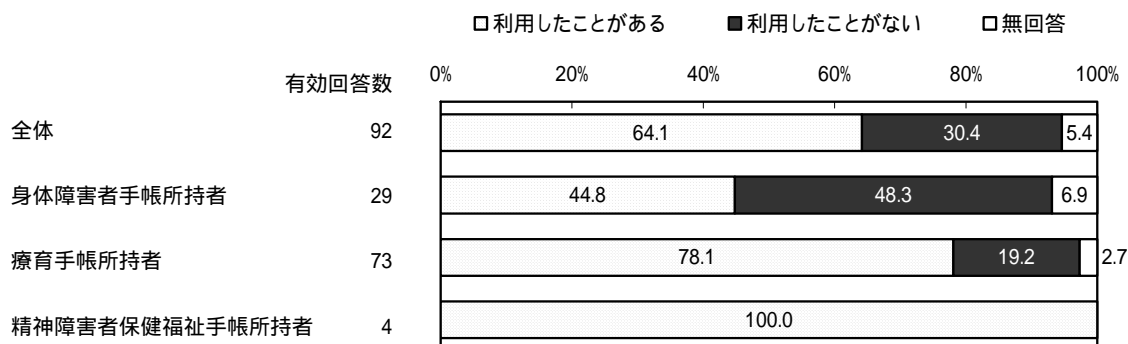


図 サービス利用者の利用状況

【利用意向】

就労継続支援の利用意向についてみると、「利用したい」の割合が、サービス利用者では33.5%、申請はしているサービス未利用者では9.4%、サービス未利用者では4.1%となっています。

所持している手帳の種類別にみると、サービス利用者では、「療育手帳所持者」で「利用したい」の割合が高く、6割を超えています。

申請はしているサービス未利用者では、「精神障害者保健福祉手帳所持者」で「利用したい」の割合が高く、2割を超えています。

サービス未利用者では、「療育手帳所持者」と「精神障害者保健福祉手帳所持者」で「利用したい」の割合が高く、1割を超えています。

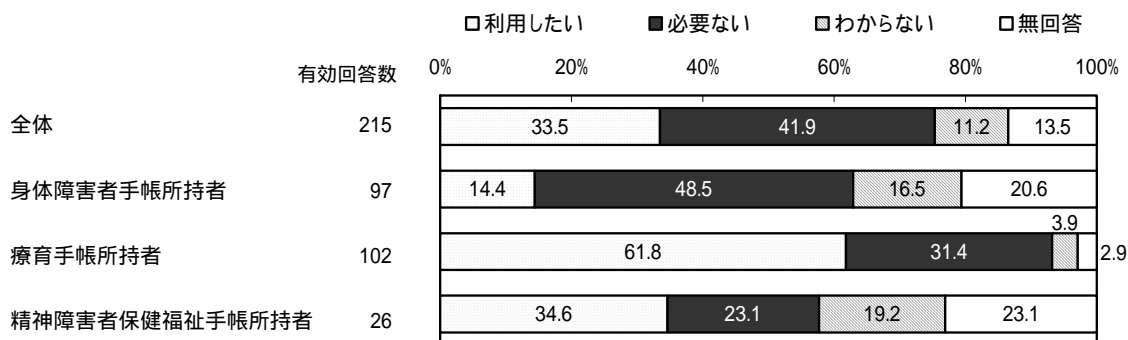


図 サービス利用者の利用意向

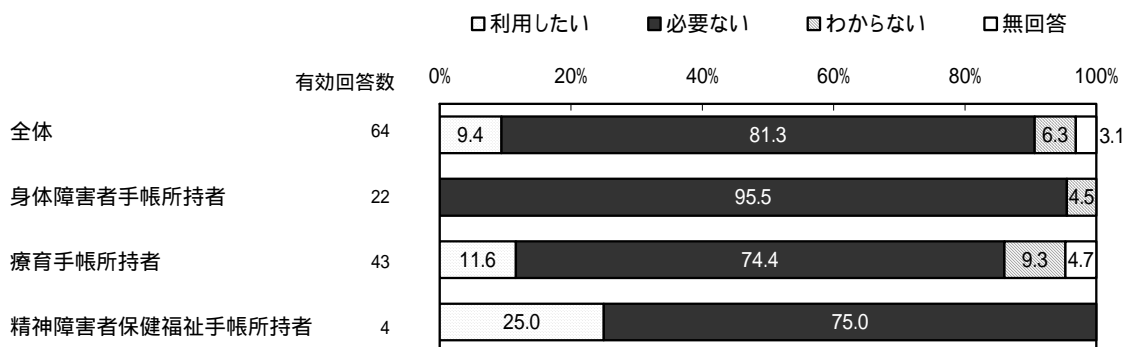


図 申請ありサービス未利用者の利用意向

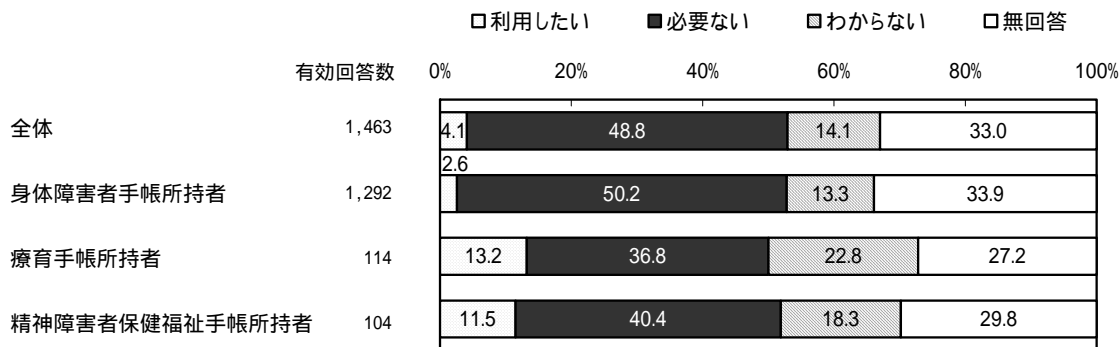


図 サービス未利用者の利用意向

13) 施設入所支援

【認知状況】

施設入所支援の認知状況についてみると、「知っている」の割合が、サービス利用者で52.1%、申請はしているサービス未利用者で43.8%、サービス未利用者で21.8%となっています。

所持している手帳の種類別にみると、サービス利用者では、「身体障害者手帳所持者」と「療育手帳所持者」で「知っている」の割合が高く、5割を超えています。

申請はしているサービス未利用者では、「療育手帳所持者」で「知っている」の割合が高く、5割を超えています。

サービス未利用者では、大きな差異はみられません。

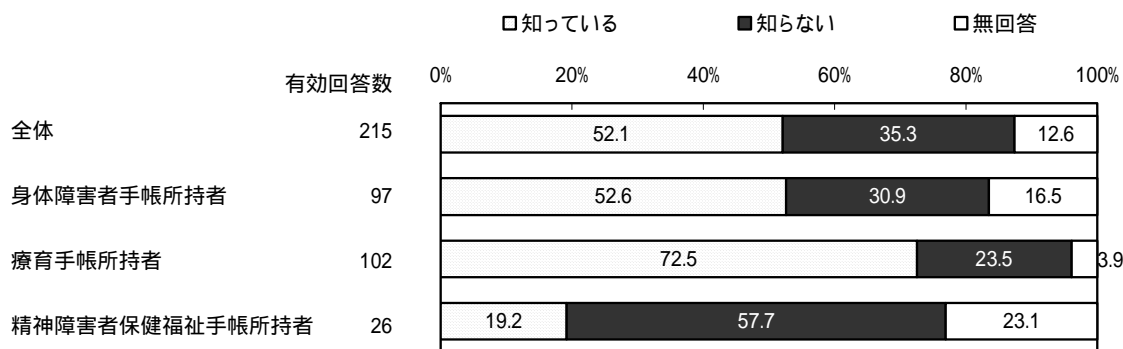


図 サービス利用者の認知状況

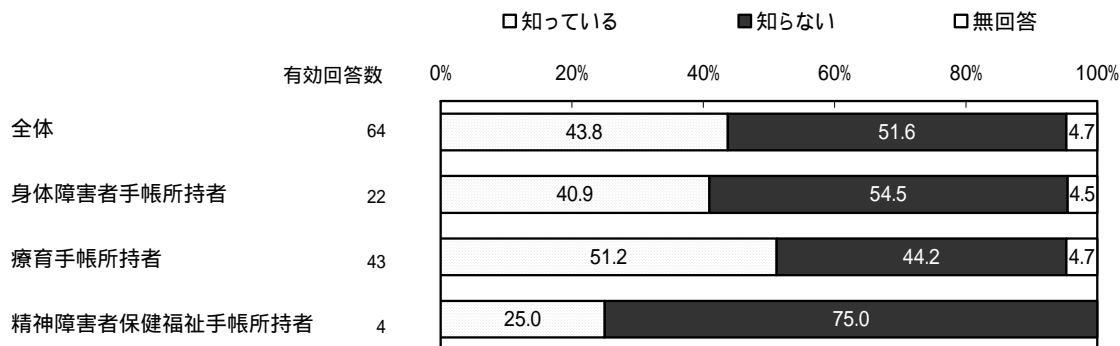


図 申請ありサービス未利用者の認知状況

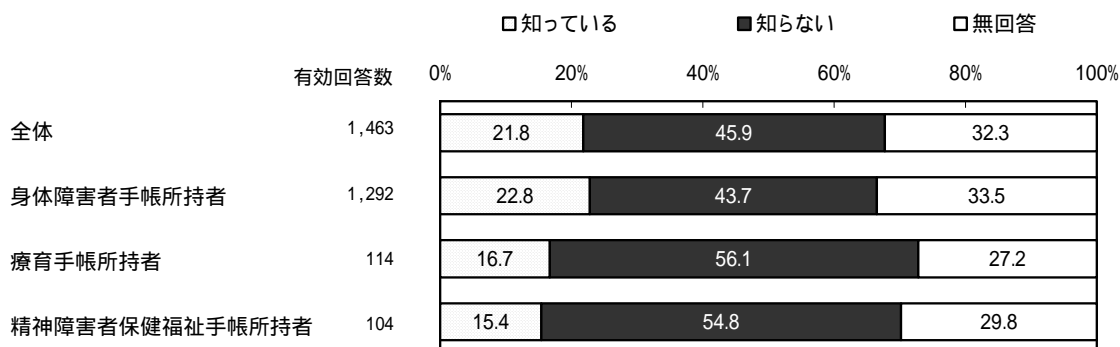


図 サービス未利用者の認知状況

【利用状況】

施設入所支援の利用状況についてみると、「利用したことがある」の割合が 2.7%、「利用したことがない」の割合が 89.3%となっています。

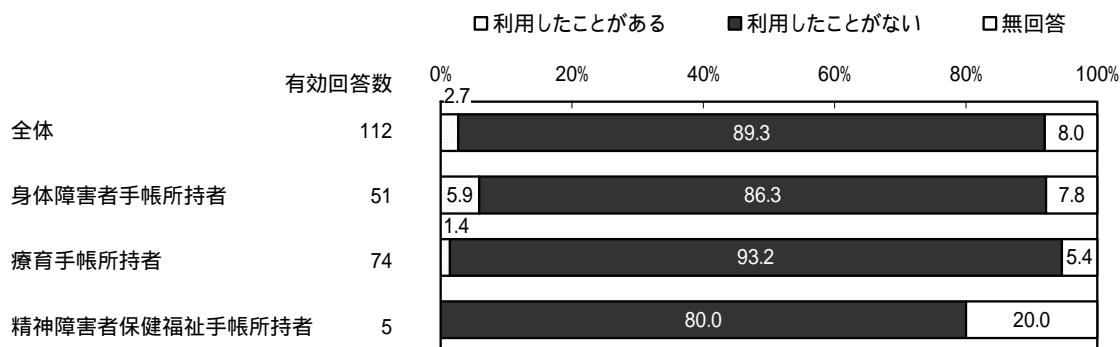


図 サービス利用者の利用状況

【利用意向】

施設入所支援の利用意向についてみると、「利用したい」の割合が、サービス利用者では 10.2%、申請はしているサービス未利用者では 4.7%、サービス未利用者では 5.0%となっています。

所持している手帳の種類別にみると、サービス利用者では、大きな差異はみられません。

申請はしているサービス未利用者では、「精神障害者保健福祉手帳所持者」で「必要ない」の割合が 100%となっています。

サービス未利用者では、大きな差異はみられません。

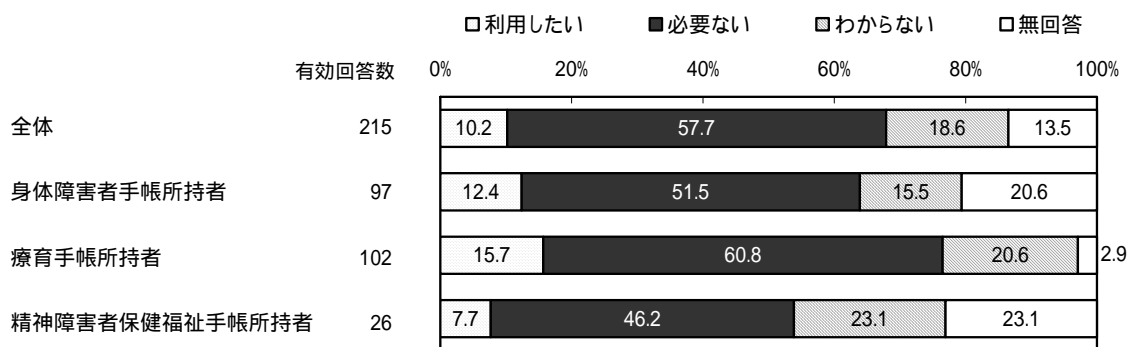


図 サービス利用者の利用意向

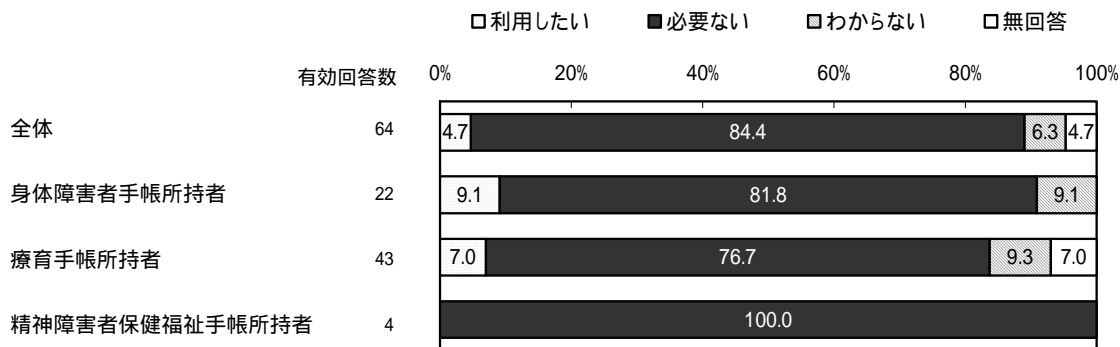


図 申請ありサービス未利用者の利用意向

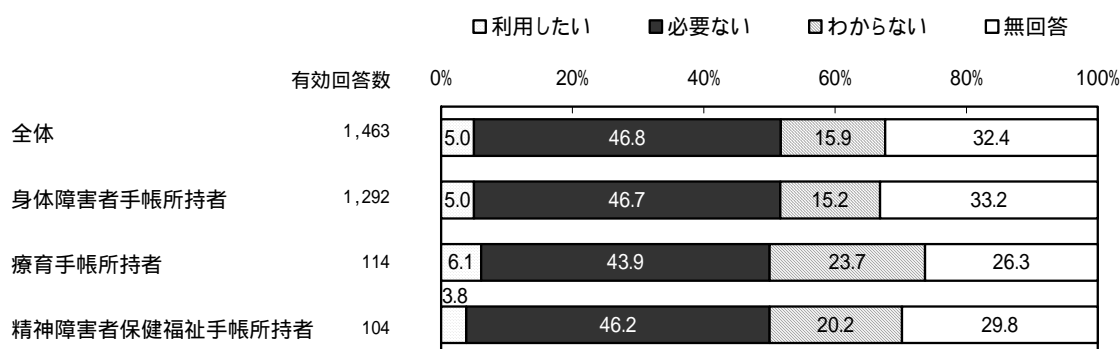


図 サービス未利用者の利用意向

14) 共同生活介護（ケアホーム）

【認知状況】

共同生活介護（ケアホーム）の認知状況についてみると、「知っている」の割合が、サービス利用者で 41.4%、申請はしているサービス未利用者で 32.8%、サービス未利用者で 23.8% となっています。

所持している手帳の種類別にみると、サービス利用者では、「療育手帳所持者」で「知っている」の割合が高く、約 5 割となっています。

申請はしているサービス未利用者では、「療育手帳所持者」で「知っている」の割合が高く、4 割を超えています。

サービス未利用者では、「療育手帳所持者」で「知らない」の割合が高く、5 割を超えています。

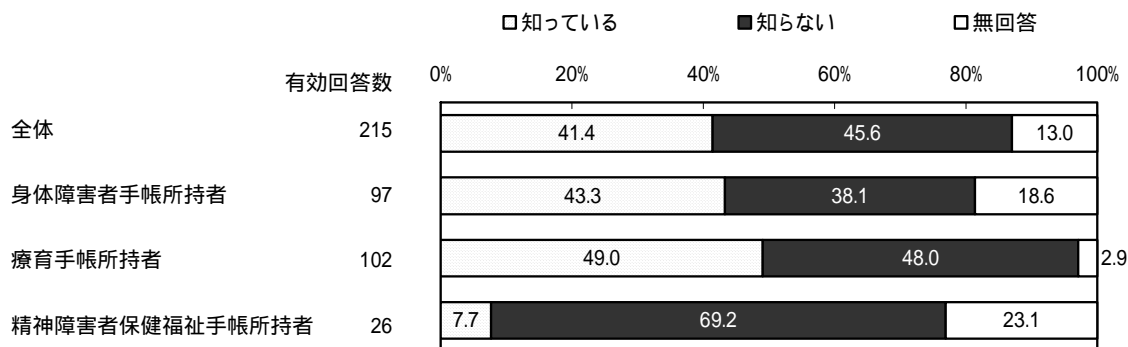


図 サービス利用者の認知状況

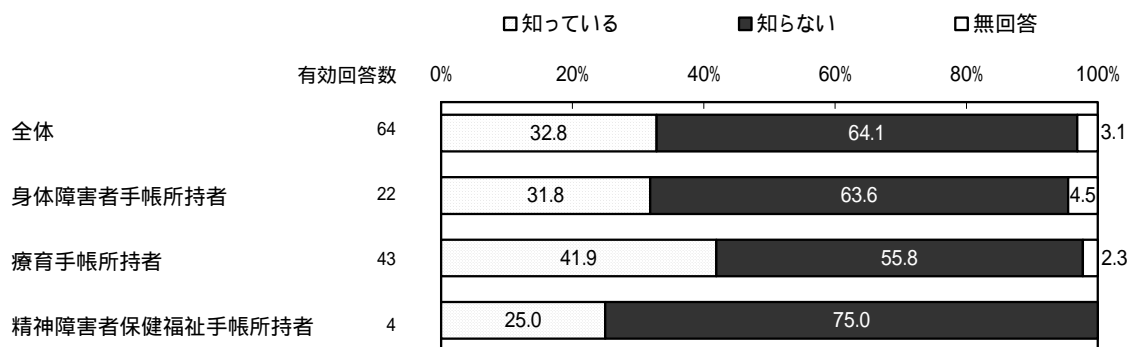


図 申請ありサービス未利用者の認知状況

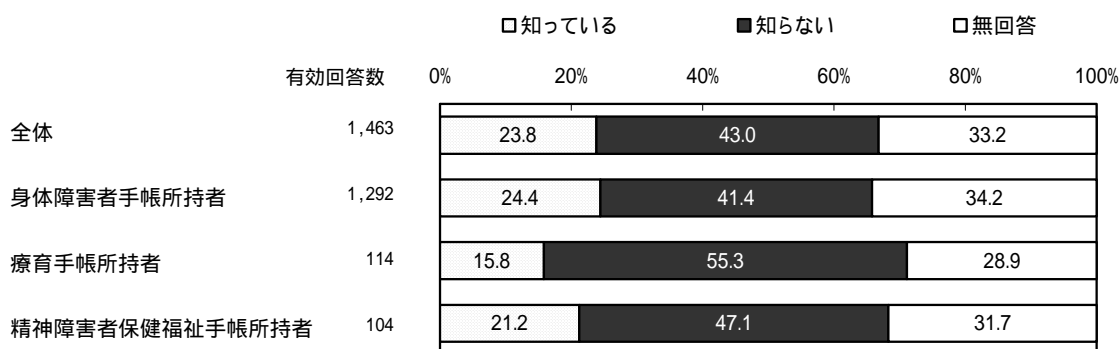


図 サービス未利用者の認知状況

【利用状況】

共同生活介護（ケアホーム）の利用状況についてみると、「利用したことがある」の割合が1.1%、「利用したことがない」の割合が86.5%となっています。

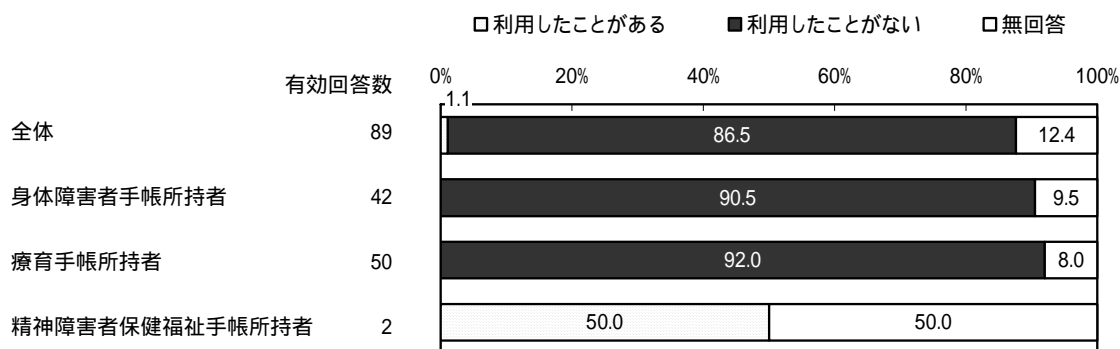


図 サービス利用者の利用状況

【利用意向】

共同生活介護（ケアホーム）の利用意向についてみると、「利用したい」の割合が、サービス利用者では4.7%、申請はしているサービス未利用者では3.1%、サービス未利用者では2.6%となっています。

所持している手帳の種類別にみると、サービス利用者では、大きな差異はみられません。

申請はしているサービス未利用者では、大きな差異はみられません。

サービス未利用者では、大きな差異はみられません。

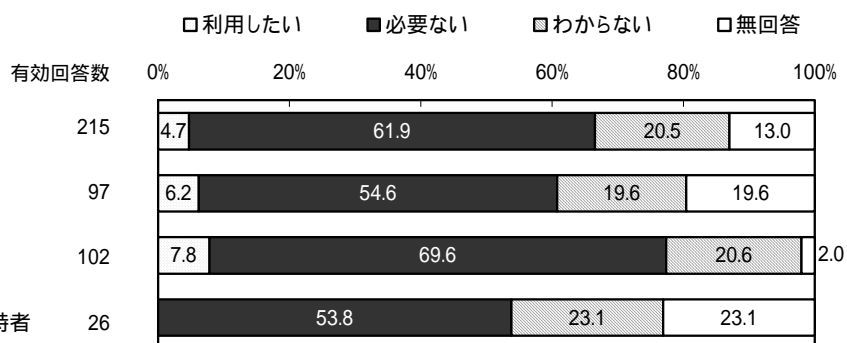


図 サービス利用者の利用意向

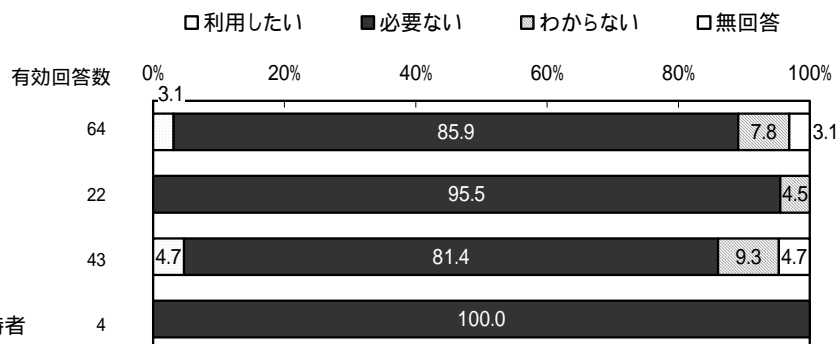


図 申請ありサービス未利用者の利用意向

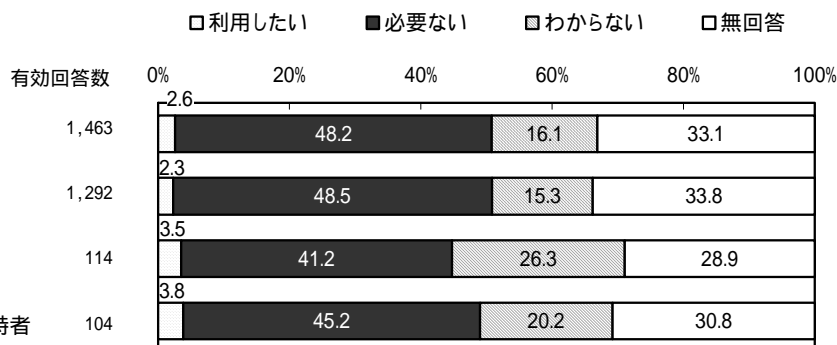


図 サービス未利用者の利用意向

15) 共同生活援助（グループホーム）

【認知状況】

共同生活援助（グループホーム）の認知状況についてみると、「知っている」の割合が、サービス利用者で 63.3%、申請はしているサービス未利用者で 57.8%、サービス未利用者で 25.8%となっています。

所持している手帳の種類別にみると、サービス利用者では、「療育手帳所持者」で「知っている」の割合が高く、8割を超えています。

申請はしているサービス未利用者では、「療育手帳所持者」で「知っている」の割合が高く、6割を超えています。

サービス未利用者では、大きな差異はみられません。

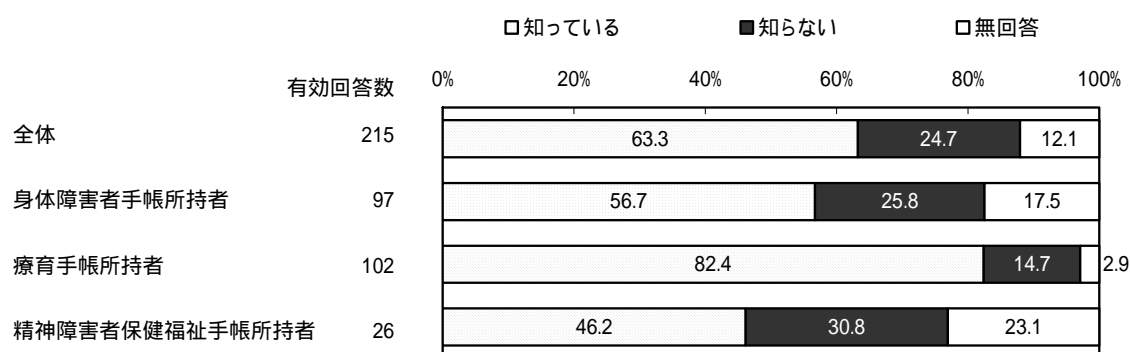


図 サービス利用者の認知状況

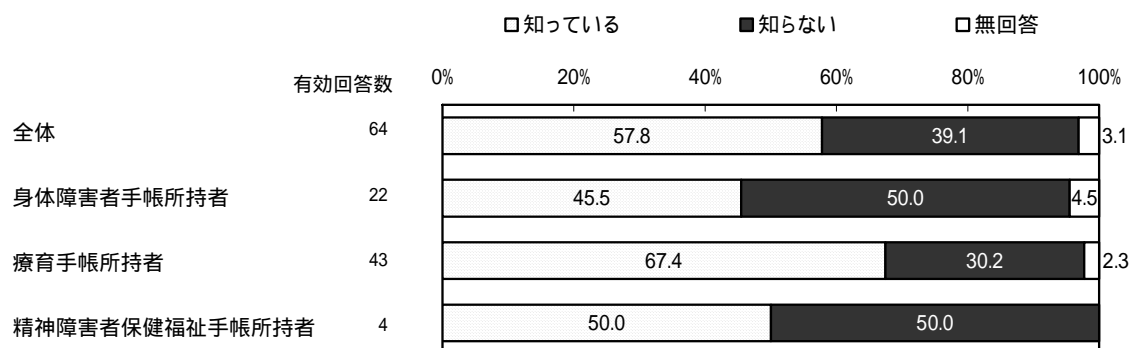


図 申請ありサービス未利用者の認知状況

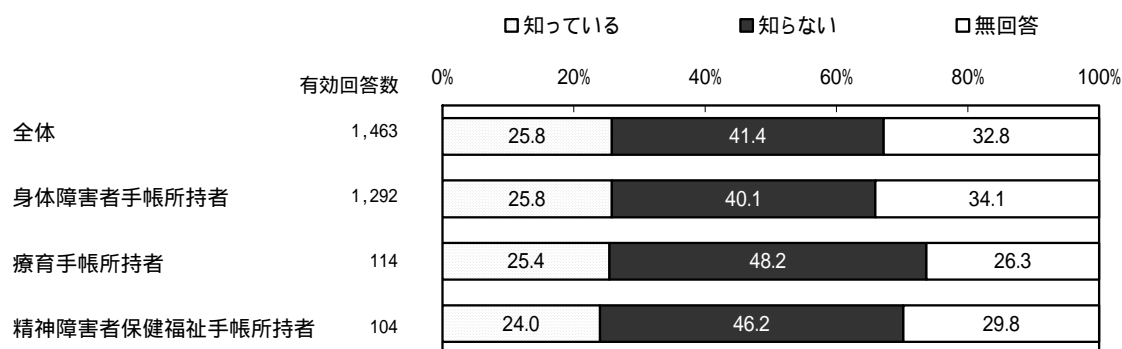


図 サービス未利用者の認知状況

【利用状況】

共同生活援助（グループホーム）の利用状況についてみると、「利用したことがある」の割合が4.4%、「利用したことがない」の割合が84.6%となっています。

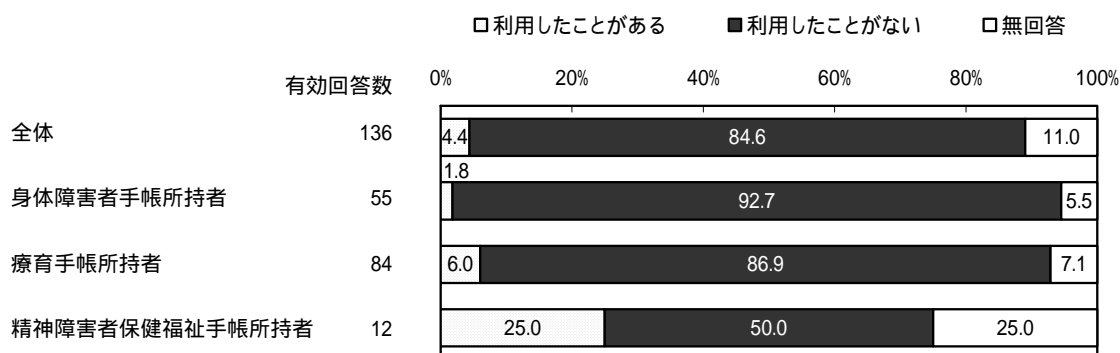


図 サービス利用者の利用状況

【利用意向】

共同生活援助（グループホーム）の利用意向についてみると、「利用したい」の割合が、サービス利用者では7.9%、申請はしているサービス未利用者では4.7%、サービス未利用者では2.7%となっています。

所持している手帳の種類別にみると、サービス利用者では、「精神障害者保健福祉手帳所持者」で「利用したい」の割合が高く、約2割となっています。

申請はしているサービス未利用者では、大きな差異はみられません。

サービス未利用者では、大きな差異はみられません。

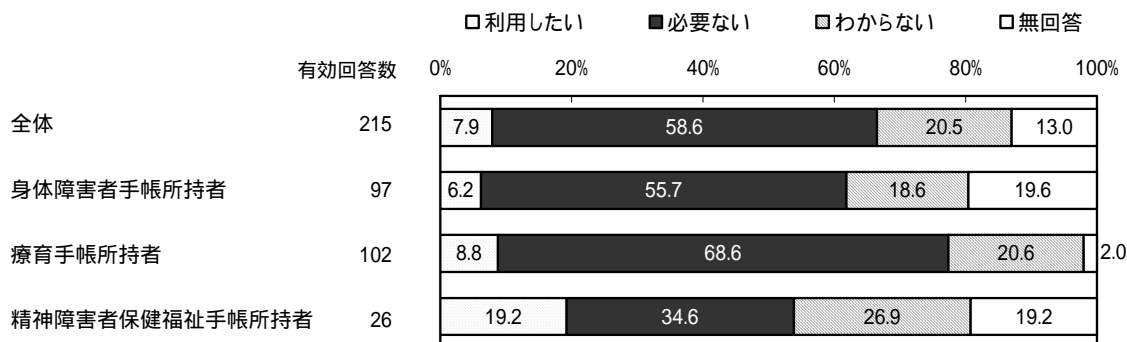


図 サービス利用者の利用意向

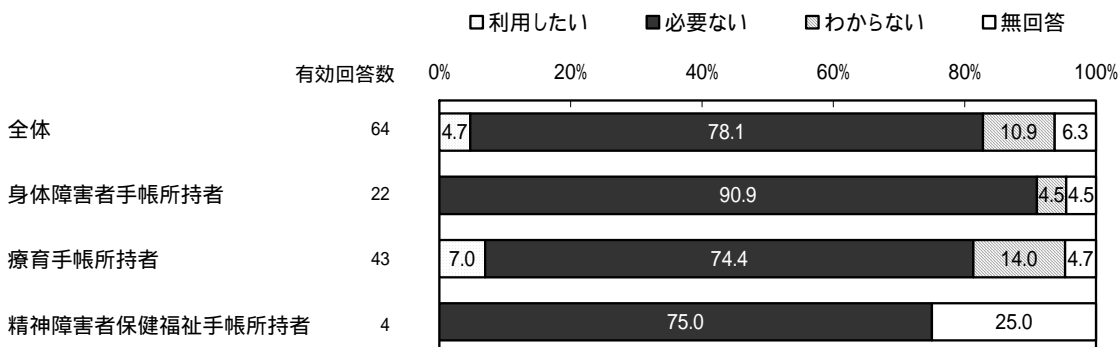


図 申請ありサービス未利用者の利用意向

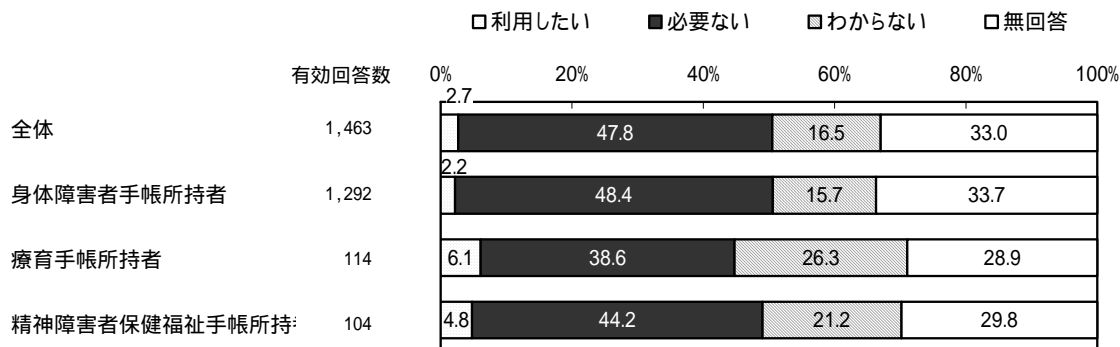


図 サービス未利用者の利用意向

16) 相談支援

【認知状況】

相談支援の認知状況についてみると、「知っている」の割合が、サービス利用者で 27.4%、申請はしているサービス未利用者で 29.7%、サービス未利用者で 20.0%となっています。

所持している手帳の種類別にみると、サービス利用者では、「身体障害者手帳所持者」と「療育手帳所持者」で「知っている」の割合が高く、2割を超えています。

申請はしているサービス未利用者では、「身体障害者手帳所持者」と「療育手帳所持者」で「知っている」の割合が高く、3割を超えています。一方、「精神障害者保健福祉手帳所持者」では「知らない」の割合が100%となっています。

サービス未利用者では、大きな差異はみられません。

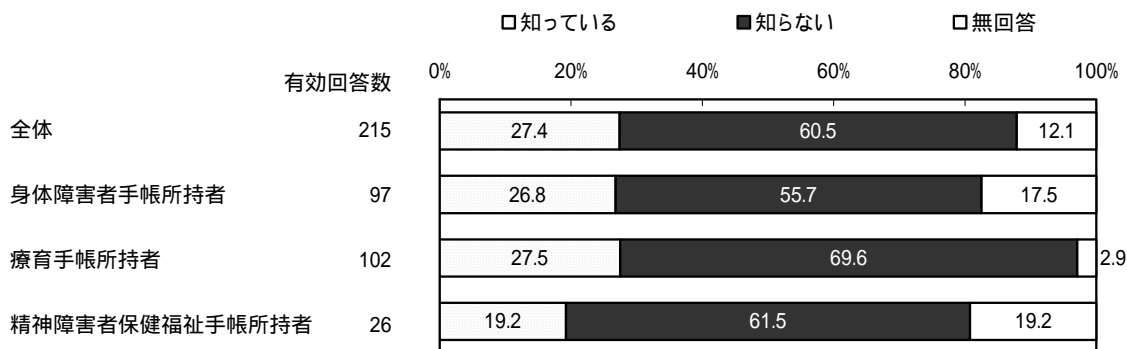


図 サービス利用者の認知状況

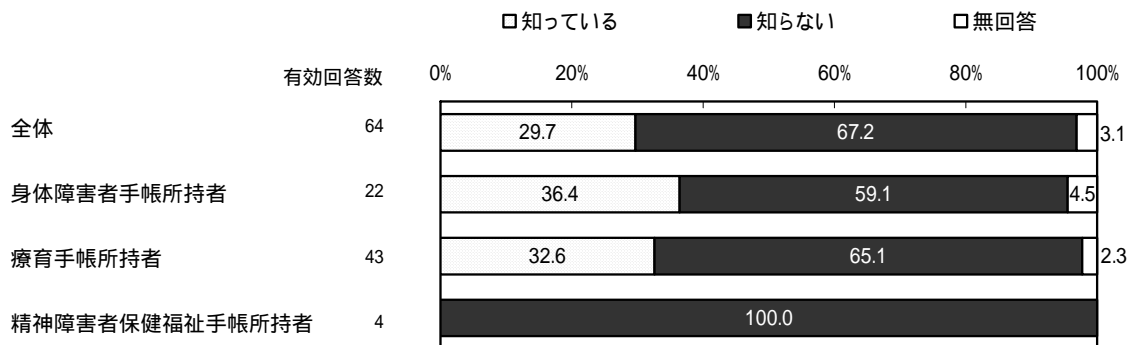


図 申請ありサービス未利用者の認知状況

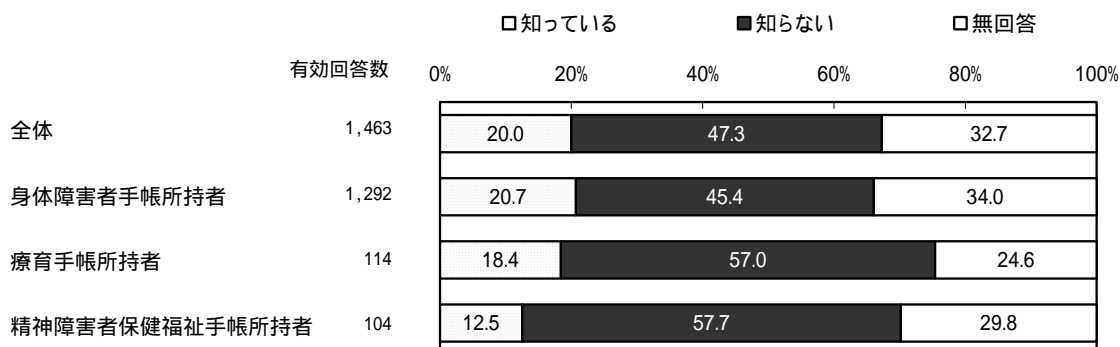


図 サービス未利用者の認知状況

【利用状況】

相談支援の利用状況についてみると、「利用したことがある」の割合が15.3%、「利用したことがない」の割合が72.9%となっています。

所持している手帳の種類別にみると、「精神障害者保健福祉手帳所持者」で「利用したことがある」の割合が高く、4割となっています。

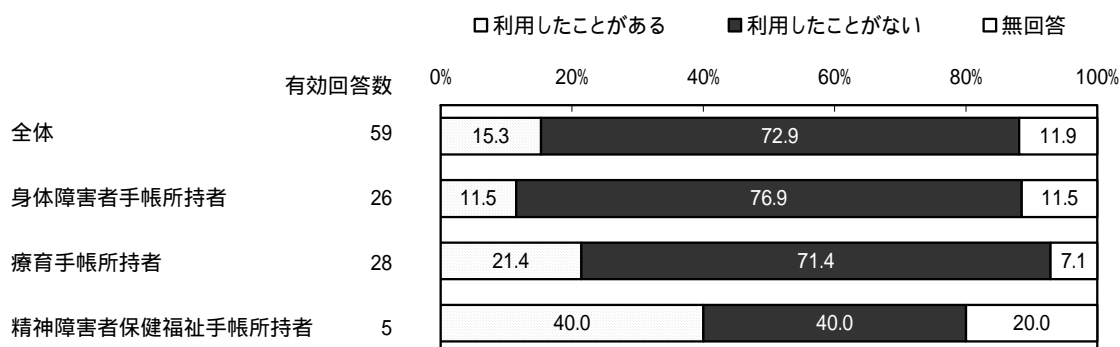


図 サービス利用者の利用状況

【利用意向】

相談支援の利用意向についてみると、「利用したい」の割合が、サービス利用者では29.3%、申請はしているサービス未利用者では26.6%、サービス未利用者では12.3%となっています。

所持している手帳の種類別にみると、サービス利用者では、「精神障害者保健福祉手帳所持者」で「利用したい」の割合が高く、5割となっています。

申請はしているサービス未利用者では、「療育手帳所持者」で「利用したい」の割合が高く、3割を超えています。

サービス未利用者では、大きな差異はみられません。

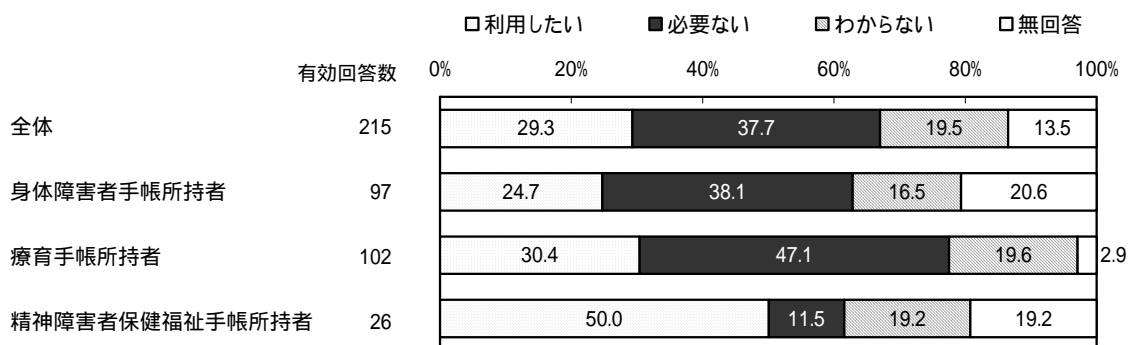


図 サービス利用者の利用意向

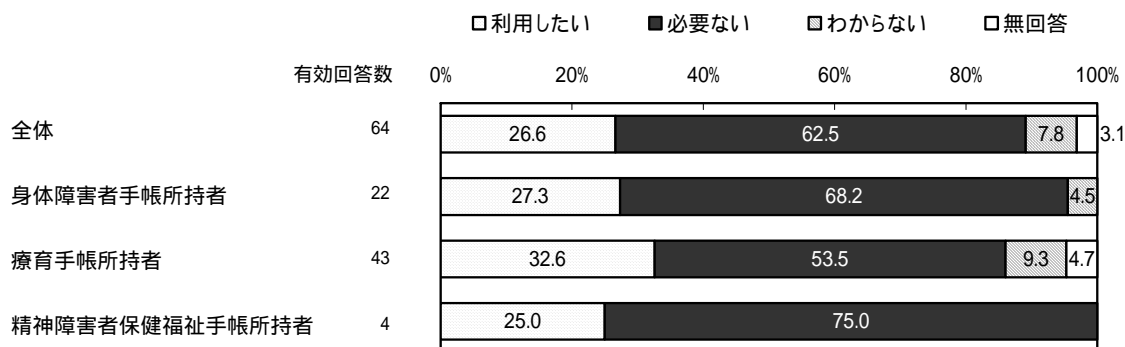


図 申請ありサービス未利用者の利用意向

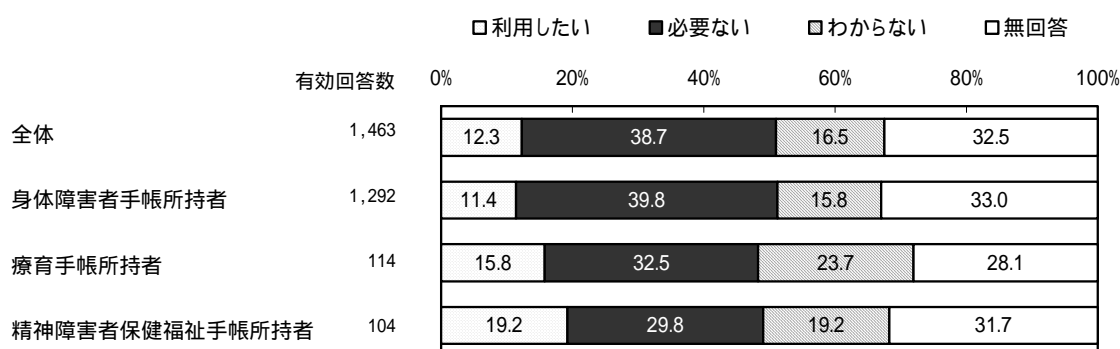


図 サービス未利用者の利用意向

17) コミュニケーション支援

【認知状況】

コミュニケーション支援の認知状況についてみると、「知っている」の割合が、サービス利用者で 20.5%、申請はしているサービス未利用者で 10.9%、サービス未利用者で 13.2%となっています。

所持している手帳の種類別にみると、サービス利用者では、「身体障害者手帳所持者」で「知っている」の割合が高く、2割を超えています。

申請はしているサービス未利用者では、「精神障害者保健福祉手帳所持者」で「知っている」の割合が高く、2割を超えています。

サービス未利用者では、「精神障害者保健福祉手帳所持者」で「知らない」の割合が高く、6割を超えています。

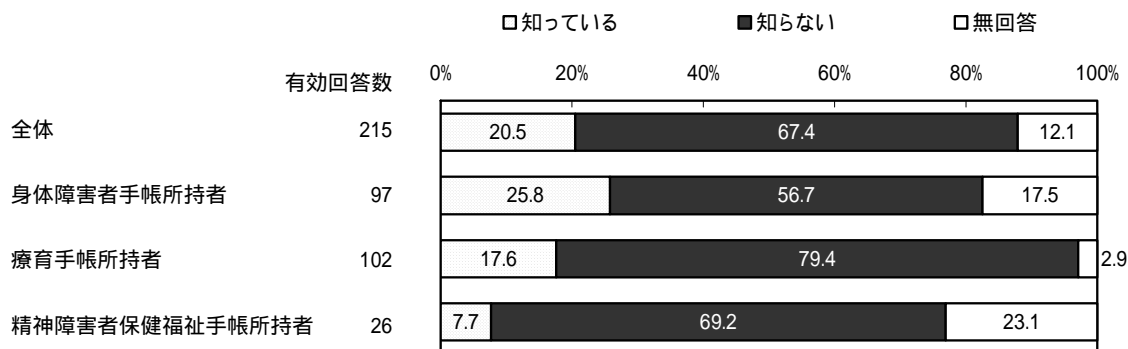


図 サービス利用者の認知状況

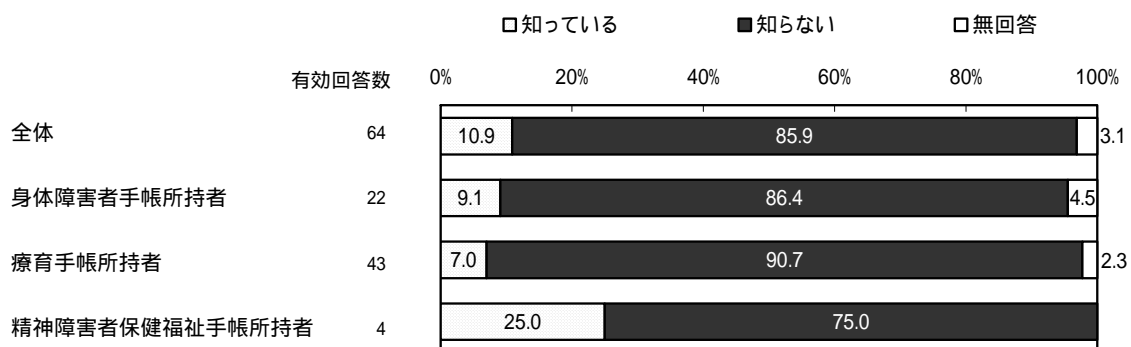


図 申請ありサービス未利用者の認知状況

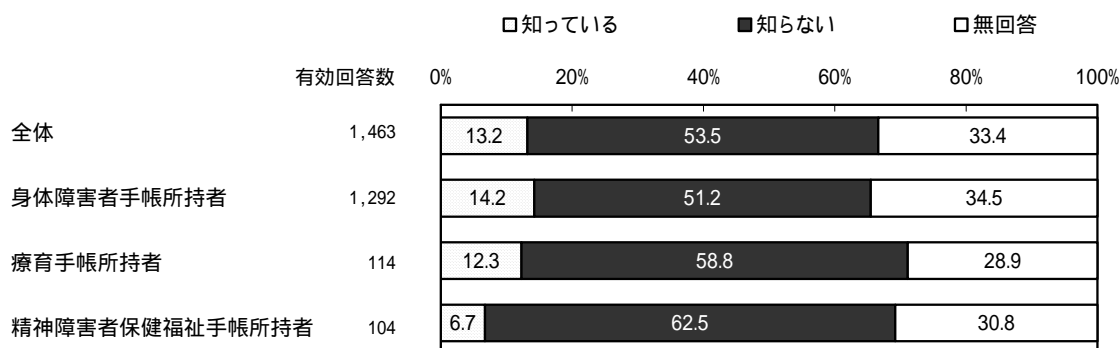


図 サービス未利用者の認知状況

【利用状況】

コミュニケーション支援の利用状況についてみると、「利用したことがある」の割合が6.8%、「利用したことがない」の割合が86.4%となっています。

所持している手帳の種類別にみると、「精神障害者保健福祉手帳所持者」で「利用したことがない」の割合が100%となっています。

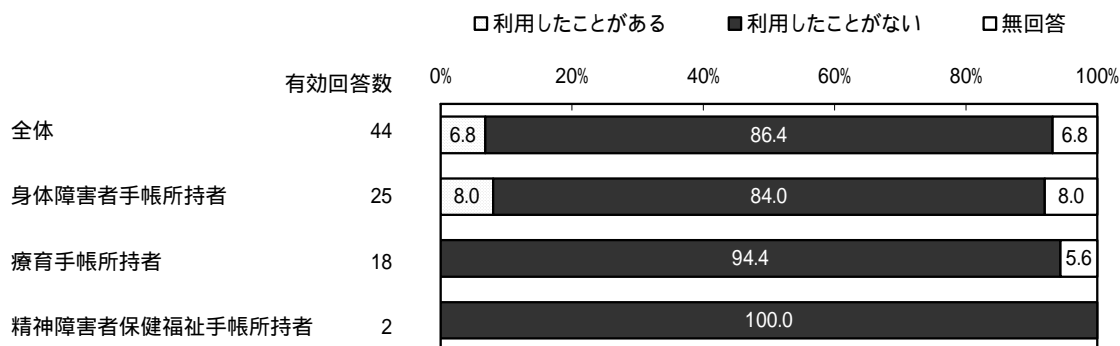


図 サービス利用者の利用状況

【利用意向】

コミュニケーション支援の利用意向についてみると、「利用したい」の割合が、サービス利用者では5.1%、申請はしているサービス未利用者では0.0%、サービス未利用者では6.4%となっています。

所持している手帳の種類別にみると、サービス利用者では、「精神障害者保健福祉手帳所持者」で「利用したい」の割合が高く、約2割となっています。

申請はしているサービス未利用者では、大きな差異はみられません。

サービス未利用者では、「精神障害者保健福祉手帳所持者」で「利用したい」の割合が高く、1割を超えています。

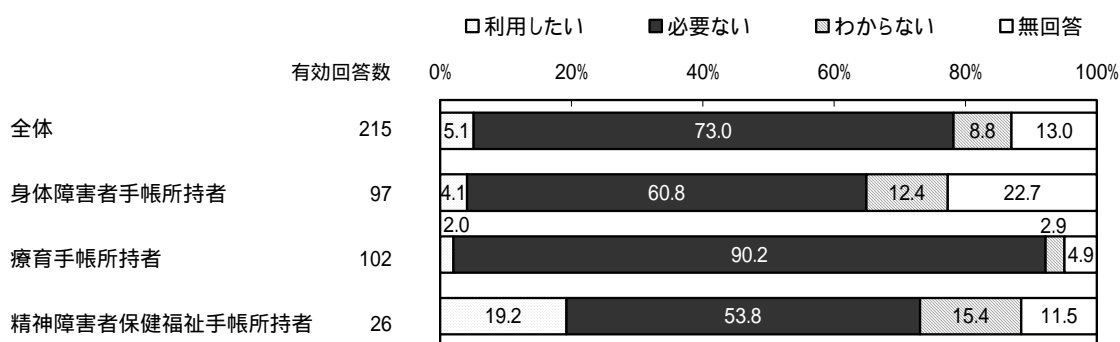


図 サービス利用者の利用意向

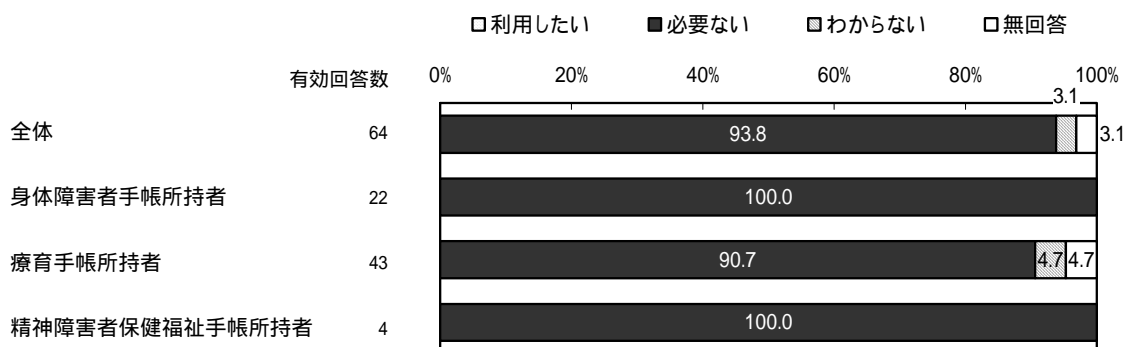


図 申請ありサービス未利用者の利用意向

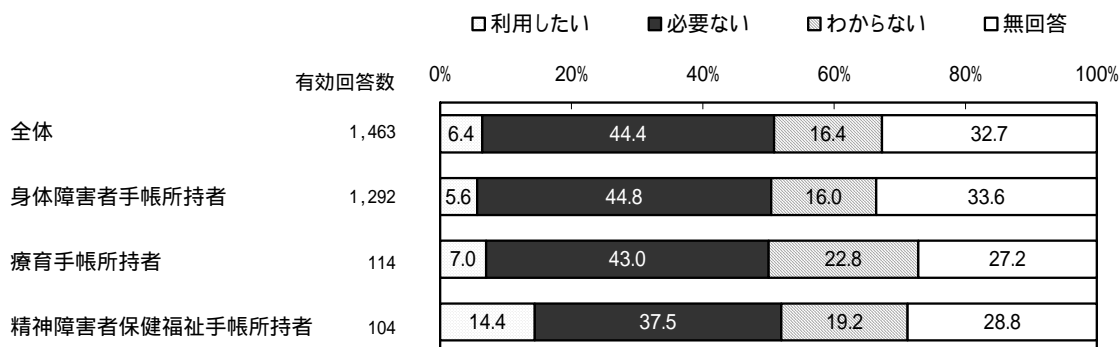


図 サービス未利用者の利用意向

18) 日常生活用具給付

【認知状況】

日常生活用具給付の認知状況についてみると、「知っている」の割合が、サービス利用者で46.5%、申請はしているサービス未利用者で39.1%、サービス未利用者で34.4%となっています。

所持している手帳の種類別にみると、サービス利用者では、「身体障害者手帳所持者」で「知っている」の割合が高く、6割を超えています。

申請はしているサービス未利用者では、「身体障害者手帳所持者」で「知っている」の割合が高く、約7割となっています。一方、「精神障害者保健福祉手帳所持者」で「知らない」の割合が100%となっています。

サービス未利用者では、「身体障害者手帳所持者」で「知っている」の割合が高く、3割を超えています。

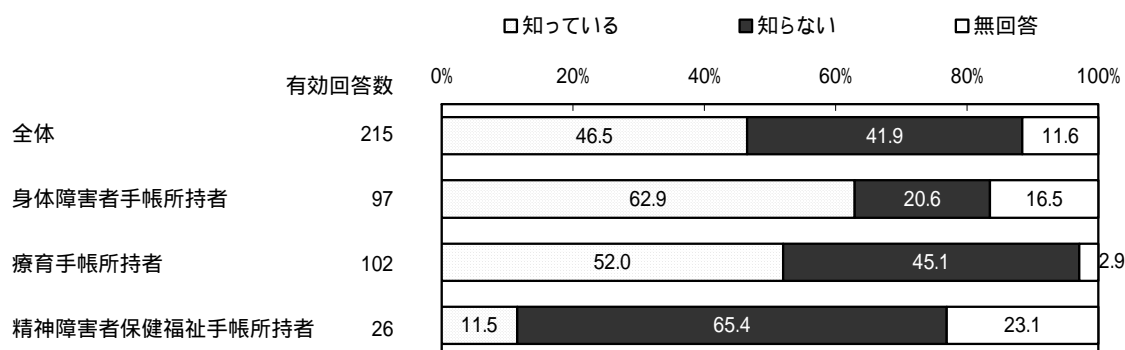


図 サービス利用者の認知状況

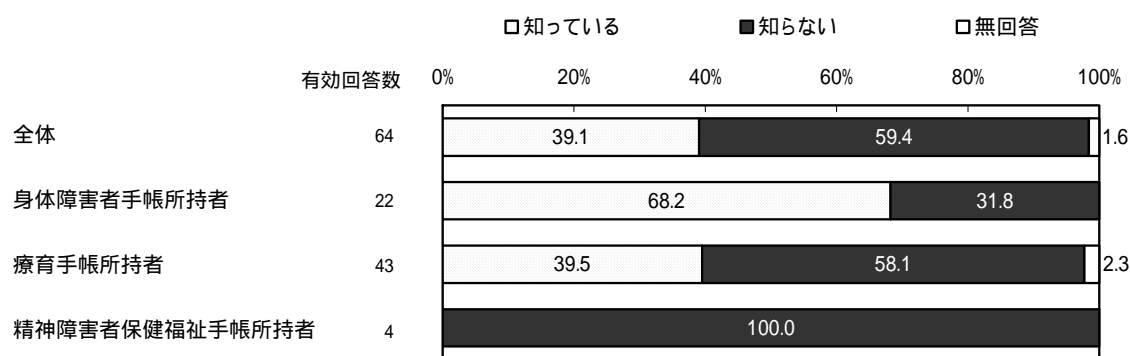


図 申請ありサービス未利用者の認知状況

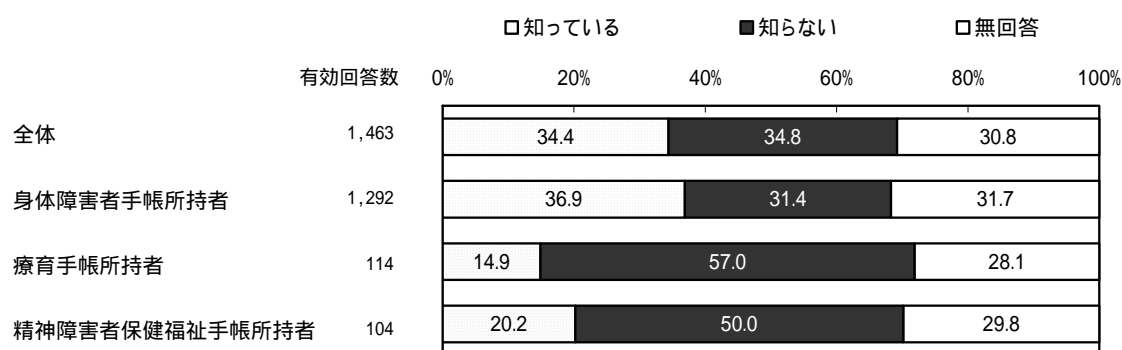


図 サービス未利用者の認知状況

【利用状況】

日常生活用具給付の利用状況についてみると、「利用したことがある」の割合が39.0%、「利用したことがない」の割合が54.0%となっています。

所持している手帳の種類別にみると、「身体障害者手帳所持者」で「利用したことがない」の割合が高く、5割を超えています。

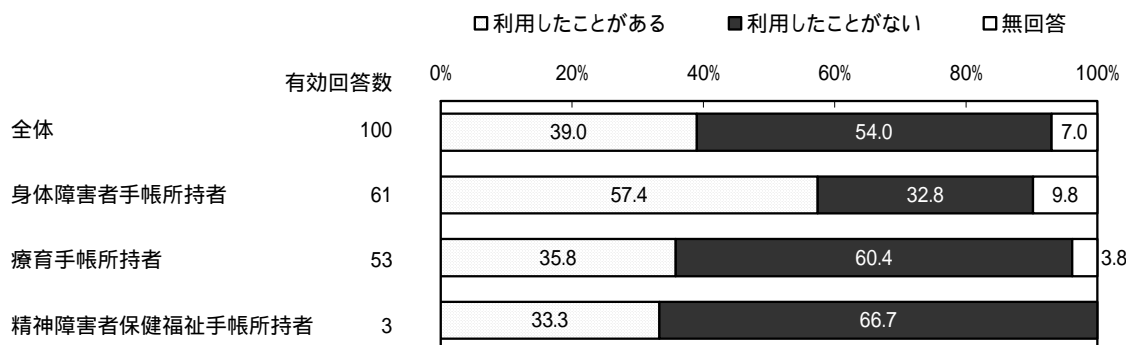


図 サービス利用者の利用状況

【利用意向】

日常生活用具給付の利用意向についてみると、「利用したい」の割合が、サービス利用者では19.5%、申請はしているサービス未利用者では14.1%、サービス未利用者では13.8%となっています。

所持している手帳の種類別にみると、サービス利用者では、「身体障害者手帳所持者」で「利用したい」の割合が高く、3割を超えています。

申請はしているサービス未利用者では、「身体障害者手帳所持者」で「利用したい」の割合が高く、4割を超えています。

サービス未利用者では、大きな差異はみられません。

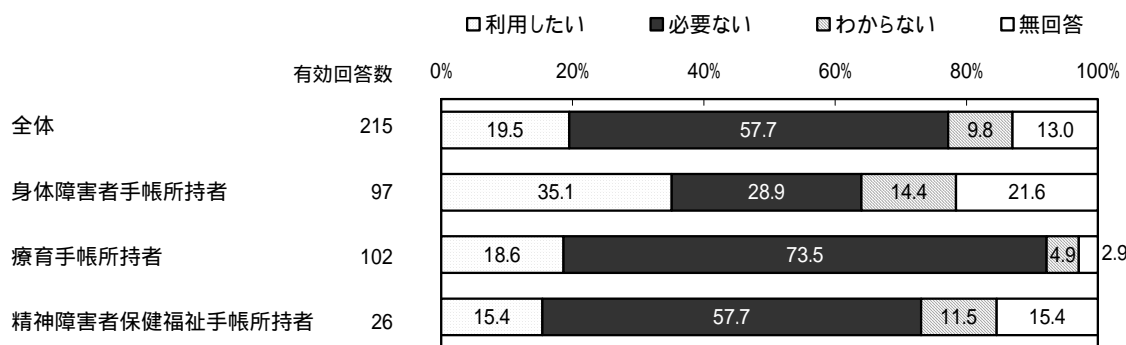


図 サービス利用者の利用意向

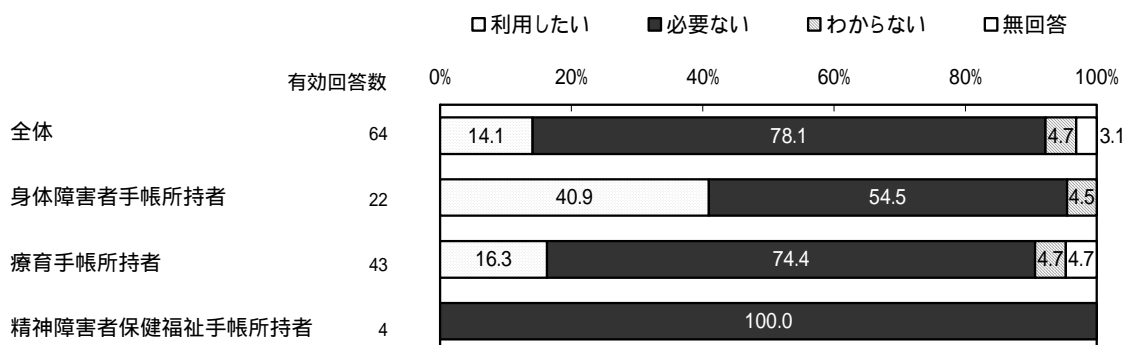


図 申請ありサービス未利用者の利用意向

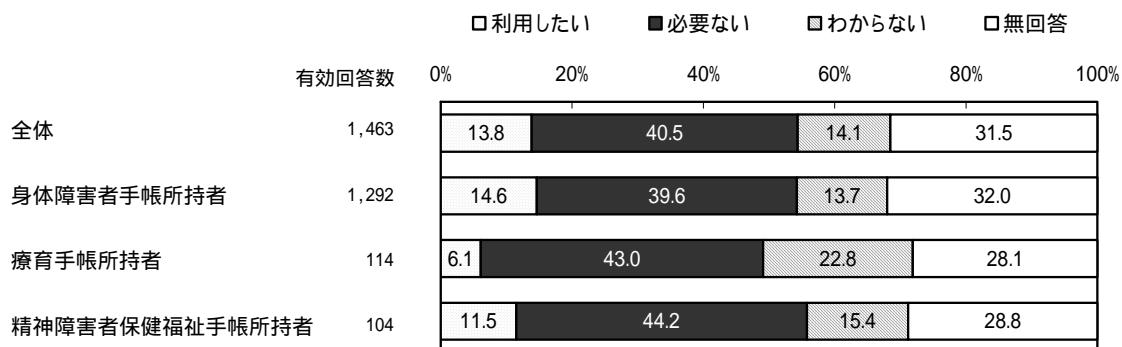


図 サービス未利用者の利用意向

19) 移動支援

【認知状況】

移動支援の認知状況についてみると、「知っている」の割合が、サービス利用者で 52.6%、申請はしているサービス未利用者で 60.9%、サービス未利用者で 20.1%となっています。

所持している手帳の種類別にみると、サービス利用者では、「療育手帳所持者」で「知っている」の割合が高く、6割を超えています。

申請はしているサービス未利用者では、「療育手帳所持者」で「知っている」の割合が高く、約7割となっています。一方、「精神障害者保健福祉手帳所持者」で「知っている」の割合が低く、25.0%となっています。

サービス未利用者では、大きな差異はみられません。

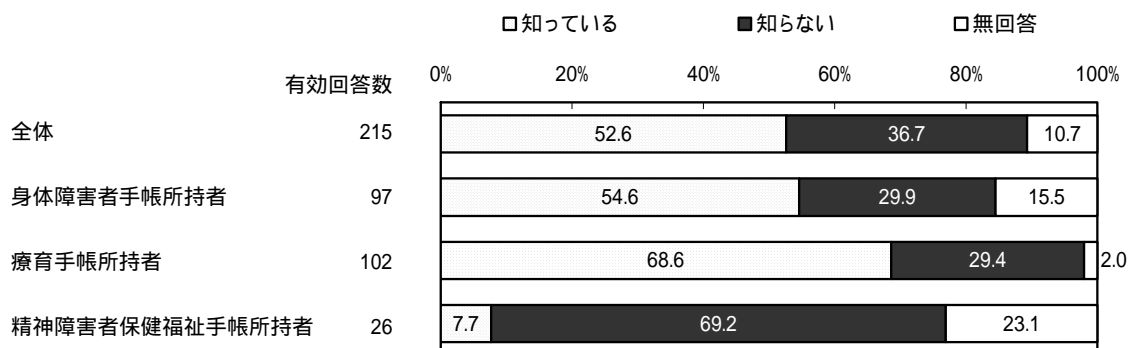


図 サービス利用者の認知状況

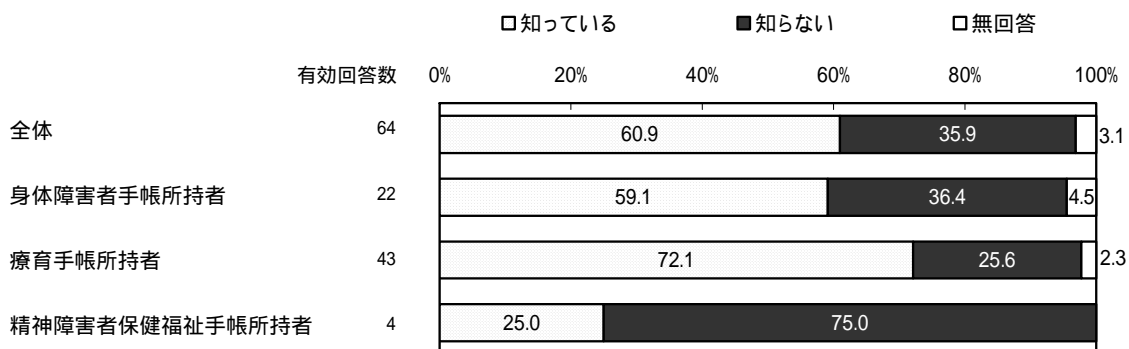


図 申請ありサービス未利用者の認知状況

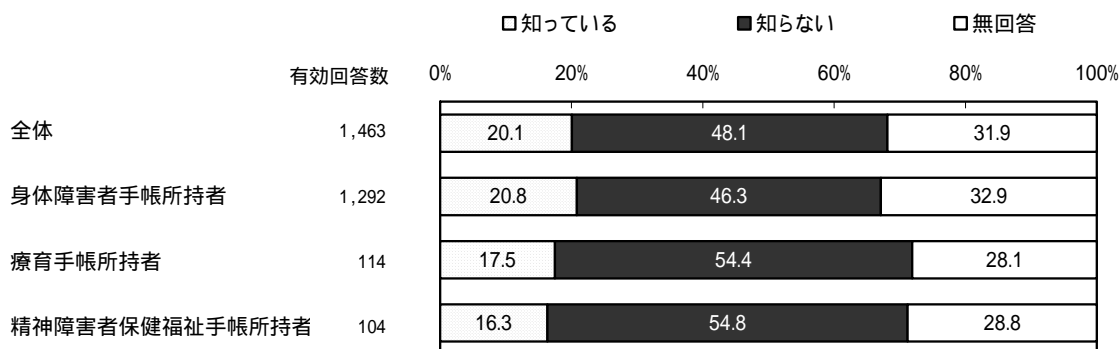


図 サービス未利用者の認知状況

【利用状況】

移動支援の利用状況についてみると、「利用したことがある」の割合が21.2%、「利用したことがない」の割合が69.9%となっています。

所持している手帳の種類別にみると、「精神障害者保健福祉手帳所持者」で「利用したことがある」の割合が高く、5割となっています。

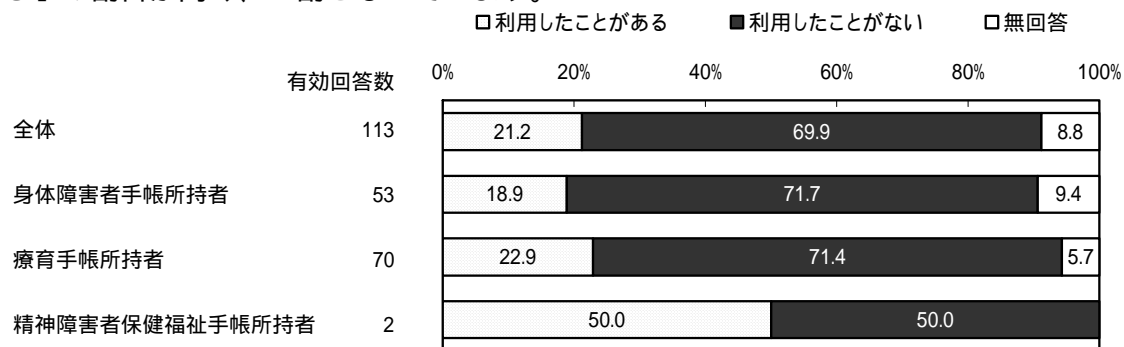


図 サービス利用者の利用状況

【利用意向】

移動支援の利用意向についてみると、サービス利用者では「必要ない」の割合が45.6%、「現状のまま利用したい」が12.1%となっています。申請はしているサービス未利用者では「利用したい」の割合が43.8%、サービス未利用者では2.9%となっています。

所持している手帳の種類別にみると、サービス利用者では、「精神障害者保健福祉手帳所持者」では「必要ない」の割合が高く、約6割となっています。

申請はしているサービス未利用者では、「療育手帳所持者」で「利用したい」の割合が高く、約6割となっています。一方、「精神障害者保健福祉手帳所持者」で「必要ない」の割合が100%となっています。

サービス未利用者では、大きな差異はみられません。

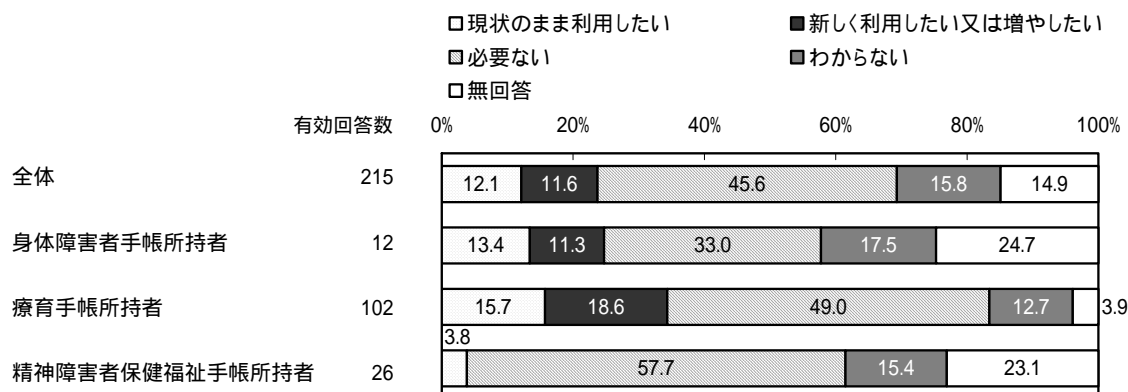


図 サービス利用者の利用意向

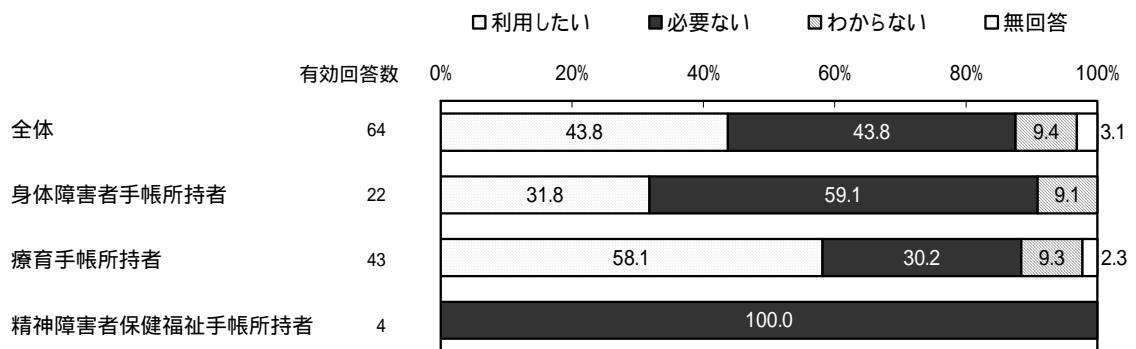


図 申請ありサービス未利用者の利用意向

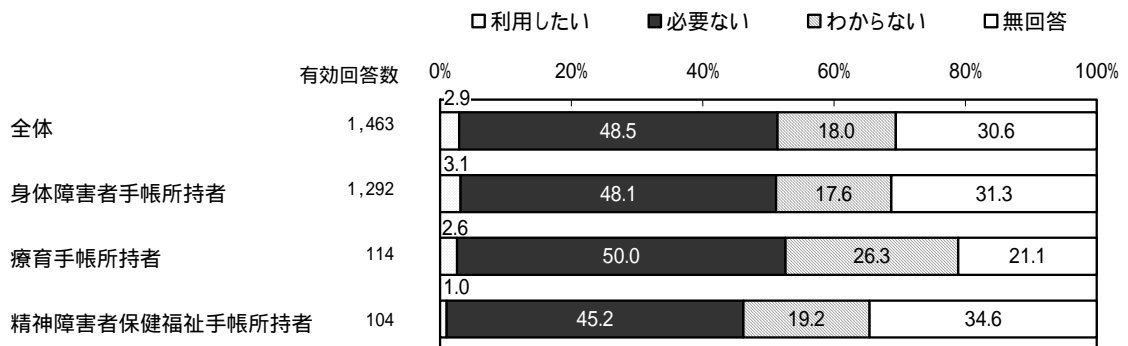


図 サービス未利用者の利用意向

20) 地域活動支援センター

【認知状況】

地域活動支援センターの認知状況についてみると、「知っている」の割合が、サービス利用者で 51.2%、申請はしているサービス未利用者で 45.3%、サービス未利用者で 17.2%となっています。

所持している手帳の種類別にみると、サービス利用者では、「身体障害者手帳所持者」で「知っている」の割合が高く、7割を超えています。

申請はしているサービス未利用者では、「精神障害者保健福祉手帳所持者」で「知っている」の割合が高く、7割を超えています。

サービス未利用者では、大きな差異はみられません。

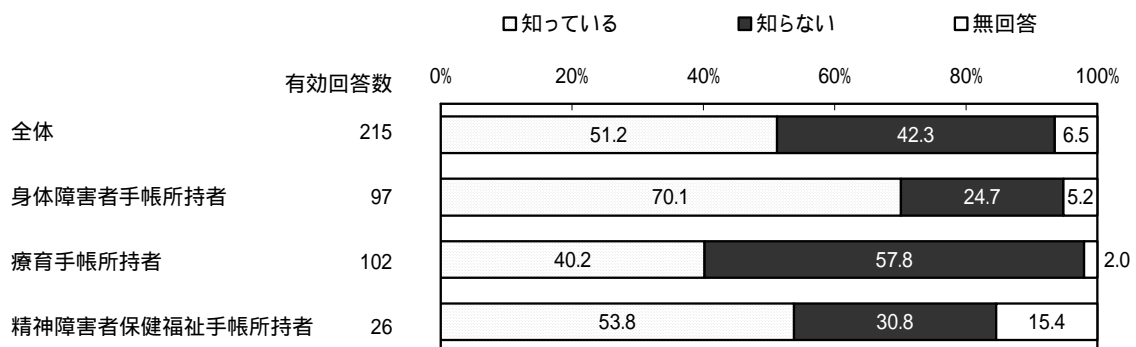


図 サービス利用者の認知状況

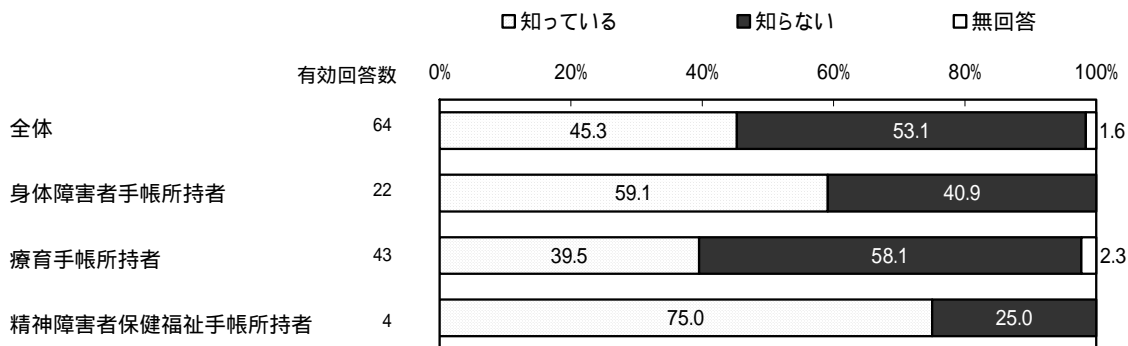


図 申請ありサービス未利用者の認知状況

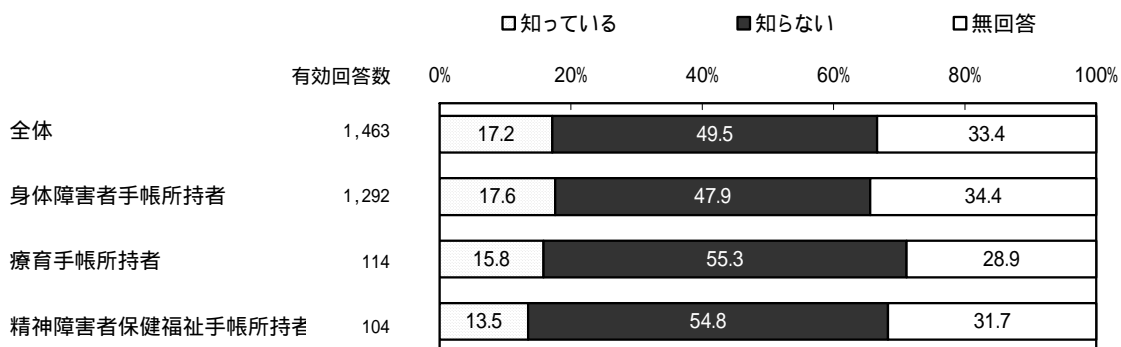


図 サービス未利用者の認知状況

【利用状況】

地域活動支援センターの利用状況についてみると、「利用したことがある」の割合が44.5%、「利用したことがない」の割合が47.3%となっています。

所持している手帳の種類別に見ると、「身体障害者手帳所持者」と「精神障害者保健福祉手帳所持者」で「利用したことがある」の割合が高く、5割を超えています。

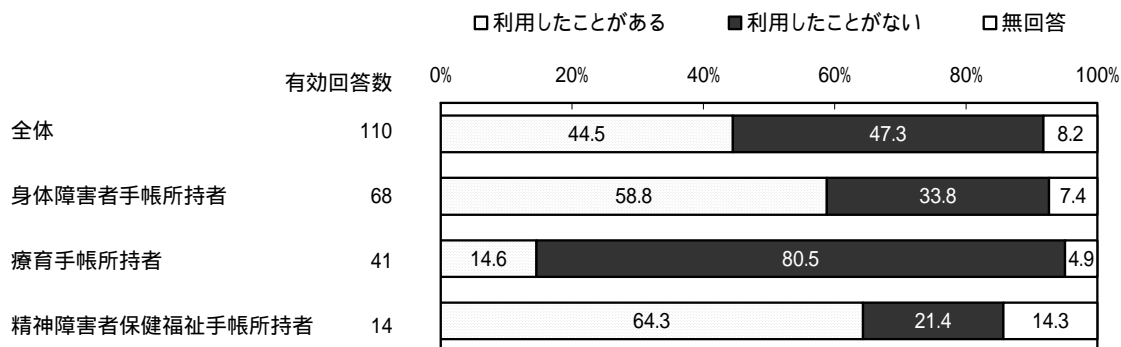


図 サービス利用者の利用状況

【利用意向】

地域活動支援センターの利用意向についてみると、「利用したい」の割合が、サービス利用者では27.9%、申請はしているサービス未利用者では23.4%、サービス未利用者では7.3%となっています。

所持している手帳の種類別にみると、サービス利用者では、「身体障害者手帳所持者」と「精神障害者保健福祉手帳所持者」で「利用したい」の割合が高く、4割を超えています。

申請はしているサービス未利用者では、「精神障害者保健福祉手帳所持者」で「利用したい」の割合が高く、5割となっています。

サービス未利用者では、大きな差異はみられません。

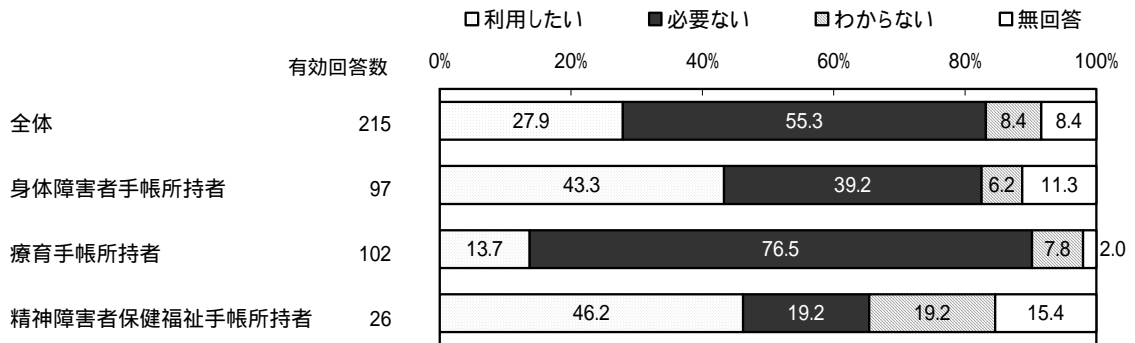


図 サービス利用者の利用意向

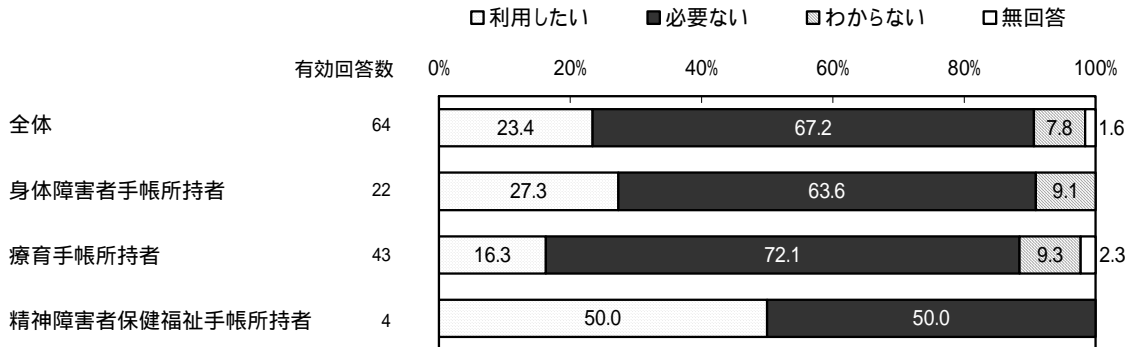


図 申請ありサービス未利用者の利用意向

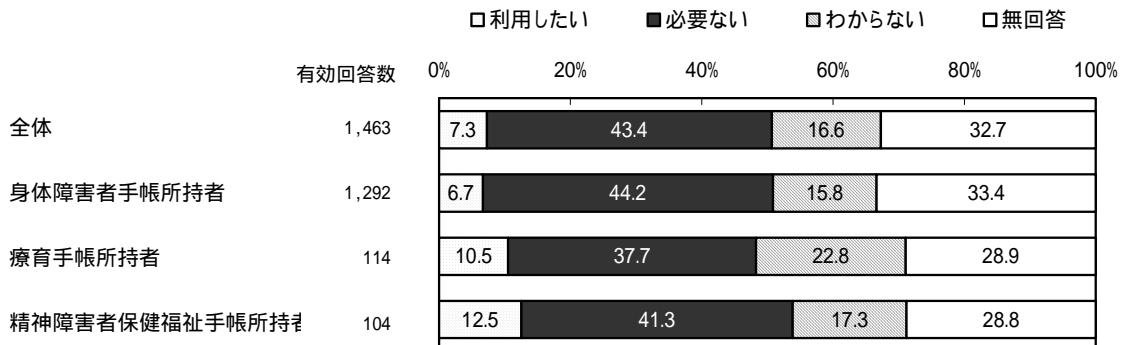


図 サービス未利用者の利用意向

21) 生活サポート

【認知状況】

生活サポートの認知状況についてみると、「知っている」の割合が、サービス利用者で20.0%、申請はしているサービス未利用者で17.2%、サービス未利用者で19.7%となっています。

所持している手帳の種類別にみると、サービス利用者では、「身体障害者手帳所持者」で「知っている」の割合が高く、2割を超えています。

申請はしているサービス未利用者、サービス未利用者では、「身体障害者手帳所持者」で「知っている」の割合が2割を超えています。

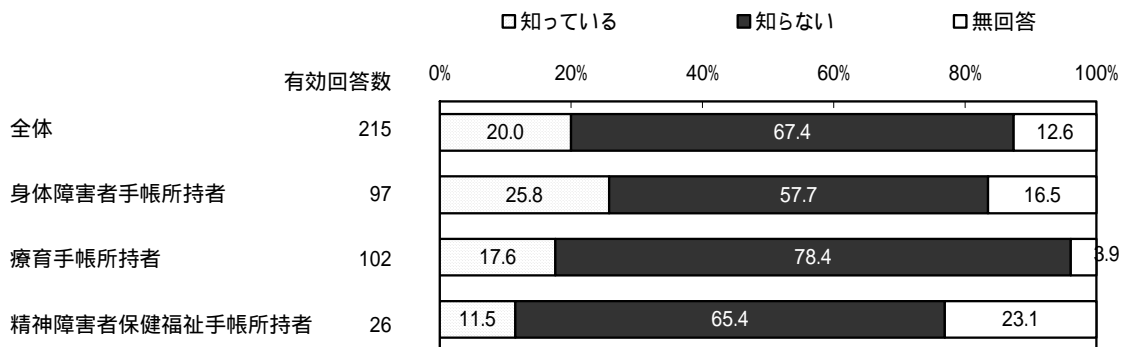


図 サービス利用者の認知状況

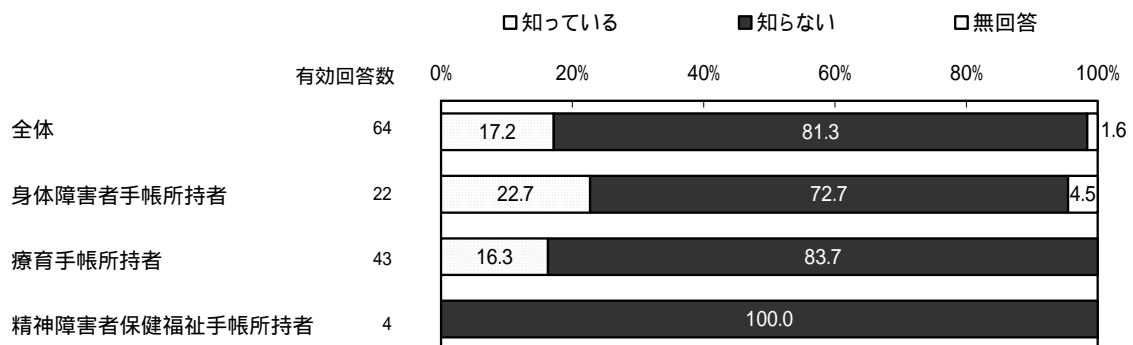


図 申請ありサービス未利用者の認知状況

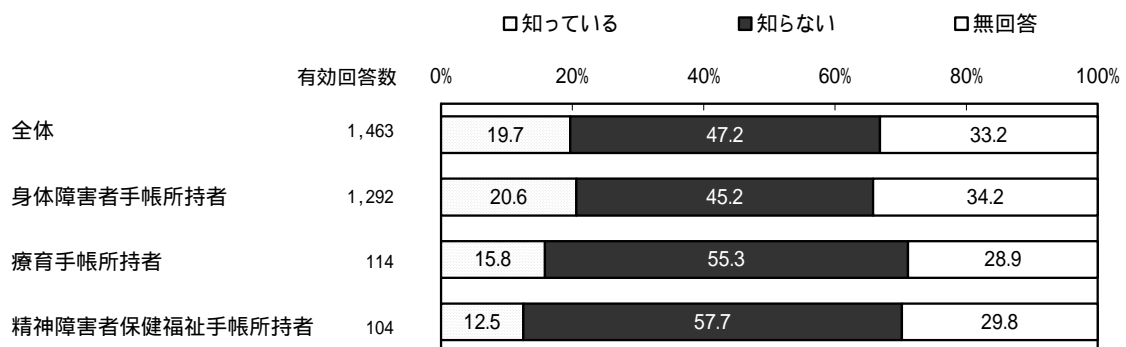


図 サービス未利用者の認知状況

【利用状況】

生活サポートの利用状況についてみると、「利用したことがある」の割合が7.0%、「利用したことがない」の割合が72.1%となっています。

所持している手帳の種類別にみると、大きな差異はみられません。

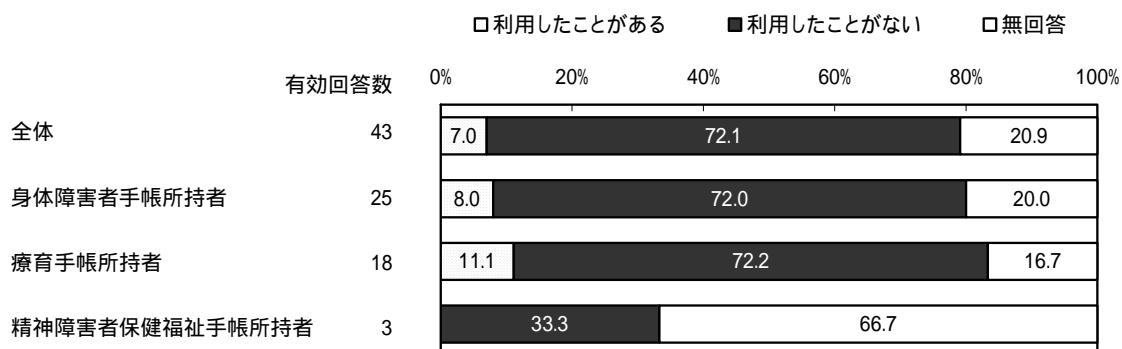


図 サービス利用者の利用状況

【利用意向】

生活サポートの利用意向についてみると、「利用したい」の割合が、サービス利用者では3.3%、申請はしているサービス未利用者では3.1%、サービス未利用者では5.9%となっています。

所持している手帳の種類別にみると、サービス利用者では、「精神障害者保健福祉手帳所持者」で「利用したい」の割合が高く、1割を超えています。

申請はしているサービス未利用者では、大きな差異はみられません。

サービス未利用者では、「精神障害者保健福祉手帳所持者」で「利用したい」の割合が高く、1割を超えています。

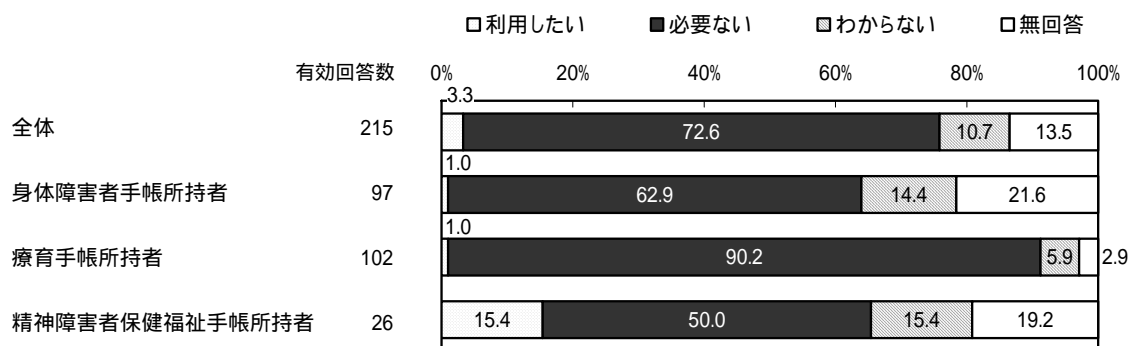


図 サービス利用者の利用意向

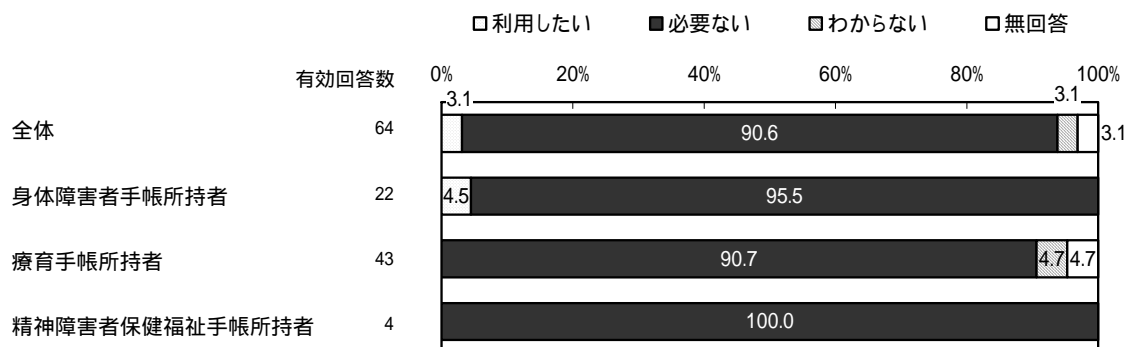


図 申請ありサービス未利用者の利用意向

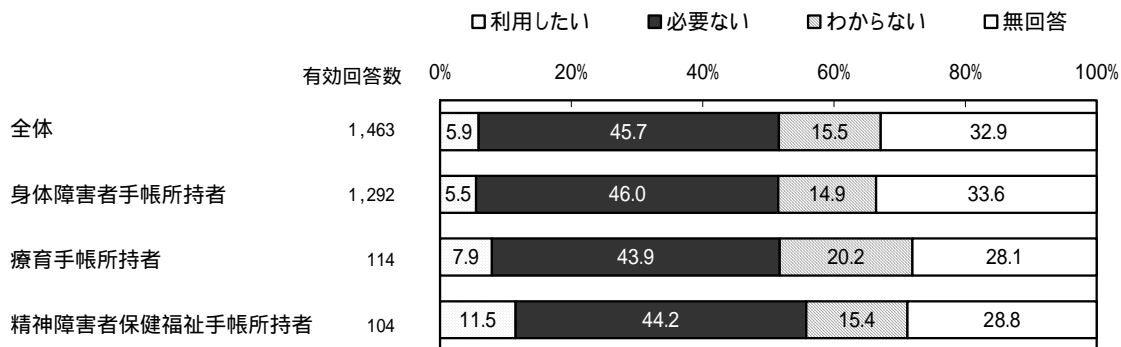


図 サービス未利用者の利用意向

22) 訪問入浴サービス

【認知状況】

訪問入浴サービスの認知状況についてみると、「知っている」の割合が、サービス利用者で66.0%、申請はしているサービス未利用者で60.9%、サービス未利用者で50.9%となっています。

所持している手帳の種類別にみると、サービス利用者では、「身体障害者手帳所持者」と「療育手帳」で「知っている」の割合が高く、7割を超えています。

申請はしているサービス未利用者では、「身体障害者手帳所持者」と「療育手帳所持者」で「知っている」の割合が高く、6割を超えています。

サービス未利用者では、「身体障害者手帳所持者」で「知っている」の割合が高く、5割を超えています。

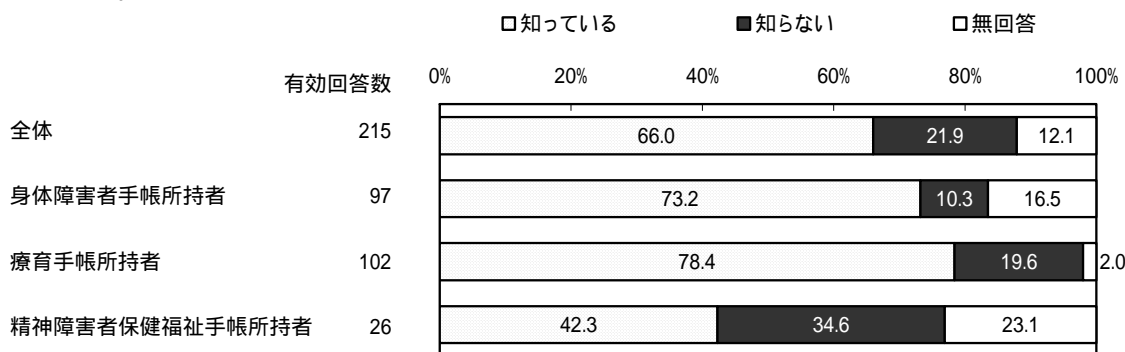


図 サービス利用者の認知状況

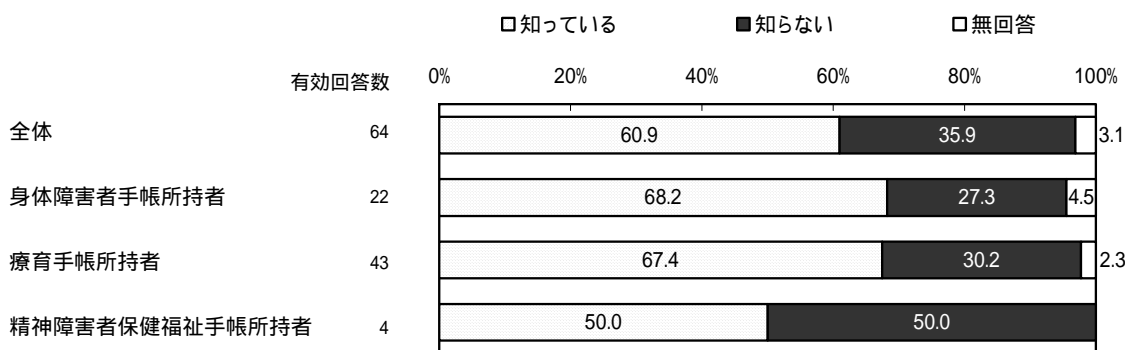


図 申請ありサービス未利用者の認知状況

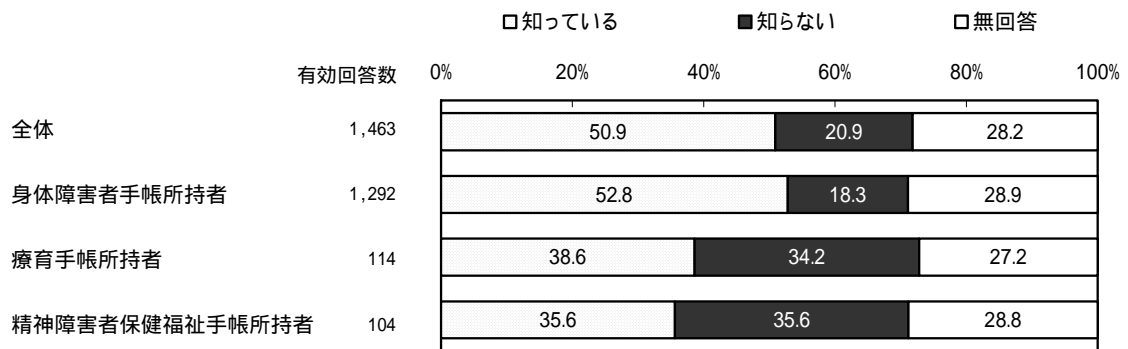


図 サービス未利用者の認知状況

【利用状況】

訪問入浴サービスの利用状況についてみると、「利用したことがある」の割合が 0.7%、「利用したことがない」の割合が 88.7%となっています。

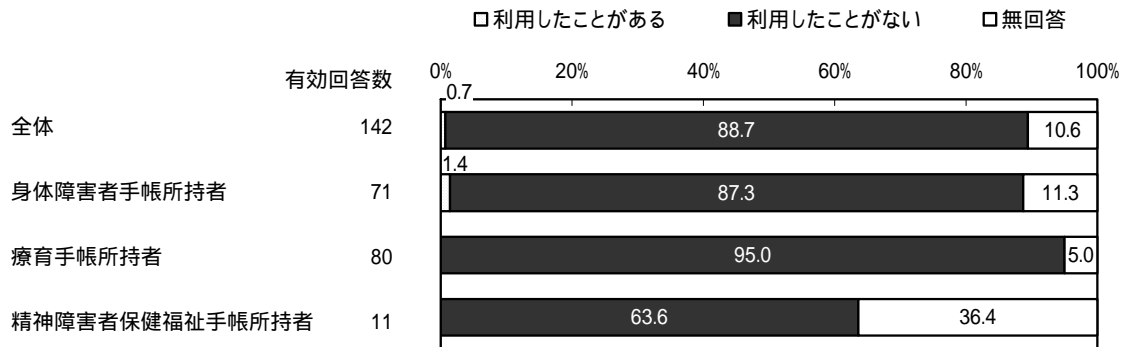


図 サービス利用者の利用状況

【利用意向】

訪問入浴サービスの利用意向についてみると、「利用したい」の割合が、サービス利用者では 4.2%、申請はしているサービス未利用者では 1.6%、サービス未利用者では 5.1%となっています。

所持している手帳の種類別にみると、サービス利用者では、「身体障害者手帳所持者」で「利用したい」の割合が高く、約 1 割となっています。

申請はしているサービス未利用者、サービス未利用者では、大きな差異はみられません。

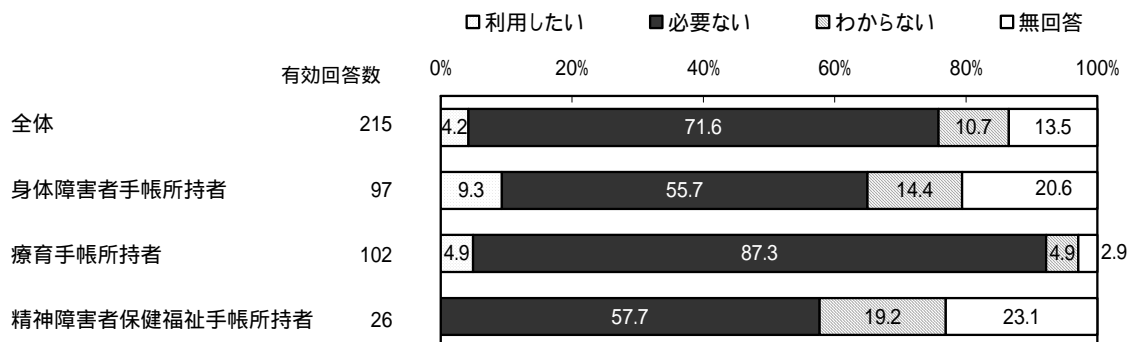


図 サービス利用者の利用意向

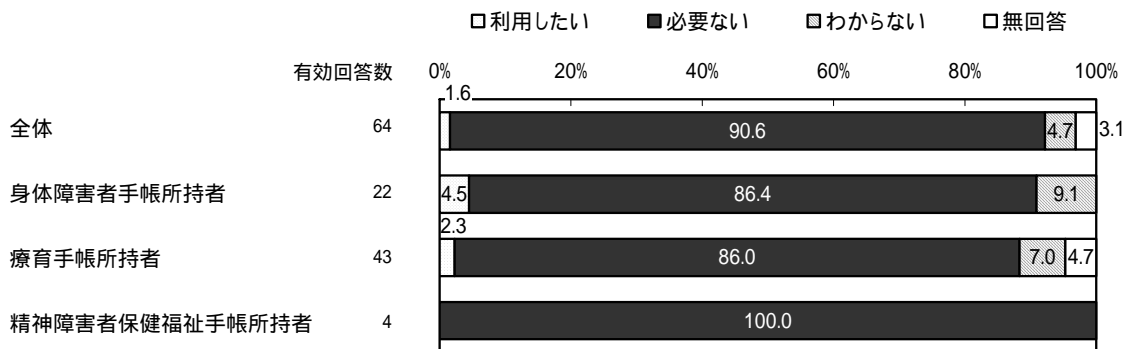


図 申請ありサービス未利用者の利用意向

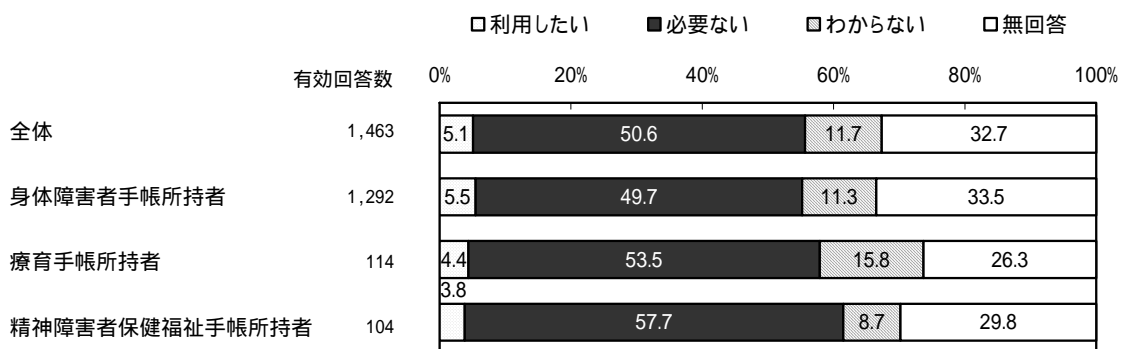


図 サービス未利用者の利用意向

23) 日中一時支援事業

【認知状況】

日中一時支援の認知状況についてみると、「知っている」の割合が、サービス利用者で 40.0%、申請はしているサービス未利用者で 56.3%、サービス未利用者で 21.4%となっています。

所持している手帳の種類別にみると、サービス利用者では、「療育手帳所持者」と「精神障害者保健福祉手帳所持者」で「知らない」の割合が高く、約7割となっています。

申請はしているサービス未利用者では、「療育手帳所持者」で「知っている」の割合が高く、約7割となっています。一方、「精神障害者保健福祉手帳所持者」で「知っている」の割合が低く、約3割となっています。

サービス未利用者では、大きな差異はみられません。

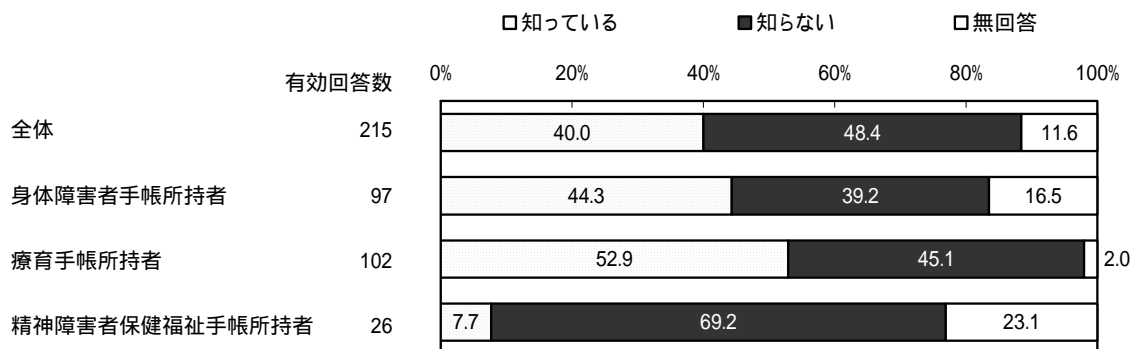


図 サービス利用者の認知状況

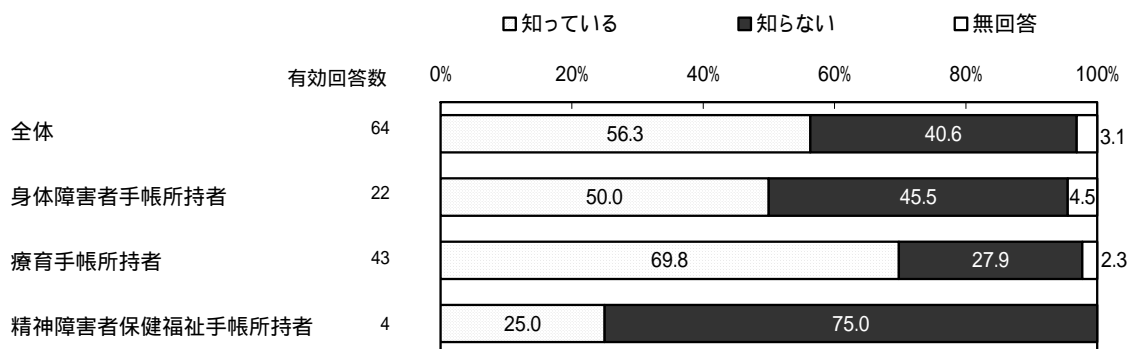


図 申請ありサービス未利用者の認知状況

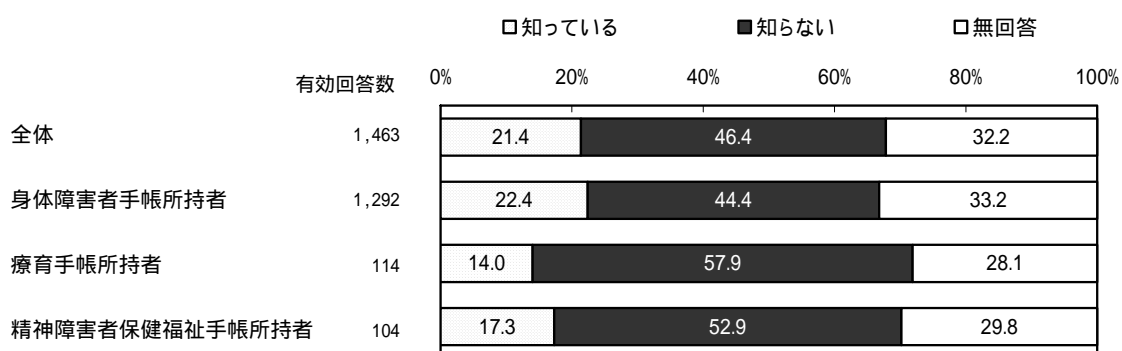


図 サービス未利用者の認知状況

【利用状況】

日中一時支援の利用状況についてみると、「利用したことがある」の割合が20.9%、「利用したことがない」の割合が73.3%となっています。

所持している手帳の種類別にみると、「療育手帳所持者」で「利用したことがある」の割合が高く、約3割となっています。一方、「精神障害者保健福祉手帳所持者」で「利用したことがない」の割合が100%となっています。

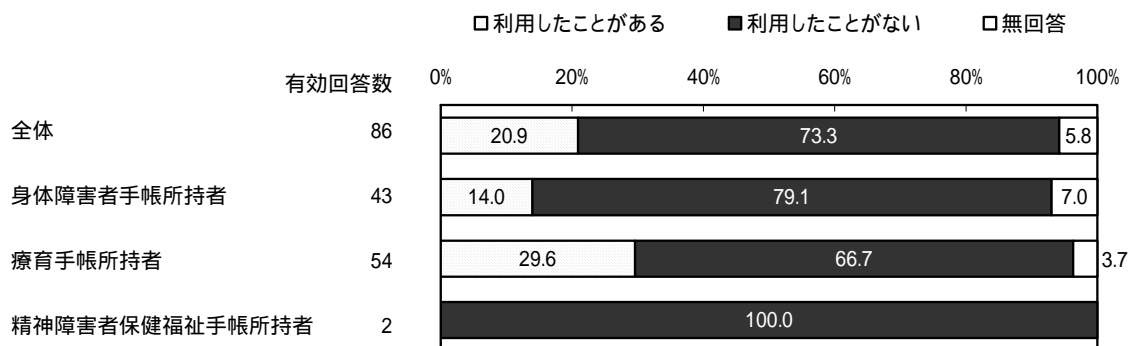


図 サービス利用者の利用状況

【利用意向】

日中一時支援の利用意向についてみると、サービス利用者では「必要ない」の割合が最も高く、47.0%、「新しく利用したい又は増やしたい」が10.2%となっています。申請はしているサービス未利用者では「利用したい」の割合が39.1%、サービス未利用者では3.5%となっています。

所持している手帳の種類別にみると、サービス利用者では、「療育手帳所持者」で「現状のまま利用したい」の割合が高く、1割を超えています。

申請はしているサービス未利用者では、「療育手帳所持者」で「利用したい」の割合が高く、5割を超えています。

サービス未利用者では、大きな差異はみられません。

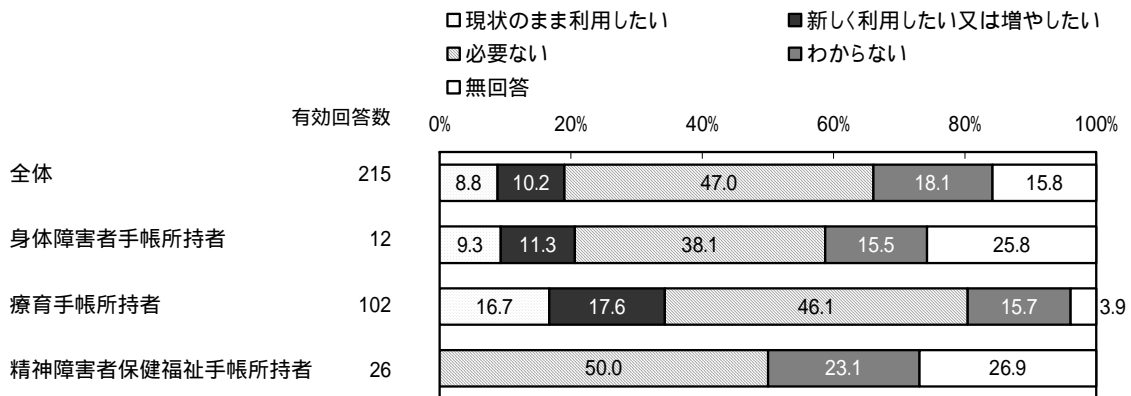


図 サービス利用者の利用意向

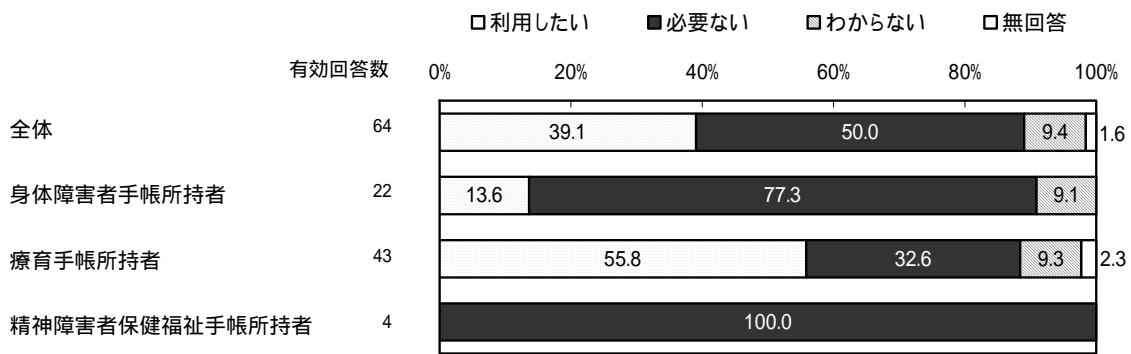


図 申請ありサービス未利用者の利用意向

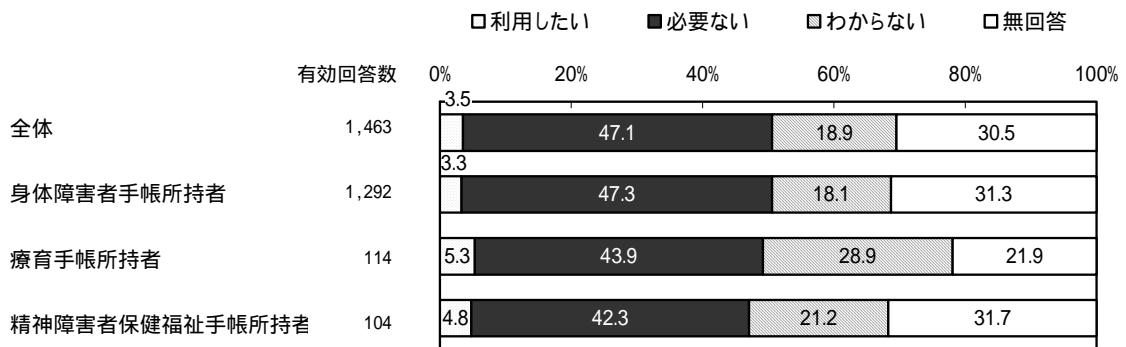


図 サービス未利用者の利用意向

24) 自動車運転免許取得費助成

【認知状況】

自動車運転免許取得費助成の認知状況についてみると、「知っている」の割合が、サービス利用者で 17.7%、申請はしているサービス未利用者で 15.6%、サービス未利用者で 17.2%となっています。

所持している手帳の種類別にみると、サービス利用者では、「身体障害者手帳所持者」で「知っている」の割合が高く、約 3 割となっています。

申請はしているサービス未利用者では、「精神障害者保健福祉手帳所持者」で「知らない」の割合が 100%となっています。

サービス未利用者では、「療育手帳所持者」と「精神障害者保健福祉手帳所持者」で「知らない」の割合が高く、6 割を超えています。

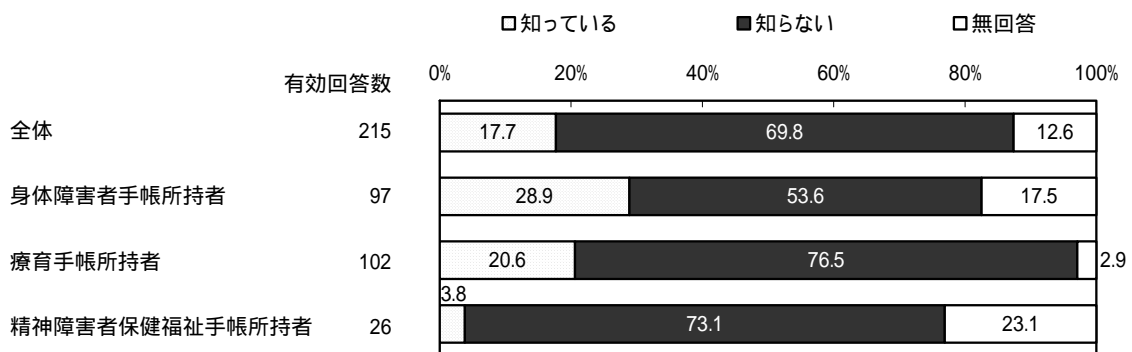


図 サービス利用者の認知状況

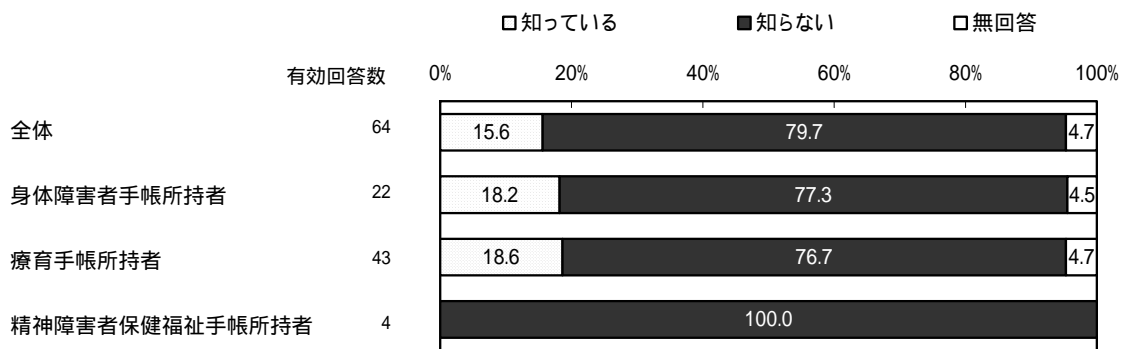


図 申請ありサービス未利用者の認知状況

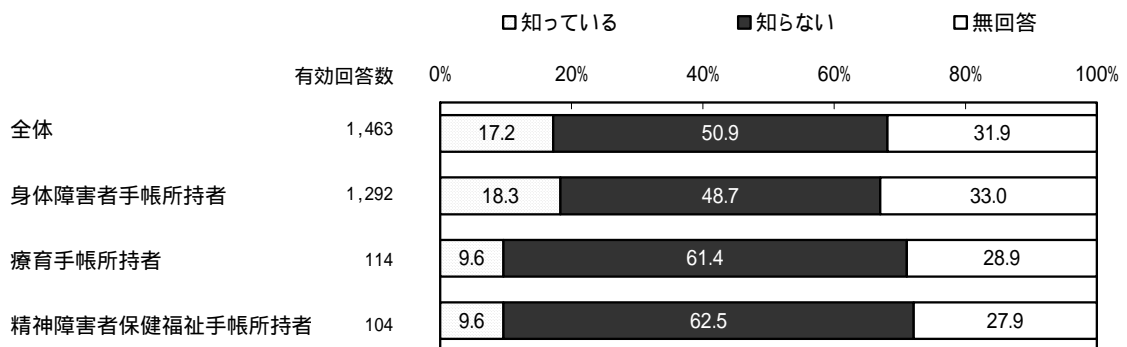


図 サービス未利用者の認知状況

【利用状況】

自動車運転免許取得費助成の利用状況についてみると、「利用したことがある」の割合が2.6%、「利用したことがない」の割合が92.1%となっています。

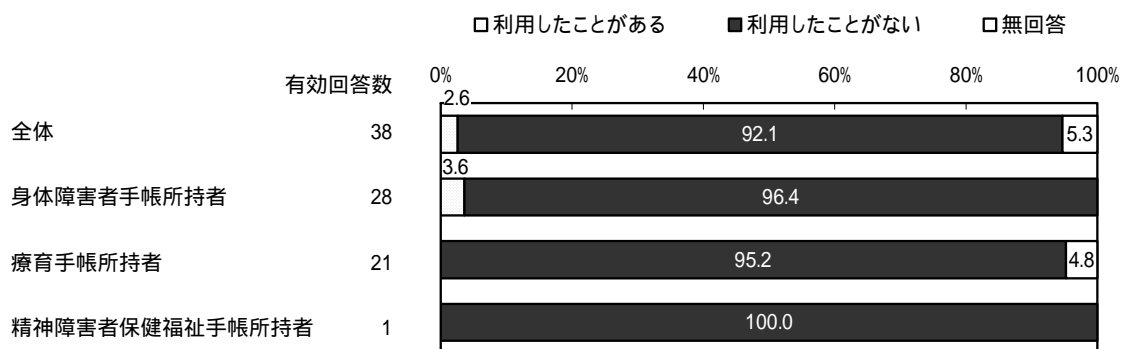


図 サービス利用者の利用状況

【利用意向】

自動車運転免許取得費助成の利用意向についてみると、「利用したい」の割合が、サービス利用者では0.5%、申請はしているサービス未利用者では0.0%、サービス未利用者では3.5%となっています。

所持している手帳の種類別にみると、サービス利用者では、「療育手帳所持者」で「必要ない」の割合が高く、9割を超えています。

申請はしているサービス未利用者では、大きな差異はみられません。

サービス未利用者では、大きな差異はみられません。

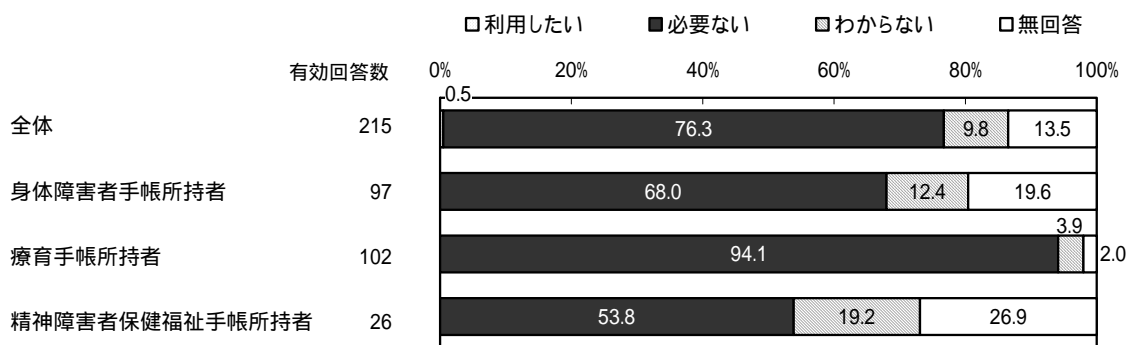


図 サービス利用者の利用意向

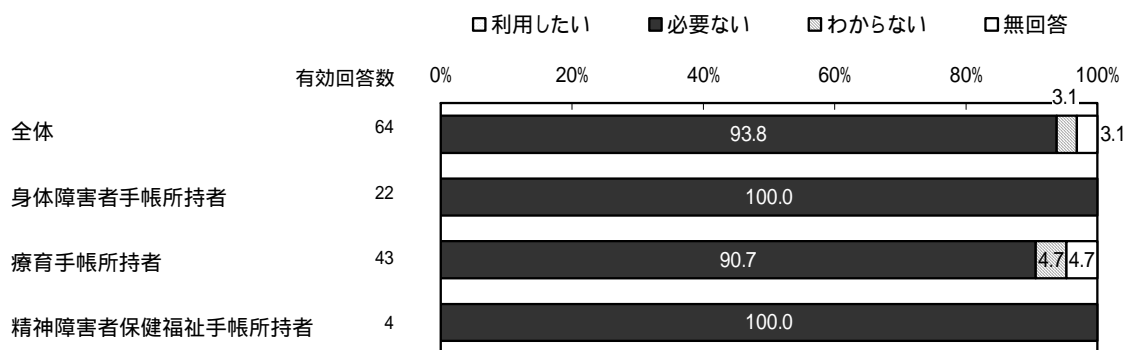


図 申請ありサービス未利用者の利用意向

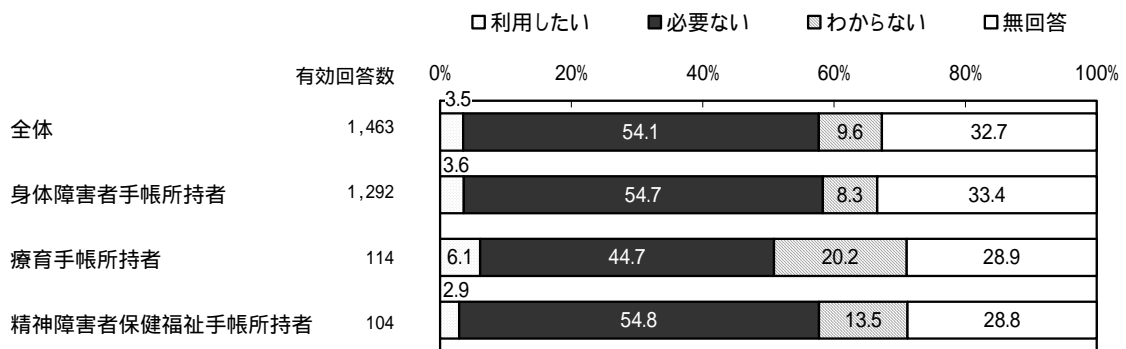


図 サービス未利用者の利用意向

25) 自動車改造費助成

【認知状況】

自動車改造費助成の認知状況についてみると、「知っている」の割合が、サービス利用者で 32.6%、申請はしているサービス未利用者で 23.4%、サービス未利用者で 26.0%となっています。

所持している手帳の種類別にみると、サービス利用者では、「身体障害者手帳所持者」で「知っている」の割合が高く、4割を超えています。

申請はしているサービス未利用者では、大きな差異はみられません。

サービス未利用者では、「療育手帳所持者」と「精神障害者保健福祉手帳所持者」で「知らない」の割合が高く、5割を超えています。

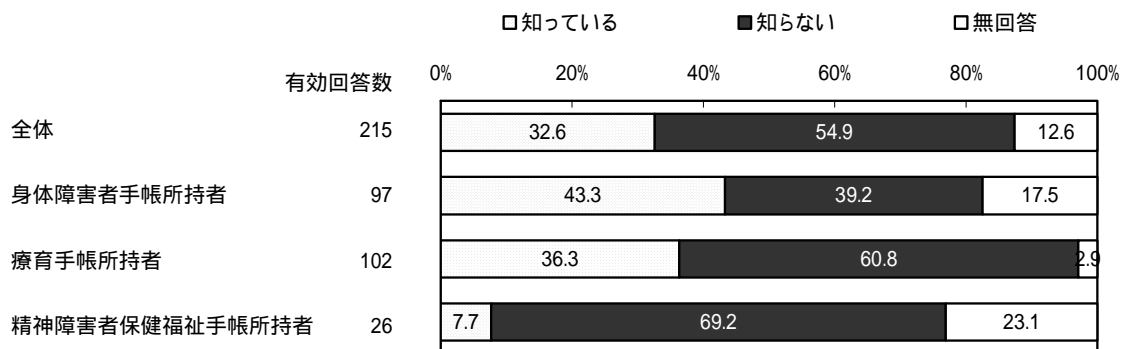


図 サービス利用者の認知状況

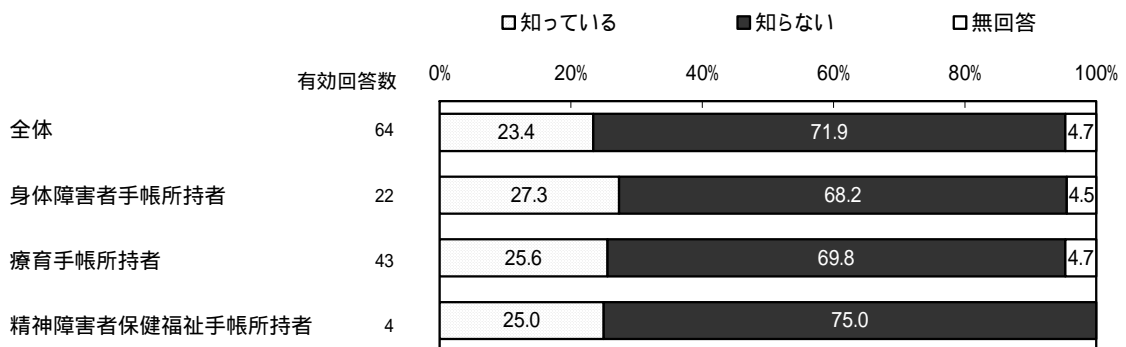


図 申請ありサービス未利用者の認知状況

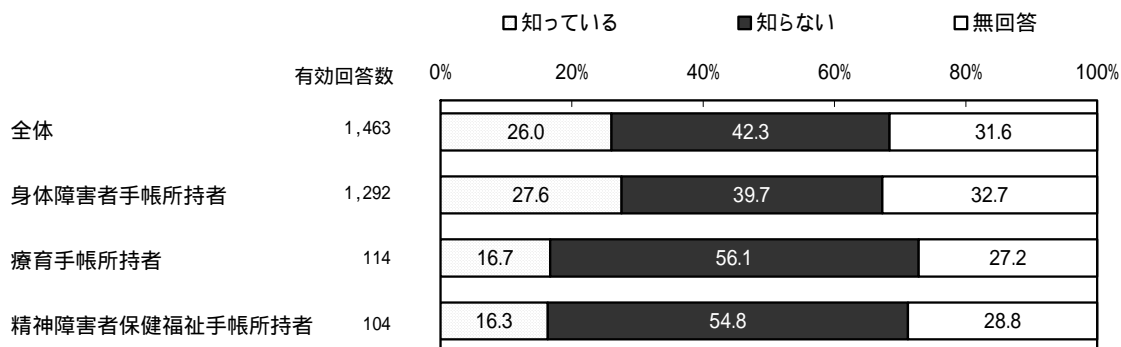


図 サービス未利用者の認知状況

【利用状況】

自動車改造費助成の利用状況についてみると、「利用したことがある」の割合が 5.7%、「利用したことがない」の割合が 87.1%となっています。

所持している手帳の種類別にみると、「身体障害者手帳所持者」で「利用したことがある」の割合が 9.5%となっています。

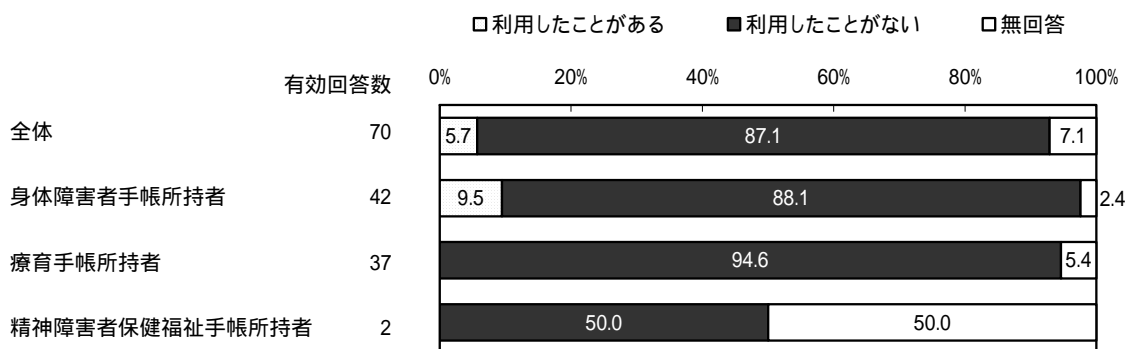


図 サービス利用者の利用状況

【利用意向】

自動車改造費助成の利用意向についてみると、「利用したい」の割合が、サービス利用者では 2.3%、申請はしているサービス未利用者では 0.0%、サービス未利用者では 5.6%となっています。

所持している手帳の種類別にみると、サービス利用者では、「療育手帳所持者」で「必要ない」の割合が高く、9割を超えています。

申請はしているサービス未利用者では、大きな差異はみられません。

サービス未利用者では、大きな差異はみられません。

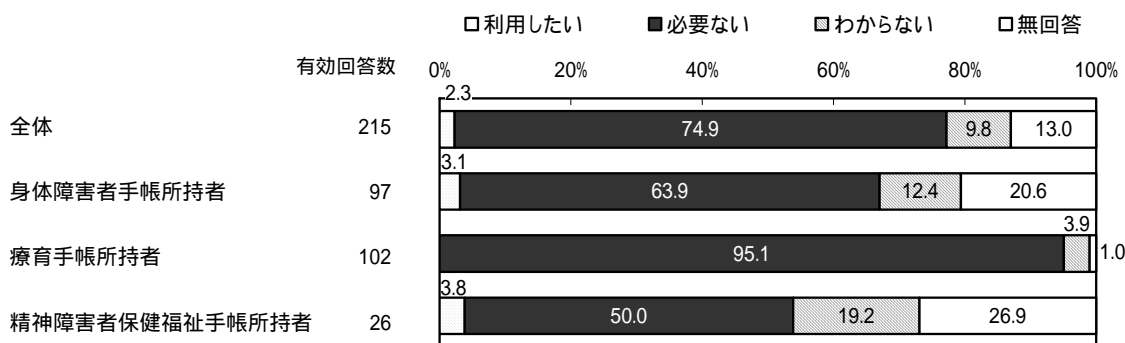


図 サービス利用者の利用意向

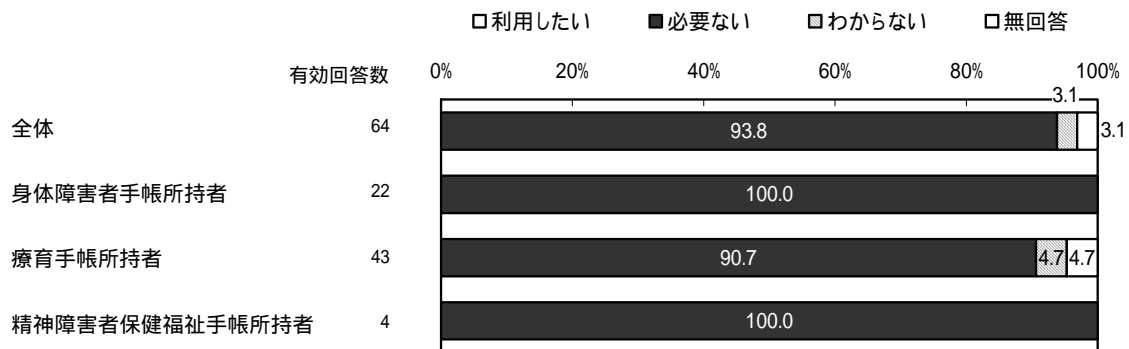


図 申請ありサービス未利用者の利用意向

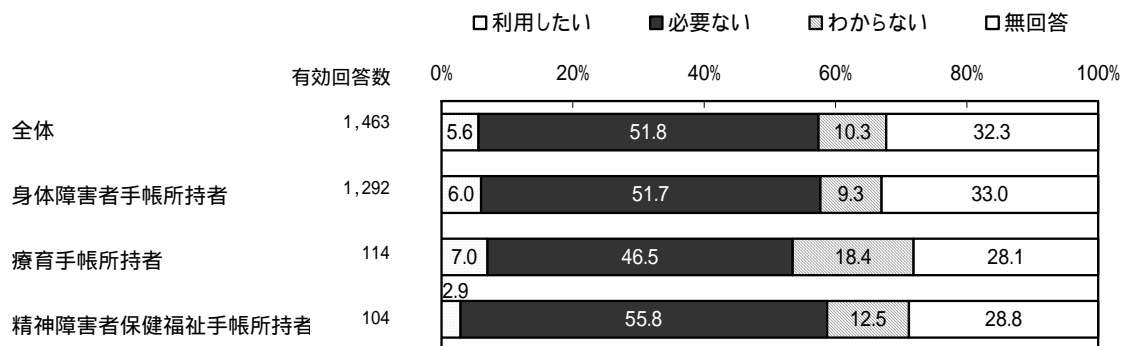


図 サービス未利用者の利用意向

5 事業者調査にみる移行見込み

事業者調査によると、現在、サービスを利用している人の今後の見込みは以下のとおりです。

現在の日中活動系サービス利用者の移行見込み (単位：人)

	旧体系	生活介護 療養介護	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行 支援	就労継続 支援(A 型)	就労継続 支援(B 型)	地域活動 支援セン ター	計
H19	122	0	0	0	0	0	42	0	164
H20	49	32	0	1	0	1	78	0	161
H21	37	39	0	1	0	1	77	0	155
H22	24	45	0	0	0	1	82	0	152
H23	9	48	0	0	2	1	91	0	151

現在の居住系サービス利用者の移行見込み (単位：人)

	グループホーム	ケアホーム	旧体系サービス	施設入所支援
H19	1	2	41	1
H20	12	5	22	3
H21	13	5	16	9
H22	15	5	8	11
H23	18	5	2	14

6 障害者団体に対するヒアリング調査結果

(1) 犬山市身体障害者福祉協会

地域生活について

駐車場について

- ・身体障害者用駐車場を設置する施設等が増えているが、空いていないことが多く、遠くに停めなければならないことがある。また、障害者以外の人が利用しないようコーン等を立てる場合があるが、逆に、一旦降りて除かなければならず、苦勞をすることがある。
- ・入り口から近い場所に駐車ができ、ドアを全開にできるスペースを確保してほしい。

市役所、公共施設等について

- ・車いすで利用する場合に、斜度が急なスロープは非常に怖く、また開きドアや段差がある場合などは移動に苦勞することがある。
- ・車いす用トイレの整備が進んでおり助かる。

障害者との関わり方について

- ・障害者同士なら、手助けを頼みやすいが、健常者には頼みにくい。また、障害者同士でも、どこまで手伝っていいのか、わからない面がある。
- ・障害者が地域活動に参加する場合、最初から自分の障害を伝えるほうが関係をつくりやすい。

就業について

- ・障害以外のいろいろな事情を託けて、解雇になることがあったが、実際は障害者であるため解雇されたことがある。
- ・身体の状態によって、できる範囲、できない範囲を採用時に企業に伝えるべきである。企業側の受け入れについての意思確認が必要である。
- ・障害者雇用の促進を企業に求めるだけでなく、身障者でも資格、免許等を取得できるものがあるため、障害者自ら取り組む姿勢も必要である。自分なりの目標を作って取り組むべきだと思う。
- ・「自分だけのために」と思うため、研修等の会場の変更や施設の整備等の要望することを遠慮してしまう。

障害福祉サービス等について

- ・介護保険サービスとの区別がわかりにくい。
- ・サービスの種類や利用については、十分にわかっていないのが現状である。
- ・特別支援学校の放課後など、本協会で他の障害者を受け入れできるとよい。
- ・異なる障害者と交流する機会があるとよい。

(2) 犬山市心身障害児（者）父母の会

地域生活について

知的障害に対する理解について

- ・知的障害者について、隣近所は理解してもらえるが、少し距離がある人の理解が得られにくい。地域の人がわかってもらえていることは、当事者にとって財産であり、その様な人がいることは非常に助かる。
- ・最近、障害者が加害者となる事件があるため、広く知的障害に対する理解をしてもらうことが大切である。しかし、どのように理解を得られているか、わからないため非常に不安である。

学校について

- ・無理して普通学級に入れる人もいるが、普通学級に入れることによって、周囲の理解が得られやすい。学校は、長い時間、その子に触れることができ、大事である。
- ・特別支援学級に入っているにもかかわらず、障害の特性をわかってもらえず苦労したことがある。

地域との関わりについて

- ・地域の盆踊り等、知的障害者が参加できる機会がなくなってしまい、その結果、地域の人と触れ合える機会がなくなった。
- ・地域の行事等に誘ってもらえる事は非常にうれしいことである。しかし、サポートしてもらえない人がいないため、参加できなかったことがある。

就業について

- ・ハローワークは、障害者も健常者も同じ目線で話されるため、障害者担当の専門窓口と専門員を配置してもらいたい。
- ・就労したすぐは、サポートしてもらえるが、慣れてくると自分で行うように指示される。「いつものとおりに行う」と言われても本人は理解できない。そのため、企業に就職しても短期間で退職してしまう。
- ・作業に慣れるまでに時間が必要であり、また、慣れても、ほんの少しの変化で緊張してしまいできなくなることがある。このような点を理解して指示や支援を行ってもらいたい。
- ・ジョブコーチの制度は知らなかった。良い制度のため積極的に活用できるとよい。

障害福祉サービスについて

日常生活の支援について

- ・現在、地域移行先としてグループホームやケアホームが考えられているようであるが、自閉症の人は、人とのコミュニケーションが苦手であり、共同生活に適応できるか不安である。
- ・入所施設については、現在の障害の程度区分では入れない。障害程度区分で利用施設が決定される現在の制度は理解できない。本人の障害の特性に応じて利用施設を選択できる制度にしてもらいたい。

相談支援について

- ・悩みや不安な点があると、親同士で相談しており、市役所等へ相談したことはほとんどない。相談窓口はあっても何を相談したらよいのか、とってしまう。小さなことの積み上げの相談は、施設の人での対応のほうが相談しやすい。
- ・もっと気軽に相談できる窓口があるとよい。
- ・相談できるところがないため、他のサービス内容がわからず、利用に結びついていない。

外出支援について

- ・外出支援について、トイレなど性別の問題もがあるため、事業所の体制次第で利用できないこともある。
- ・一時的に障害者を預かってもらえるサービスがほしい。

その他

- ・親の高齢化に伴い、本人の将来が非常に心配である。地域で障害者一人では生きていけないため、将来への対応が望まれる。
- ・利用料の自己負担は理解できない。
- ・ちょっとした運動ができる障害者が使える施設があればいい。
- ・障害者自立支援法となって、事業所の土日を利用した年中行事がなくなってしまうことはさみしい。授産施設でも、親とのコミュニケーションが少ないが、指導員が大変なことはわかるために、相談できない。少しのことは、我慢しなければいけない、と思ってしまう。
- ・絵などの習い事ができる場がほしい。
- ・健常児に比べて、健康でないため、予防接種などの助成をしてほしい。

(3)尾北精神障害者家族会(しらゆり会)犬山支部

地域生活について

- ・本人も家族も、周囲の目を非常に気にして生活しており、家族も一歩引いてしまっているため、地域での理解が得られにくくなっている。
- ・このように家族も積極的に地域の人に関わることができないため、精神障害に対する理解について、民生委員等第三者が間に入ってもらって、理解を広めてほしい。
- ・本人は、あいさつをできないため、近所の人から「あいさつもしない人がいる」という噂があった。異様な感じを与える面があり、理解が得られないが、理解をするきっかけとして、あいさつなど声かけをしてほしい。

就業について

- ・障害者の就労支援等制度はあるが、精神障害者のほとんどの人は就労できないのが実態である。就労できない人の受け皿がないため、就労できない人のことも併せて考えてほしい。
- ・ハローワークについては、健常者と同様の扱いをするため、障害を隠して就職してしまう人があり、結果、問題が生じて退職してしまう。

- ・障害者が働くためには、障害への理解は不可欠なため、障害に理解のある企業の開拓、就労後の支援をしてもらえる機関があるといい。
- ・就労してから、悩み事があってもどこに相談したらいいのか、わからない。
- ・就労しようとする意欲のある人は多いため、障害の状況を企業に伝えてくれるジョブコーチ等の具体的な制度がほしい。
- ・障害者雇用についての規制はあるが、達成するための支援が必要である。

障害福祉サービスについて

日常生活の支援について

- ・グループホームを新設しようとしても、県の補助制度を有効に活用できる環境にない。
- ・入院中の障害者が退院すると、周囲からの刺激が強く、逆に病態が悪化するケースがある。そのため、退院した人が和めるような場所がほしい。

相談支援について

- ・相談支援事業として、どのようなことを行っているのか、わからない。
- ・病院に行くことを拒否する障害者の支援が問題である。そういう人は、どこに相談に行きたいのか、わからない状態である。
- ・市役所の建て替えに併せて、相談窓口を充実するとともに、専門員を配置してほしい。

医療について

- ・身体障害者や知的障害者は医療費の助成制度があるが、精神障害者は通院や入院の助成のみで、一般疾病に対する助成がない。3 障害一元化されていない。精神障害に係る病気以外の病気に対しての負担をなくしてほしい。
- ・精神病の薬を飲むと、歯が弱くなるが、歯科については、3 割負担であるため収入のない障害者にはかなりの負担となる。

その他

- ・家族は、いろんな制度を知らない。障害年金すらも知らない人も多い。障害施策の周知に力を入れてほしい。
- ・有料道路の助成制度等、他の障害者と同様に障害者施策を利用できるようにしてもらいたい。

7 市内の指定事業者等

(1) 指定障害福祉サービス事業者

種別	事業者名		対象者	TEL	住所
訪問系	居宅介護、 重度訪問介護	犬山市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所	身体・知的 精神・児童	62-2508	犬山市大字犬山字北古券 2番地
		(株) 壮健 愛北ヶアステーション	身体・知的 精神・児童	62-2461	犬山市松本町2-29
	児童デイサービス	犬山市心身障害児デイサービス センターこすもす園	児童	61-6690	犬山市犬山字辰ヶ池45番 地1
		社会福祉法人ひかり学園 ひかり学園	知的	61-4591	犬山市前原字橋爪山123
	短期入所 (ショートステイ)	社会福祉法人まみずの里 水平館	知的・児童	68-1119	犬山市牛岩37-1
		医療法人桜桂会 アークヒルズショートステイ	精神	63-0244	犬山市塔野地字大畔216
	相談支援	犬山市障害者相談支援事業	身体・知的 児童	61-1800	犬山市大字犬山字東畑36
医療法人桜桂会 せせらぎ		精神	63-0221	犬山市塔野地字大畔216	
日中活動系	生活介護	社会福祉法人まみずの里 水平館	知的	68-1119	犬山市牛岩37-1
		社会福祉法人まみずの里 ひびき作業所	知的	61-9222	犬山市前原字橋爪山14番 2
	就労継続支援 (B型)	社会福祉法人まみずの里 ひびき作業所	知的	61-9222	犬山市前原字橋爪山14番 2
		社会福祉法人まみずの里 サンワークス	知的	62-4733	犬山市五郎丸東1-69-1
居住系	共同生活援助 (グループホーム)	社会福祉法人 まみずの里 グループホーム 花畑	知的	61-5553	犬山市犬山字東古券637 番地
		グループホーム うりくり		65-1130	犬山市東古券113
		社会福祉法人 まみずの里 グループホーム 飛翔館	知的	61-5578	犬山市大字五郎字清水坪 14-30
		グループホーム しずく		61-9333	犬山字瑞泉寺14-14
	共同生活援助 (グループホーム) 共同生活介護 (ケアホーム)	社会福祉法人ひかり学園 日の出第1ホーム	知的	68-3887	犬山市羽黒井島1-8
		社会福祉法人ひかり学園 日の出第2ホーム	知的	67-1410	犬山市羽黒字北郷79-1
		社会福祉法人あいち清光会 フレンドホームきらきら星	知的	67-0006	犬山市長者町2-72
		医療法人桜桂会 希望が丘	精神	63-7257	犬山市塔野地字大畔215
	施設入所支援	社会福祉法人まみずの里 水平館	知的	68-1119	犬山市牛岩37-1

(2) 旧法による指定事業者

種別	事業者名	対象者	TEL	住所
知的障害者 入所更生施設	社会福祉法人ひかり学園 ひかり学園	知的	61-4591	犬山市前原字橋爪山123

(3) 精神障害者関係施設

種別	事業者名	対象者	TEL	住所
生活訓練施設 (援護寮)	医療法人桜桂会 アーカイブ	精神	63-0244	犬山市大字塔野地字大畔 215
授産施設	医療法人桜桂会 来果	精神	63-0240	犬山市大字塔野地字大畔 215

(4) 精神の医療機関

医療機関名	TEL	住所
医療法人桜桂会 神経科犬山病院	61-1505	犬山市塔野地大畔10
医療法人社団志聖会 犬山中央病院	62-8111	犬山市大字五郎丸字ニタ子塚6-18-2
くりきメンタルクリニック	63-3007	犬山市富士見町9丁目9番地 ル・シャネル犬山1階

(5) 相談支援

指定相談支援事業所

事業所名	経営主体	所在地
犬山市障害者相談支援事業所	犬山市	0568-61-1800 犬山市大字犬山字東畑36 (福祉課)
指定相談支援事業所 せせらぎ	医療法人 桜桂会	0568-63-0221 犬山市大字塔野地字大畔 216番地

その他相談事業

事業所名	経営主体	所在地
地域福祉サービスセンター	犬山市社会福祉協議会	0568-63-2918 犬山市大字犬山字北古券2 番地(福祉会館内)
犬山市民健康館さら・さくら	犬山市	0568-63-3800 犬山市大字前原字橋爪山15 番地2
江南保健所	愛知県	0587-56-2157 江南市布袋下山町西80

ピアカウンセリング・・・身体障害者相談員、知的障害者相談員、しらゆり家族会

(6) 地域生活支援事業サービス事業者

種別	事業者名	対象者	TEL	住所
移動支援	犬山市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所	身体・知的 精神・児童	62-2508	犬山市大字犬山字 北古券2番地
日中一時支援 事業	社会福祉法人ひかり学園 ひかり学園	知的	61-4591	犬山市前原字橋爪 山123
	社会福祉法人まみずの里 水平館	知的・児童	68-1119	犬山市牛岩37-1
地域活動支援 センター事業	犬山市身体障害者活動センター 「ふれんど」	身体	61-8008	犬山市大字犬山字 相生50
	医療法人桜桂会 地域活動支援センター希楽里	精神	63-0221	犬山市塔野地字大 畔216
生活サポート 事業	犬山市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所	身体・知的 精神・児童	62-2508	犬山市大字犬山字 北古券2番地

8 用語の説明

あ

移動支援

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活や社会参加を促すことを目的とした事業。支援の形としては、個別支援型、グループ支援型、車両移送型がある。

NPO

民間非営利組織、non profit organization の頭文字をとったもの。営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。平成10年に制定された特定非営利活動促進法により、法人格（特定非営利活動法人）の取得が容易になった。

か

機能訓練

損なわれた身体機能の維持・回復を図るための訓練。まひなどにより失われた機能の維持・回復を図る運動療法、機能的作業療法と、機能障害が永続的になった場合、残された健全な機能の開発を図る日常生活動作訓練などを行う。

居宅介護

居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。

グループホーム

地域社会の中にある住宅（アパート、マンション、一戸建て等）において、数人の障害者等が一定の経済的負担を負って共同生活をする形態。同居あるいは近隣に居住している専任の世話人により食事の提供、相談その他の日常生活援助が行われる。

ケアホーム

グループホーム同様に夜間や休日に共同生活を営む住居で、入浴や排せつ、食事の介護等を行う。

ケアマネジメント

生活困難な状態になり援助を必要とする利用者が、迅速かつ効果的に、必要とされるすべての保険・医療・福祉サービスを受けられるように調整することを目的とした援助展開の方法のこと。

権利擁護制度

知的障害者、精神障害者等判断能力が充分でない人に対して、福祉サービスの利用に関する相談・助言、必要な手続や利用料の支払いに関する便宜供与など、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う。

行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって、常時介護を要する者について、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行う。

さ

支援費制度

「措置制度」を改め、障害者がサービスを選択し、サービスの利用者とサービスを提供する施設・事業者とが対等の関係に立って、契約に基づきサービスを利用するという制度のこと。平成 15 年度から平成 17 年度まで実施。

施設入所支援

施設に入所する障害者に、主として夜間において、入浴、排せつまたは食事の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。

重度訪問介護

重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う。

重度障害者等包括支援

常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるものうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者につき、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び旧法施設（通所に限る。）を包括的に行う。

就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。

就労継続支援（A型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労するものにつき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、通常の事業所に交渉されていた障害者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

授産施設

身体上・精神上の理由または世帯の事情により就業能力が限られている者を入所・通所させ、就労または技能の習得のために必要な機会・便宜を与えて、その自立を助長することを目的とする施設のこと。

障害者基本法

障害者（定義：身体障害、知的障害又は精神障害があるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者）の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律にこと。

障害者の雇用の促進等に関する法律

障害者の職業生活において自立を促進するための措置を総合的に講じ、もって障害者の職業の安定を図ることを目的とする法律のこと。

障害者週間

障害者基本法の公布日である12月3日から国連で「障害者の権利宣言」が採択された日の9日までの1週間が障害者週間。国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としている。

障害者の法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく制度で、事業主が一定の割合の障害者を雇用する義務を負う制度のこと。この割合を法定雇用率という。

$$\text{法定雇用障害者数} = (\text{企業全体の労働者数} - \text{除外率相当数}) \times \text{障害者雇用率}$$

	法定雇用率
民間企業	1.8%
特殊法人	2.1%
官公庁	2.1%
厚生労働大臣の指定する教育委員会	2.0%

小規模作業所

一般の企業等では働くことができない障害者の働く場として、障害者、親、職員をはじめとする関係者の共同の事業として地域の中で生まれ、運営されている作業所。共同作業所、小規模授産所、福祉作業所などの名称でも呼ばれている。

上限額

障害福祉サービスの定率負担に対し、所得に応じ、ひと月あたりに負担する上限の金額のこと。上限額とは別に、負担が重くなりすぎないように利用者負担軽減措置が設けられている。

区分	対象者	上限額（月額）
生活保護	生活保護受給者	0円
低所得1	市町村民税非課税者で、サービスを利用する本人の収入が80万円以下。（障害児の場合は、非課税世帯で保護者の収入が80万円以下）	15,000円
低所得2	市町村民税非課税者で、サービスを利用する本人の収入が80万円超。（障害児の場合は、非課税世帯で保護者の収入が80万円以下）	24,600円
一般	市町村民税が課税（障害児は課税世帯）の人	37,200円

ショートステイ

介護を行う者の疾病、その他の理由により、居宅において介護を受けることができず、一時的な保護を必要とする重度身体障害者を身体障害者更生施設、身体障害者療護施設又は身体障害者授産施設に短期間（原則として7日以内）入所させ、必要な保護を行う。

職場適応援助者（ジョブコーチ）

障害者の企業実習に付き添って、職場環境を調整しながら、仕事の手順や通勤などを実際に指導する援助者のこと。

身体障害者更生施設

身体に障害のある人が入所し、その更生に必要な治療又は指導を受けその更生に必要な訓練を行う施設のこと。

身体障害者授産施設

雇用されることが困難な身体に障害のある人が入所し、必要な訓練を受け、就労し自活する施設のこと。

身体障害者相談員

身体障害者福祉法に基づく身体に障害のある人の福祉の増進を図るための民間協力者のこと。都道府県又は指定都市もしくは中核市が委嘱する。委嘱期間は2年。身体に障害のある人の地域活動の中核体となり、その活動の推進を図ること、身体に障害のある人の更生援護に関する相談に応じ必要な指導を行うこと、身体に障害のある人の更生援護

につき、関係機関の業務に協力すること、身体に障害のある人に対する国民の認識と理解を深めるため、関連団体等との連携を図り援護思想の普及に努めること、その他附帯する業務を行うこと、などの業務を行う。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき交付され、同法に規定する更生援護を受けることができると認められた者に交付される手帳のこと。対象となる障害は、視覚障害、聴覚又は平衡機能の障害、音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部機能障害（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、又は直腸、小腸、免疫の機能障害）で、障害の程度により1級から6級の等級が記載される。

身体障害者療護施設

身体上の著しい障害のため常時介護を必要とするが、家庭ではこれを受けることの困難な重度の障害者を入所させ医学的管理の下に必要な養護を行う施設のこと。

児童デイサービス

知的障害児施設等で、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行う。

自立訓練（機能訓練）

身体障害を有する障害者につき、障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

自立訓練（生活訓練）

知的障害又は精神障害を有する障害者につき、障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

自立支援医療

障害者自立支援法の施行により、これまでの障害に係る公費負担医療（精神通院医療、更生医療、育成医療）が自立支援医療として統合された。利用者負担は、基本は1割の定率負担であるが、低所得世帯だけでなく、一定の負担能力があっても継続的に相当額の医療費負担が生じる人々にも1月当たりの負担に上減額を設定するなどの負担軽減策を講じている。

生活介護

障害者支援施設等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を必要とするものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生産能力の向上のために必要な援助を行う。

精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、都道府県知事が精神障害の状態にあると認められた者に交付される手帳のこと。障害の程度により1級から3級の等級が記載される。

精神障害者通院医療費公費負担制度

精神障害者の通院医療を促進するため、精神障害者が指定の病院、診療所又は薬局で入院しないで医療を受ける場合、その医療に要する費用の100分の95を限度として公費で負担する制度のこと。

成年後見制度

判断能力の不十分な成年者（知的障害者、精神障害者など）を保護するため、一定の場合に、本人の行為能力を制限するとともに、本人のために法律行為を行い、または本人による法律行為を助ける者を選任する制度のこと。

た

地域生活支援事業

障害者（児）が、その能力及び適性に応じ、自立した日常生活を送ることができるように、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟なサービスを提供する事業のこと。法律上実施しなければならない具体的な事業を定めているが、これに限らず、市町村または都道府県の判断により必要な事業を実施することができる。

知的障害者授産施設

雇用されることが困難な知的障害のある人が入所し、必要な訓練を受け、就労し自活する施設のこと。

知的障害者相談員

知的障害者福祉法により、知的障害のある人の福祉の増進を図ることを目的に置かれる民間協力者のこと。都道府県知事又は指定都市・中核市の市長が委嘱する。定められた地域内において、知的障害のある人の家庭における養育、生活等に関する相談に応じ、必要な指導、助言を行うこと、知的障害のある人の施設入所、就学、就職等に関し、関係機関へ連絡すること、知的障害のある人に対する援護思想の普及に努めること等を業務とする。

特別支援教育

これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、発達障害も含めた障害のある児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う。

知的障害者更生施設

知的障害者を保護するとともに、その更生に必要な指導及び訓練を行う施設のこと。

な

日常生活用具の給付

日常生活の便宜を図り、福祉を増進することを目的とし、在宅の重度障害者（児）に対し、ストマ用装具等の日常生活用具を給付する。

日中一時支援

障害者等を一時的に預かり、日中活動の場の提供と、障害者等の家族の就労支援及び日常的介護をする家族の休息の確保を行う。宿泊を伴わない短期入所を利用していた障害者等も対象とする。

ノーマライゼーション

デンマークのバンク・ミケルセンが知的障害者の処遇に関して訴え、北欧から世界へ広まった障害者福祉の最も重要な概念のこと。障害者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方であり、方法である。障害のある人々に対する取組みが、保護主義や隔離主義など必ずしもその人間性を十分に尊重したものではない状態に陥りがちであったことを反省、払拭しようとするもので、このノーマライゼーションの思想は、「障害者の権利宣言」の底流をなし、「完全参加と平等」をテーマとした「国際障害者年行動計画」にも反映されている。

発達障害者支援法

発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のためには発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であり、このため、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにし、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加への支援を図ることを目的とする法律にこと。

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。建物内の段差の解消など物理的障壁の除去という意味と、障害者の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味がある。

福祉教育

国、地方公共団体、民間団体、ボランティア等が主に住民を対象として、福祉についての知識や理解、住民参加を促すために、講習、広報等の手段により行う教育のこと。近年においては、家族機能の低下、地域の連帯の喪失等の社会状況の変化に伴い福祉教育の割合は大きくなりつつある。なお、学校においても、児童・生徒に対して福祉教育がなされている。

福祉ホーム

低額な料金で居室その他の設備を利用し、日常生活に必要な支援を行う。

ホームヘルパー

高齢者、心身障害者（児）の家庭を訪問し、入浴・排せつ・食事等の保護、衣類の洗濯、住居等の掃除、生活必需品の買い物、関連機関等との連絡、生活・身上・介護に関する相談・助言を業務とする職種のこと。

補装具

身体障害者（児）の身体の一部の欠損又は機能の障害を補い、日常生活や職業生活を容易にするため用いられる器具（補聴器、車いす等）の総称のこと。

リハビリテーション

心身に障害を持つ方の人間的復権を理念として、障害者の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術のこと。

療育

医療・治療の「療」と、養育・保育・教育の「育」を合体した造語のこと。障害のある児童に対しては、医学的治療だけでなく、養育や教育を行い、残された能力や可能性を開発しなければならない。歴史的には、とくに肢体不自由のある児童や重症心身障害のある児童の分野で用いられてきた。

療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して交付される手帳のこと。療育手帳を所持することにより、知的障害者（児）は一貫した指導・相談を受けるとともに、各種の援護措置を受けやすくなる。

療養介護

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって、常時介護を要する者に、主として昼間に病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び日常生活上の世話を行う。